

嵐山町議会令和2年第2回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 （6月4日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	7
常任委員会所管事務調査報告	9
議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
休会の議決	12
散会の宣告	13

第 2 号 （6月9日）

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
本会議に出席した事務局職員	16
説明のための出席者	16
開議の宣告	17

諸般の報告	1 7
一般質問	1 7
3 番 狛 守 勝 義 議員	1 7
8 番 長 島 邦 夫 議員	2 4
9 番 青 柳 賢 治 議員	3 7
6 番 大 野 敏 行 議員	4 5
1 0 番 川 口 浩 史 議員	4 9
散会の宣告	6 7

第 3 号 （6 月 1 0 日）

議事日程	6 9
出席議員	7 0
欠席議員	7 0
本会議に出席した事務局職員	7 0
説明のための出席者	7 0
開議の宣告	7 3
諸般の報告	7 3
一般質問	7 3
1 2 番 渋 谷 登美子 議員	7 3
4 番 藤 野 和 美 議員	1 0 1
7 番 畠 山 美 幸 議員	1 1 7
散会の宣告	1 2 9

第 4 号 （6 月 1 1 日）

議事日程	1 3 1
出席議員	1 3 3
欠席議員	1 3 3
本会議に出席した事務局職員	1 3 3
説明のための出席者	1 3 3
開議の宣告	1 3 5

諸般の報告	1 3 5
報告第 1 号の上程、説明、質疑	1 3 5
報告第 2 号の上程、説明、質疑	1 3 6
報告第 3 号の上程、説明、質疑	1 3 8
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 7
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決	1 7 9
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 3
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 5
議案第 3 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 9 6
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 9
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 7
会議時間の延長	2 2 2
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 5
閉会中の継続調査の申し出について	2 3 8
日程の追加	2 3 9
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 3

町長挨拶	2 5 8
議長挨拶	2 5 9
閉会の宣告	2 6 0
署名議員	2 6 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第115号

令和2年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月20日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 令和2年6月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番	小 林	智	議員	２番	山 田	良 秋	議員
３番	狛 守	勝 義	議員	４番	藤 野	和 美	議員
５番	佐久間	孝 光	議員	６番	大 野	敏 行	議員
７番	畠 山	美 幸	議員	８番	長 島	邦 夫	議員
９番	青 柳	賢 治	議員	１０番	川 口	浩 史	議員
１１番	松 本	美 子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一 人	議員				

○不応招議員（なし）

令和２年第２回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

６月４日（木）午前１０時開議

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 諸般の報告（森議長）
- 日程第 ４ 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 永島教育長）
- 日程第 ５ 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 ６ 議案第３３号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）

○出席議員（１３名）

１番	小林智	議員	２番	山田良秋	議員
３番	狩守勝義	議員	４番	藤野和美	議員
５番	佐久間孝光	議員	６番	大野敏行	議員
７番	畠山美幸	議員	８番	長島邦夫	議員
９番	青柳賢治	議員	１０番	川口浩史	議員
１１番	松本美子	議員	１２番	渋谷登美子	議員
１３番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
柳下和之	技監
青木務	参事兼総務課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
永島宣幸	教 育 長

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第7番 畠 山 美 幸 議員

第8番 長 島 邦 夫 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

〔松本美子議会運営委員長登壇〕

○松本美子議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にいたしまして、5月28日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員といたしまして出席者として森議

長、出席要求に基づく出席者といたしまして岩澤町長、安藤副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただきました。提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認9件、人事1件、条例4件、予算2件、その他2件の計21件ということでございます。このほか、追加議案並びに議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議をした結果、第2回定例会は本日6月4日より11日までの8日間とすることに決定をいたしました。

今期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

なお、一般質問は受付順といたしまして、6月9日に1番の伏守勝義議員から5番の川口浩史議員、6月10日には6番の渋谷登美子議員から8番の畠山議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月4日から11日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告3件、承認9件、人事1件、条例4件、予算2件及びその他2件の計21件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長提出議案が追加して提出されましたので、報告いたします。議案第34号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件、議案第35号 令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件、以上の2件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加して提出された町長提出議案２件につきましては、本日の議会運営委員会において協議の上、11日に審議する予定でありますので、ご了承願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、２月から５月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました発議第２号 気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出についての件につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において採択した陳情第１号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書について、処理経過及び結果報告の請求を申し上げておりましたが、このほど報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、令和２年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）に関する説明書の訂正表を配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

さて、本日ここに令和２年嵐山町議会第２回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につつま

してご審議を賜りますこと、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告3件、承認2件、人事1件、条例4件、予算2件、そのほか2件の計21件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、令和2年2月から令和2年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、各種事業の中止や自粛を行っております。

また、4月1日現在の職員総数でございますが、三役を除きまして139名であります。新採用職員につきましては7名、また喫緊の課題に対応するため引き続き埼玉県から1名の派遣をいただいております。今後も公務能率の向上を図り、町民ニーズに的確に応えるべく、職員一丸となって様々な課題に取り組んでまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

なお、1つ追加の報告をさせていただきます。安藤副町長ですが、従前より9月8日をもって退職したい旨、願いが出されておりました。任期は残っているため慰留に努めました。しかし、意思固く断念、昨日承諾をいたしました。

以上、ご報告でございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から1点だけ報告をさせていただきます。

資料34ページを御覧ください。2、学校教育関係、(1)、卒業園式、入学園式についてでございます。2月27日、国並びに県からの休業要請に基づきまして、3月2日から小中学校ともに臨時休業となりました。臨時休業期間中ではありましたが、小中学校の卒業式につきましては、教職員と卒業生のみで実施をさせていただきました。

さらに、臨時休業期間の延長に伴いまして、小中学校の入学式につきましても、教職員、新入生、新入生保護者1名での開催とさせていただきました。また、幼稚園の入園式につきましても、会場を園庭とし、保護者同席で実施をさせていただきました。

学校再開に関しましては、5月27日に準備のための登校を実施いたしました。午前、午後に分けての分散登校とし、児童生徒にとって久々の登校、特に小学校1年生、中学校1年生にとっては、ほとんど初めての登校でございました。子どもたちは、明るく元気に校舎の中に入っていましたし、また先生方もとても明るく迎えてくださいました。6月1日から分散登校を行っております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、できるだけ7月からは本来と同様な教育活動に戻していけたらというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、議員の皆様には、例年と違い様々な学校行事等が中止になったり簡素化されたりしておりますことに、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 委員長の長島です。

議長から指名をいただきましたので、広報広聴常任委員会の報告を朗読をもって行いたいと思います。

令和2年6月4日

嵐山町議会議長 森 一人 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

(1) 広報部会

議会だより178号の発行について

令和2年第1回定例会内容を広報するため、3月25日原稿締め切り、3月30日入稿、4月8日初校、4月16日再校、5月1日発行予定にて委員会を開催する。特に今号は新型コロナウイルス感染が危惧される中の発行であって、スムーズな運営と正確性が重視される予算議会の報告であった。であっても今まで進めてきたデータ入稿、テレワーク作業が大きく効果をだし、編集作業の確実性に大きな効果を発揮した。

(2) 広聴部会

第16回議会報告会開催準備について

①開催準備を始めた時点で既に新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、開催は厳しい状況と予想されたが、説明資料は通常にパワーポイント形式にて作成、準備はされる。

②4月7日に政府緊急事態宣言が発出され、感染予防のため、5月8日に予定された報告会リハーサル、5月16日の議会報告会は中止となる。尚、中止広報はホームページ、5月1日発行の議会だよりにて住民にお伝えする他、報告会資料はホームページで公開することになった。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第6、議案第33号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第33号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、町道路線を廃止することについて、公共用地使用申請の件でございます。

公共用地の使用申請に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもって説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

〔伊藤恵一郎まちづくり整備課長登壇〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第33号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案第33号は、公共用地使用申請に伴う町道路線の廃止についてでございます。

町道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線は、町道志賀240号線、町道志賀337号線、町道志賀454号線の3路線でございます。太陽光発電施設事業地内において公共用地の使用について申請され、地元地区との管理協定も提携されたことに伴い、道路を廃止させていただくものでございます。

廃止する路線の延長及び幅員につきましては、志賀240号線が延長191.07メートル、幅員1.04メートルから2.19メートル、志賀337号線が延長195.90メートル、幅員0.79から1.40メートル、志賀454号線が延長271.27メートル、幅員1.01から2.17メートルでございます。

なお、議案書に路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入口に同様の図面と位置図を掲示させていただいておりますので、ご高覧ください。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 着座でよろしいですね。この公共用地にして、どのような

活用を考えているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 普通財産として、太陽光発電事業者に貸付けを行う予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、どのぐらいの収入が見込まれるのでしょうか。分かなければ後でいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

志賀240号線が年額約4万7,000円、志賀337号線と志賀454号線を年額11万3,000円と予定しているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第33号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終えるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月5日、8日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月5日、8日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時19分)

令和2年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

6月9日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員	狹 守 勝 義 議員
第8番議員	長 島 邦 夫 議員
第9番議員	青 柳 賢 治 議員
第6番議員	大 野 敏 行 議員
第10番議員	川 口 浩 史 議員

○出席議員（１３名）

１番	小林	智	議員	２番	山田	良秋	議員
３番	狛守	勝義	議員	４番	藤野	和美	議員
５番	佐久間	孝光	議員	６番	大野	敏行	議員
７番	畠山	美幸	議員	８番	長島	邦夫	議員
９番	青柳	賢治	議員	１０番	川口	浩史	議員
１１番	松本	美子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課長	
山岸	堅	地域支援課長	
村田	朗	税務課長	
高橋	喜代美	町民課長	
前田	宗利	子育て支援課長	
近藤	久代	健康いきいき課長	
藤永	政昭	企業支援課長	
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長	
永島	宣幸	教 育 長	
村上	伸二	教育委員会事務局長	

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第2回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 狢 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、狢守勝義議員。

初めに、質問事項1の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休校後の学校再開についてからです。どうぞ。

〔3番 狢守勝義議員一般質問席登壇〕

○3番(狢守勝義議員) 3番議員の狢守勝義でございます。議長のご指名をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。また、議会運営委員会の取決めに よりまして、このまま座ったまま質問させていただきます。

それでは、大項目の1のほうから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休校後の学校再開について。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、小中学校の休校期間が3か月にも及びました。この間、国内では緊急事態宣言が発出され、コロナウイルスへの感染恐怖や外出自粛要請、特定業種への休業要請などによって、心身の不調、経済の低迷など人々の日常生活に支障を来すような状況も見られるようになりました。子どもたちも例外ではなく、3月に実施された公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの全国の子どもたちを対象にした緊急アンケートの調査報告書、これは5月3日付ですが、それによりますと、このコロナ禍の中で、突然不安になって泣いたりすることが多くてしんどい自分の状態を、ある高校生は「心のコロナにかかっている」と表現したそうです。

○森 一人議長 狛守議員に申し上げます。マイクの調整がありますので、少しお待ちください。すみません。ちょっと音が入りづらいので、少し調整しますので、お待ちください。

○3番（狛守勝義議員） では、このまま続く形でよろしいですか。

○森 一人議長 最初から、出だしから。

○3番（狛守勝義議員） 最初からですか、分かりました。

それでは、大項目1からまたやり直したいと思います。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休校後の学校再開について。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、小中学校の休校期間が3か月にも及びました。この間、国内では緊急事態宣言が発出され、コロナウイルスへの感染恐怖や外出自粛要請、特定業種への休業要請などによって、心身の不調、経済の低迷など人々の日常生活に支障を来すような状況も見られるようになりました。子どもたちも例外ではなく、3月に実施された公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの全国の子どもたちを対象にした緊急アンケートの調査報告書、これ5月3日付ですが、それによりますと、このコロナ禍の中で、突然不安になって泣いたりすることが多くてしんどい自分の状態を、ある高校生は「心のコロナにかかっている」と表現したそうです。

こうした中で、町では予定どおり6月から小中学校が再開されています。再開に当たっては、感染予防に細心の注意を払いながら、子どもたちの不安が少しでも軽減できるような対策を講じていただいたものと思いますが、学校現場の先生方には、平時以上に子どもたちへの様々な配慮をいただかなければなりません。そこで、次のこと

についてお聞きいたします。

(1)、学校を再開したほかの自治体の中には、感染予防の観点から、時差登校や分散登校などの対策を取ったところもあるようですが、学校の感染防止について町の対策を伺いたいと思います。

(2)、長期の休校で生活のリズムが崩れてしまったり、ストレスなどによる心身の不調を訴える児童生徒がいることが、前述のアンケート調査からも指摘されております。このような児童生徒に対しての町の支援はどのようなものがあるのか、お答えいただきたいと思います。

(3) 番、文科省は4月10日付で、全国の都道府県教育委員会に対して「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」という通知を出したそうです。内容は、学校休業中の家庭学習の状況によって、家庭学習を学習評価の対象にできるという特例、つまり休校中に学校が渡したプリントなどで学んだことは、履修したことにしてよいと解釈できる余地のあるもののようなのですが、これは子どもや家庭ごとの取組の差が大きいという点で批判もあるようですが、町の見解とそれに対する対応を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、質問項目1の(1)、学校の感染防止について町の対策はについてお答えを申し上げます。

本年5月1日、文部科学省から示されました学校再開ガイドラインの主なポイントとしましては、学級を幾つかのグループに分け、空き教室などを使って距離を確保しての授業実施、学年学級ごとに時間帯や日にちをずらしての登校推奨、例えば調理実習や密集を伴う運動などの感染リスクの高い授業の当面見送り、運動会、体育祭、文化祭、学習発表会、修学旅行等についても自粛の対象、学校給食の弁当方式への変更、休んだとしても出席停止等での対応などがございました。

嵐山町としましては、学校再開に当たり、5月27日に小中学校の児童生徒の分散登校を実施いたしました。小学校につきましては、菅谷小学校と志賀小学校では、各学級を20人程度を基本に、地区を考慮して2グループに分け、それぞれのグループを午前8時15分頃に登校するグループと、12時15分頃に登校するグループとし、通学班で

の登校、下校といたしました。七郷小学校では、日常の通学班で午前8時30分頃登校といたしました。中学校につきましては、各学級を20人程度に分け、午前8時30分に登校するグループと、12時30分に登校するグループに分けました。登校後の教室も、各学級を分散し20人程度となるようにしました。小中学校とも、配付物の提出等2時間の活動とし、その後、下校いたしました。

登校に当たっては、各家庭において体温を測定し、その結果を記録、提出する用紙により、各児童生徒の健康状態の管理を行いました。

この結果を受けまして、6月1日から6月6日、6月8日から6月13日までの期間を、1週間ごとに前後半を入れ替えての登校とし、3時間の授業を実施しているところでございます。6月15日から6月30日までは、各グループの登校時間を15分ずらし、教室も分散したままで授業を実施する予定です。この期間につきましては、簡易給食を準備し、5時間授業とする予定です。

感染防止のため、マスクの着用、手洗いの励行、小まめな換気等を徹底し行うようにしております。また、各教室の出入口のドアを撤去し、休み時間をずらし、密集の防止等を行っているところでございます。当分の間、児童生徒による清掃は行わず、教職員による清掃、消毒で対応してまいります。7月1日以降につきましては、本来の学校教育活動を実施できるようにしたいと考えているところでございます。

続きまして、質問項目1の(2)、心身の不調を訴える児童生徒に対しての町の支援についてお答えをいたします。臨時休業期間中も、毎週各小中学校の教職員が各児童生徒の家庭に電話連絡を入れ、生活の様子、学習の状況等について保護者や児童生徒と連絡を取ることを継続して行ってまいりました。

その取組の中で、不安のある保護者、児童生徒につきましては、学級担任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、養護教諭等が相談に当たっております。現段階で、新型コロナウイルスに関連することなど、様々な不安を抱えている保護者、児童生徒もおりますが、学校再開後、引き続ききめ細かな対応を心がけてまいりたいと考えております。

質問項目1の(3)、家庭学習を学習評価の対象にできるという特例について、町の見解と対応についてお答えいたします。本町におきましては、全小中学校の全家庭に、4月末と5月中旬の2回、学習課題をポストインいたしました。その課題は、家庭において演習後、各学校に提出し、各教師により評価が行われますが、あくまで家

庭における学習課題の評価となります。

学校における学習評価は、やはり授業を受けて、その内容を児童生徒がどのくらい理解しているのかという点が重要であり、今回の臨時休業期間中の家庭学習の評価を学校における授業の評価に直接組み入れることは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、伏守勝義議員。

○3番（伏守勝義議員） （1）と（2）は、子どもたちに寄り添う形で、今ご答弁いただいたように、きめの細かい配慮の下に学校教育を行っていただくということでした。

（3）番につきましては、私も教育長さんと同じような考えを持っています、やはり評価というのは、学校での活動によるものというふうに思っておりますので、通知がいろいろ解釈ができるような形があるということで、ちょっと乱暴かなというふうに思っていましたので、今の答弁のとおりやっていただければよろしいのかなというふうに思いますので、ありがとうございました。

それでは、2つ目の項目のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（伏守勝義議員） 2つ目の項目は、学習支援事業の復活についてということで、3か月という長期の休校によって、学習の遅れが心配されています。遅れを取り戻すために、授業がぎゅうぎゅう詰めになってしまうのではないかと、授業の進度が早くなって授業についていけないのかなどの不安を抱いている子どももいるようです。

子どもたちのこれらの心配や不安を考えたとき、カリキュラムの弾力的な変更や行事の削減などの検討もやむを得ないと思いますが、町の支援としては、昨年度で終了した学習支援事業も、その助けの一つになるものだったのではないかと。今のこのような状況のときにこそ、必要な事業ではないかというふうに私は考えました。そこで、次のことをお聞きしたいと思います。

（1）、昨年度までの学習支援事業を精査し、新たな内容で事業を復活させる考えはあるのかないのか。そしてまた、できれば支援というものは当然必要だろうというふうに思うのですが、何かそういった考えがあればお聞きしたいと思います、よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

経験したことのない３か月という長期の臨時休業により、学校での学習については、児童生徒はもちろん、保護者の皆様も心配や不安を抱えていることと思われます。学校の再開により、学習に限らず生活の面でも教職員はもちろんのこと、学習・生活指導支援員、補助員、さわか相談員などによるきめ細やかな対応をしていかなければならないと考えております。

学習支援事業を精査し、新たな内容で事業を復活させる考えはということでございますが、平成29年度から３か年度実施した学習支援教室は、全児童生徒を対象としたものではなく、小学３、４年生と中学３年生を対象とし、さらに希望者の児童生徒だけでありました。９歳の壁の解消や高校受験に即した教室運営等、一定の効果があつたものの、公平性の面だけでなく、財政負担や運営に係る負担等を考慮し、教育委員会といたしましては、令和２年度から小中一貫教育の推進事業に重点を置くことといたしました。よって、現段階では学習支援教室を復活する考えはございませんが、このたびの長期にわたる休校措置による様々な影響が、今後具体的に浮かび上がってくることが想定できますので、そうした状況を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第３番、狛守勝義議員。

○３番（狛守勝義議員） 先ほどもちょっと触れましたけれども、私が一番心配しているのが、今の中学３年生が特になのです。あと小学６年生。文科省のほうの萩生田大臣のほうも、基本的には中３と小６を除いては、例えば履修の項目はまた残して次の学年に行ってもいいというような趣旨の発言をしたようにですけども、要するに中３と小６というのは、この学年、要するにこの年度で一応終わって、次のステップに行くわけです。そうしたときに、やはり３か月の休校というのは非常に長い休校で、その遅れというのはどうしてもあるだろうというふうに思っています。そして、ましてや中学３年生、これから受験というものがありますので、そうした意味では、何かやっぱり学校教育の中でもその支援、学習に対する支援というのが必要なのではないかなというふうに思っているのです。

それで、これの通告書を作った後にいろいろ報道を見てみますと、やはり近隣の自治体の中でも、例えば土曜塾を開講して、要するにできるだけ支援をやるとかというような自治体もあるみたいなのです。ですから、そういったことをやっぱり今の時期はやらなければいけないのではないのかなというふうに私は思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

年間の授業時数というのが文部科学省のほうから提示をされておりまして、小学校4年生から中学校3年生までは1,015時間でございます。年間1,015時間でございます。この根拠となりますのは、1週間に29コマで35週間ということで計画といいますか、出されていますけれども、実際に各小中学校の授業は、年間40週は取れます。本町の小中学校は、標準授業時数に比べて、どこも大体例年100時間以上オーバーしているようにつくってあります。その100時間の中で行事を行いましたり、様々なゆとりの授業が取れるようになっています。

本年度、確かに3月から、3月、4月、5月、3か月間、授業全くありませんでした。各小中学校にお願いしていますのは、この分散登校の6月の1か月前半部分で未修部分を終わりにしてくださいと、遅くても7月に入ったら、本年度履修すべき内容を履修してもらいたいということをお願いをしているところでございます。

また、今年はホームページにも出しましたけれども、6月以降、月1、2回、土曜日に授業をやらせていただきます。また、夏休みも8月1日から8月23日までに短縮させていただきまして、その結果、現段階で授業時数を計算しますと1,080数時間、ですから1,015時間は小学校の4年生から中学校3年生までクリアしている状況でございます。ただ、秋になってどういう状況が訪れるか分かりませんので、できるだけ9、10、11月ぐらいで土曜日授業等を行いながら、時数については確保できればいいかなと。今申し上げました内容から、小学校6年生、中学校3年生、文部科学省は小学校1年生、小学校6年生、中学校3年生を優先的に授業をとということで指示があったのですが、小学校1年生を単独で登校させますと交通事故の危険があることから、一応本町としましては、小学校1年生から中学校3年生まで全て同じような形で登校し、その中で授業を組んでいくことによって、この3か月の遅れというのは

取り戻せるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狹守勝義議員） そうすると学校の授業以外には、その支援という形は今考えてはいないということによろしいのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 特に中学校3年生の進路に関しましては、今県教委でもいろいろ工夫をしているところでございまして、2つの中学校については、7月末に三者面談を実施し、8月末に今度は先生と生徒の間の二者面談を実施する中で、いろいろな情報を提供していきたいというふうに考えているところでございますし、また私立高校も、今年についてはどういう対応をしたらいいのかということで、過日県の私立中学高等学校協会の事務局の方もお見えになりました。私立高校も非常に今苦慮している状況でございますので、その情報を共有しながら、中学3年生に不利にならないように、公立高校も同じだと思えるのですけれども、県教委のほうにも、また後の一般質問でもお答え申し上げますけれども、要望を出しているところでございます。

○3番（狹守勝義議員） 私の質問はこれで終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

皆様に申し上げます。少しカメラの調整が不具合が起きておりますので、少しそのまま待機をお願いいたします。

少しカメラの調整がうまくいきませんので、音声のほうには問題は何ら支障はございませんので、再開させていただきます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号8番、長島邦夫議員。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症対策についてです。どうぞ。

〔8番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。議長から指名された長島邦夫です。一般質問を行います。今回の私の質問事項は、大項目で1つでございます。その中に

4つほど分かれていますので、順次質問しますので、よろしくお願いいたします。

大項目で、新型コロナウイルス感染症の対策についてということでございます。

緊急事態宣言以降、国より様々な方針、支援対策が示され、県、各自治体ともそれに沿った対策がなされていると考えます。しかしながら、その支援そのものは自治体全体に関するものが大でございまして、第2波の感染拡大を下げるとともに、個人の努力とその行動を支える支援も重要と考えます。町にできる支援策について伺いたします。

(1) としまして、国の第1次補正、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の町全体額及び既に決定されたと思われる活用策内容をお伺いをいたします。

2番目としまして、感染対策としてのマスク等の入手は、一部改善されたと実感していますが、今後、災害等による避難所対策を考えると、余裕のある備蓄、消毒液ですとかマスク、フェースガード、いわゆるフェースシールドと言われるものです。避難所備品等が早急に必要であります。臨時交付金及びその他の補助金を活用した対策をお伺いをいたします。

3番目としまして、緊急事態宣言が解除された地域においては、徐々に経済活動が再開され、住民は新しい生活様式を進めようとしております。町民の中にも、感染不安もあるが、自粛、自粛でストレスなどから心の病が心配されるというふうなこともお聞きをします。解除された場合、公共機関の全面的な再開は無理というふうに考えますが、徐々に再開は必要であります。町の考えをお伺いをいたします。

4番としまして、町内零細商工業者では、売上げ半減がごく通常となり、特に飲食店は自粛の影響が大きいと聞いております。国の支援策として持続化の給付金、雇用調整助成金とあるが、事業規模が小さい事業者においては、申請等に戸惑いがあると聞きます。事業関連団体である商工会、観光協会等、協力をフルに活用し、この難関に当たるべきと考えますが、連携の状況をお伺いをいたします。

以上、早々と定例会に対しての質問でございますので、示されているものもありますが、ダブってしましますが、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について、青木参事兼総務課長。

○青木 参事兼総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせ

ていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において創設をされました地方創生臨時交付金は、地方公共団体における人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況及び国庫補助事業の地方負担額等に基づき交付限度額が算出されるものでございまして、既に通知のありました地方単独事業に係る嵐山町分は約7,000万円でございます。

この交付金は、感染拡大の防止策並びに新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等に活用できるものであり、5月末に実施計画書を国に提出したところでございます。

主な事業につきましては、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備、事業継続に困っている小規模事業者等への支援、生活に困っている世帯や個人への支援を行うものとしております。

続きまして、(3)につきましてお答えをさせていただきます。5月25日に特別措置法に基づく外出自粛要請も解除され、徐々に日常の生活が戻りつつあります。埼玉県では、全ての住民、事業者に感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させるため、感染リスクに応じた業種ごとのガイドラインを定め、安心宣言を行っていただく仕組みを創設しております。

町では、5月29日に開催した対策本部会議におきまして、各施設の再開に向けた感染予防対策やスケジュールを決定し、多くの施設におきましては6月から再開をしたところでございます。現在、再開していない感染リスクの高いとされる一部施設につきましては、埼玉県における基本的な考え方を踏まえ、感染予防対策を十分に施し、町民の皆様が安心してご利用できるよう体制を整え、順次再開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1の(2)につきましてお答えを申し上げます。

避難所感染防止対策といたしましては、臨時交付金として600万円の枠をいただいておりますので、この中で必要な物資、資材等を整備してまいります。

また、臨時交付金以外の補助金につきましては、可能なものがあつた場合、できる限り活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(4)について、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方の支援につきましては、国の様々な支援策に基づき、商工会と連携しながら進めております。

議員さんのご質問のとおり、こういった申請は初めての方も多いと思われます。そういった方には、サポートをしながら申請書の作成をしております。現在、相談窓口を設置しての対応、事業者へ連絡をするなどの対応を進めておりますが、コロナの影響はしばらく続くと想定されるため、さらなる相談窓口の強化、事業者への連絡を強化していく方向で連携をしながら進めてまいります。

なお、町では新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、主に感染防止の対策を行ってききましたが、６月１日より経済対策部会として商工会にも参加をいただきながら経済対策を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員） それでは、１番から質問させていただきます。

これについては、補正の第４号で内容は示されておりますので、とにかく質問することもないのでありますが、この後避難所対策について等々、または経済対策について、その後質問をいたします。

１番のところだけで聞くとすれば、この感染症の対策に対して今答弁していただきました。その答弁の中で、一般に町で今まで備蓄していたものがあるという、それはこの間議会のほうから質問状を出しまして、その答弁の中にも書かれていますが、いろんなところに支出とか支給をして役立てていただいているというふうなことを書かれております。そういう状況からすると、大分不足しているというふうに思うのですが、町全体として備蓄をしなくてはならない。何どきがあったとき、これから２次、３次のあれがあったときに支給しなくては、住民の方に使ってもらうような状況にしなくてはならないというものが、十分対応できたのかどうか。これから前倒しで購入したとしても、臨時交付金ではないとしても、できているかどうか、それだけちょっと確認をしたいというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回のコロナウイルス対策に関して、町の備蓄をしていた主にマスクでございますが、こうしたものを必要な方にお渡しをさせていただいたところでございます。実はこの備蓄していたマスクにつきましては、過去に、まさに新型インフルエンザが世界的に流行したときに、町としてそういったものに備えるということで用意をしたもの、そういったものが在庫があったと、こうしたものをまず第一義的には活用させていただいたということでございます。

それ以外には、既定の町の予算、当初予算に計上しているものを活用いたしまして、緊急的にマスクを購入し、必要と思われる方、こうした方々にお渡しをさせていただいたと。この対応が十分であったかどうかということについては、それはいろいろ見方があるかというふうに思いますが、今の町のできる範囲内での対応はさせていただいたというふうに考えてございます。

なお、お渡しをさせていただいた方につきましては、妊婦さんであるとか、透析をされている方、一般に感染リスクが高いと、重症化しやすいと言われている皆様方に対してお渡しをさせていただいたというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 町の対応というのも、その備蓄されていたもので十分であったかどうかというのは、私は定かではございませんが、できる限りのことをなさったというふうに思っています。現在として、その備蓄が使われたものが、再度役所の中に備蓄として用意できたのかどうか聞きたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

実は今回のコロナに関しまして、企業さん、町内の企業さんであるとか、個人の方であるとか、そういった方から実はマスク等々、ご寄附を賜ってございます。マスクであるとか、アルコールの消毒液だとか、そういったものもご寄附をいただいております。現在では、マスクについては大分入手をしやすい状況になってきてはいますが、いまだにアルコール消毒液については、なかなか入らない状況もあろうかと、そういった状況もあります。

そういった中で、ご寄附いただいたものを有効に活用させていただいているというところがございます。過日は、町内の企業さんからマスクを1万枚頂戴いたしました。こちらにつきましては、学校をはじめ、必要なところに早々にお配りをしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○8番（長島邦夫議員） それでは、2番に進ませていただきますが、よろしいでしょうか。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 今は役所の中の備蓄について聞きましたが、2番目については、早い話が避難所対策についてということでございます。昨今の新聞等をよく見ますと、これから雨季に入る。そういうふうになりますと、避難所を使う機会というか、ときが出てくるのではないかとということで、コロナ関係の感染に対して非常に危惧しているというふうなところが多いというふうに聞きます。

今各自治体ともいろんな方策を考え、考えられるものを出しているかなというふうに思うのですが、この関係で埼玉県の方でも避難所対策について指針を示して、それを各自治体のほうにこれをお配りするというようなことが出ておりました。その避難所においては検温ですとか問診、避難者の体調管理だとか、また家族間の距離を離す対策だとか、そういうことがもろもろ書かれているというふうに思うのですが、県のほうからの指示は当然あったでしょうか、お聞きをします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 ご質問いただきました県からの通知でございますけれども、平成2年6月1日付事務連絡において、避難所の運営に関する指針、新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインに係る補足事項についてという通知と、実際に避難所の運営に関する指針、新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン、こちらについて通知をいただいているということでございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） その指針にのっとるかどうかというのは、町の考えも当然あるかなというふう思うのですけれども、今までも避難所といえ、各避難者の区切りをしたスペースをもって、段ボールの仕切りですとか、いろいろあったかなという

ふうに思うのですが、マスク等の備蓄というのは、総務課長さんにも聞いて、大分潤ってきたというふうなことでございますけれども、そういうものについての新たな備蓄等も今回には考えが、もちろんその600万円の中に入っているかどうか分かりませんが、どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 マスクにつきましては、避難所用として従来300枚、備蓄がございました。当然300枚では到底足りる枚数ではありませんので、既に4,000枚、購入をさせていただいております。

そのほかにも、今ご質問いただいております臨時交付金の中で、マスクあるいはゴム手袋、防護服、消毒液、体温計、あと今議員さんがおっしゃいました段ボールのパーティション、こういったものを整備していきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 備品としては、各自治体いろんなことを考えて、新聞によると、今キャンプというものがはやっているから、テントの中で、体育館の中に小さいテントを張って、その中で生活する。逆に私なんかは、その中で蒸れてしまうからあまりよくないのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう対策を考えているというようなことが出ています。

これからちょっと質問するのですが、避難所というか、避難指示、避難指示から勧告、情報を出した後に勧告があり、その後指示というふうになっているのだというふうに思うのですが、何でもかんでも避難すればいいというものではないかなというふうにこれからは、そんな感じに思うのです。前回の19号のときでも、私は避難指示、指示ではない、情報が来たけれども、避難しなくてはいけなかったのでしょうか。私しなかったのだけれども、それでよかったのでしょうかなんていうふうなことも聞きました。ですから、自分である程度は考えて、情報が出たとしてもやらなくてはならないかな、そういう時代が来るのではないかなというふうに思っています。

自治体のほうとすれば、安全性を考えてそういう情報を出すわけですが、やはり個人、自己としては、自分を守る自助です。その第一歩として、そういうこともあるのではないかなというふうに、何でもかんでも避難所へ行けばいいということではないかなというふうな感じは最近しています。

そういう中において、例えば今、何年か前に町では防災用グッズを各家庭に、あれは一つぐらいだったのでしょ、希望する方に、有料だったかどうかちょっとよく覚えていないのですが、ありましたよね。そういうものに対しての、その中に何と言ったらいのかな、いわゆる軽量版というか、もっと縮小したもので、マスクだとか消毒液だとか、最低限のものを、これは非常用ですよというふうなことで配ると、いざ何かあったときに、通常は持ってなくても、それを持ち出して使うというふうなことができますので、そういう考え方というのは、考え方を持つことはできるでしょうか。

私は、その避難グッズの中に入れておけば、いざというときに大いに役に立つような、あ、来たときにマスク忘れてしまった。そうではなくて、その中に入っていますよ。ここにも予備はありますけれどもというふうなことで避難所としては話することはできるでしょうけれども、そういうものも必要かなというふうに思うのですが、どなたかご答弁を、総務課長さん、支援課長さんになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 ご質問いただきました。避難するときの、それぞれ皆さんが用意していただくものということのご質問いただきました。これまで何回か、昨年の台風の後も、こういったものを避難するときにはお持ちくださいということで広報をさせていただきました。しかし、その中にはこういったコロナウイルスによる感染症という考え方が、まだ昨年の秋ですからございませんでした。ご用意いただく中に、マスクですとか消毒液、こういったものは例の中に、例示したものの中には入っておりません。こういったことを踏まえまして、今後は皆様方に避難いただくときに、皆様方でご用意いただくというものの中に、そういったものも入れさせていただいて、広報はさせていただければというふうに考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 実際いざというときには、やっぱり自分で自分を守るというふうな考え方でないと、何でもかんでも避難所へ行けば全て用意がしてあるというふうな考え方というのは、当然持てなくなってしまうのです。そういうときに、自分の中にそれがあれば使うことができますので、何かの機会には考えていただきたいなと、いい効果が出るのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いし

たいというふうに思います。

それでは、次に3番に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 3番については、もう私も議会のほうの、こういうふうなことで公共機関についてはオープンしていますよというふうなことが書かれています。ですけれども、一つお聞きをしたいのは、公共施設、行事等再開についてということで、案内というかレジュメをいただいています、その中の5番から12番、菅谷のテニスコートから玉ノ岡中学校までについては、まだ未定ということなのです。手書きで、海洋センターが15日、武道場が15日と書かれているのですが、ほかは未定なのですが、これは学校の再開等に合わせたの、そういうふうな日程が出てくるのではないかなというふうに思うのですが、ここのところは未定ですけれども、やはり学校の中の体育館ですとか、そういうものは通常の、今まで自分の体力の増強ですとか、いろんな意味で使っている方がいるかなというふうに思います。そういう面からいくと、いつ頃になるのか、ある程度目鼻がついたのでしょうか。今どういうふうに考えていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

学校開放に関するものが今のところ未定というふうな形になっておりますのは、一般の利用者が学校開放で使われることによって、学校に感染が広がる危惧というのが教育の立場からございます。これを防ぐということで、ある程度コロナの収束が見えない限りは、一般の開放は行わない形でございます。実際に、現在学校を再開いたしました、体育の授業でもほぼほぼできない状態です。子どもたちが密になるような運動はできませんので、当然例えばバスケットボールですとか、バレーボールですとか、そういったこともできませんし、柔道、剣道、マット運動等もできません。今体育の授業で声も出せない状態ですし、お互いが向き合って授業するという形もできません。それぐらい、現在感染防止、いろいろな授業で考慮している中での再開でございますので、その辺の面である程度安心ができないと、一般に対して不特定といえますか、町民の例えば登録団体の方が使われるにしても、今一般の体育施設に関しては、必ず利用名簿を書いていただいて、感染があった場合には経路が分かるような形で

利用いただいておりますけれども、やはりそういった懸念がございますので、今のところは学校を一般の町民の方に貸し出すということは、当分の間控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そういう答弁いただきましたですけれども、それですと当分の間、今言ったように当分の間は見込めないと。今学期中というか、夏休みになるまでは当然無理かなと、そんな感じを受けました。それでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今現在、中学校、小学校でございますけれども、特に中学校の部活動等に関しましては、6月いっぱいについてはやらないと。したがって、午後の体育館の使用とかも一切行っておりませんし、部活動自体がいつ再開できるかというのが、非常に厳しい状況がありまして、今のところ、先ほども狛守議員さんの中でもお話ししましたが、7月1日以降、できるだけ平常に戻したいということがあります。その段階で考えさせていただきたいということです。目安としては今のところ、7月1日以降にそういう活動が実施できればいいかなというふうに考えているところでございます。ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、4番に移らせていただきますが、よろしいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 町の中小の零細企業さんが今回のコロナ対策について、いろいろなものが国または県から示されて、それに対応するのだけれども、なかなか非常に厳しいと。苦しい、やり方が分からないとか、機器のITの関係を使ってそれを全部申請しなくてはならないというふうなことで、非常に難しいのだ、苦慮しているのだというふうなことを聞きました。

商工会に尋ねましたら、町と連携をしてやっていますというふうな返事をいただきましたので、どんなことをやっているのというふうにお話ししましたら、議会のほう

から出された質問の中にも、項目にもあったと思いますが、アンケートと調査、そういうものも考えていきますというふうなことを聞きましたが、実際商工会のほうでは何か進めているような話を聞きましたが、この関係については、町のほうにもある程度の調査結果というか、出てきましたでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

商工会のほうで、町のほうも関わりまして内容等を確認した商工会の会員の皆様方宛てのアンケート調査というのは実施しております。また、アンケート調査の結果等も報告のほうはいただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） その調査結果というものは、大方で結構ですが、どのような状況なのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 アンケート調査の結果なのですが、商工会員にアンケート調査お願いいたしまして、回収率、回収数というのでしょうか、それがおおむね60ぐらいでございまして、大分回答が少なかったという状況でございます。

この辺の要因につきましても、商工会とどうしてこんなに回収少ないのかなというところは、なかなかこう話はしたのですが、なぜ回答していただけなかったのかというのがよく分からないところもあるのですけれども、既にいろいろ助成の申請だとか、そういった手続を済まされた方とか、あとは今現在全然影響が出ていないような方だとか、そういった方があまり関心がなかったのかなとか、または通常返信用封筒とか、そういった往復はがき等でいろいろ回答をいただいたりしていたのですが、今回はそういったものがなくて、アンケート調査でファクスだとか、そういった形で回答してくださいというふうにしたのも原因の一つではあったのかなという分析をしているところでございますけれども、ちょっと回収率はあまりよくなかったという状況でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員）　そういうものを答えているより、何としても事業資金は厳しいと、そういう中で何とか補助金等、助成金は、給付金をいただければいいということで、そちらのほうに走っているのではないかなというふうに思いますが、事業とすれば、事業者とすれば、それが第一だというふうに思います。ただ、やはり現状把握をしないとなかなか難しいでしょうから、商工会のほうにもプッシュをして、さらなる状況把握をしないとうまくないかなというふうに思います。

一番今国の給付金の中で持続化給付金がありますけれども、多くの事業者の方から、うちもいただきましたというふうな話は聞きます。満額は200万円ということでございますけれども、それに近い金額を、半分以上の売上げがなくなると、当然そのくらいの金額では足りないわけですが、いただいている方が多いと思います。多いということです。商工会は、代行の申請はできないので、こういうふうにやるのですよ、ああいうふうにやるのですよというふうな補完をしているということで、非常に大事なことをやっているなというふうに思うのですが、その商工会と、私、今観光協会と書いたのですが、それはちょっと違ったかもしれませんが、農業者の方ですとか、ほかに商工会に入っていない方もいらっしゃるかと思うのですが、そういう方の場合のこちらのフォローというか、町にどういうふうにやるのでしょうかと町のほうに尋ねられてきて、違うところを紹介したり、商工会外のところがあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　今議員さんのお話があったように、今現在は商工会のほうでいろいろご指導しながら、申請のほうも作成していただいたりとかというのはやっていただいております。

緊急事態宣言が出ている間、この間に関しましては、やはりなかなか外出してそれぞれ個々に回ってというのを控えていた面もありまして、商工会員の方々には電話でそういった対応はしてきたということでございます。

今は緊急事態宣言のほうも解除されまして、もう現在始まっていると思うのですが、今後は外回りも多く出ていって指導等、そういった御用聞きではないですが、いろいろ状況のほうを伺いに回るというふうに話を聞いておりまして、その中で商工会の非会員の方にも、行った先々でそういった事業者とかあれば、寄って状況のほう

の確認をしていくというふうに聞いておりますので、今後はそこそこの非会員の方も含めた状況というのが、ある程度おおむね出てくるのではないかなというふうには思っております。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員からの再質問からになります。

○8番（長島邦夫議員） それでは、最後に1点だけお伺いしたいのですけれども、持続化の給付金ですとか、雇用調整の助成金ですとか、いろいろあるのです。この2つは分かったのですが、そのほかに県の補助ですとか、これは持続化の補助金ですとか、様々あるというふうに聞いています。この場合に、商工会員であって、そのチラシ等を見て、これはどういうことなのですかというふうなことでお聞きをされれば、それで自分に合っていればそれで質問、いわゆる助成の申請をするということができるかなと思うのですが、もともと知らない。そういうPRというか、広報というものは、役所のほうではどのように、商工会のほうに全てお願いをしているのか、先ほども言いましたように会員になっていない人がいらっしゃるわけですから、そういうふうなPRというか、広報はどのようになさっているのか、最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

一応町のほうでは、まず最初に3月5日に町のホームページのほうに、国のほうから示されたそういった支援制度、そういったものについては、まず最初にホームページのほう掲載させていただきまして、現在15回程度更新をしながら、随時情報のほうに掲載をさせていただいております。

そこのホームページのほうには、県の支援、国の支援、全て載せてございますので、いろいろリンクしていただければ、国のほうのホームページに直接入っていけたり、

県のホームページに直接入っていける、そういった作り方をしておりますので、ホームページを見ていただければ、ある程度いろんな助成制度がどういうふうになっているという情報は、そちらから見られるかなというふうに思っております。

また、今月号の広報のほうでも、若干そういった助成制度のほうも掲載させていただいておりますが、先ほど申しましたように今後経済対策、感染のほうから、今後は経済対策のほうを何とかしなければいけないといったことで、来週から一応相談窓口、これは商工会のほうで今やっていたいただいているのですが、新たに商工会の反対側の会議室、そちらのほうをお借りしまして、経済対策に関する総合の窓口というものを設けまして実施していく。また、次号の広報、そういったものにも一応もう少し細かく出ているような助成制度、そういったものもホームページのほうには出してはあるのですけれども、そういったものも掲載していく。または、今そういったチラシを町、商工会で、案内所の2階部分だとか、そういったところにチラシのほうの配布も置いて、そういう措置を図りたいなというふうに今準備をしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 大変重要なことだと思うのです。この後もいろんな第2次の補正が出てくると、そういうふうなことになる、今国会で随分問題にはなっていますが、いろんな支援の方法が来ると思います。それを知らないでいるということは、事業がのるか反るかのところにあって、知らなかったなんてことでは済まないですから、嫌でも10万円の給付金と同じように、嫌でも耳に入って、それが使えるようにということを考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号9番、青柳賢治議員。

質問事項1の緊急事態宣言発令後の新型コロナウイルス感染症の対応についてです。どうぞ。

〔9番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳でございます。一般質問させていただきます。

5月25日の時点で、首都圏、北海道含めまして宣言は解除されております。私、まだ5月19日の段階でございましたので、このような質問になっております。

この質問要旨でございますけれども、新型コロナウイルス感染症は、生命、人の絆、経済、文化、あらゆることに甚大な損失を発生させまして、私たちが経験したことのない現実となっているわけです。その中にありまして、嵐山町の町民の生命、財産を守るために基本とする考え方についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、嵐山町では同日、特別措置法に基づく新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、町民の皆様の安心で安全な生活を守るため、様々な取組を行ってまいりました。皆様には、1か月半もの長期にわたる外出の自粛、施設の使用制限等、感染防止対策にご理解、ご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。おかげさまで、埼玉県内の感染者数は、ゴールデンウィーク明け以降、ゼロから5人以下の日が続いており、また嵐山町につきましては、現在まで感染者はございません。

しかしながら、新型コロナウイルスがなくなったわけではなく、第2波、第3波の発生が心配されています。緊急事態宣言解除後、県は接触をしても可能な限り感染を防ぐ、感染機会の縮小へとステージを切り替え、外出自粛の緊急事態措置を解除し、施設使用停止等の協力要請等を段階的に緩和しています。

このような状況下、嵐山町では新しい生活様式の実践による感染防止と、経済回復に向けた社会経済活動の両立が図れるよう取り組んでまいります。引き続き、町民の皆様及び事業所等関係機関の皆様には、ご協力をいただきますようお願いし、町全体が一丸となって大切な生命と財産を守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町取組も、インターネット、コロナ対策で検討させていただいています。そして、嵐山町でも発生がないという状況、担当課の努力に対して敬意を表したいと私は思っています。ただ、私ここで質問を取り上げさせてもらったの

は、埼玉県の対応にもなってくるわけですが、非常に4月24日のニュースだったでしょうか、埼玉県の大野知事が、この責任は重たいのだということで、白岡市の50代の男性、そして近くの東松山市の70代の男性、これがいずれも自宅待機中に容体が悪化をして、病院に搬送後、死亡が確認されたという衝撃的なニュースが流れました。

このようなことがこの比企の近くで起きているということ、これは重たいことだな。そして、当然4月の時点ですと医療機関、さらには逼迫してしまして、速やかな検査、治療ができないという状態だったということは分かるわけですが、少なくとも私たちの比企郡滑川町、嵐山町含めるようなところの、どうなのでしょう、約8万人ぐらいの人口でしょうか。こういう中にあって、そういった事態が起きるというようなことは、これまた第2波、第3波か分からないわけです。

そういう中にあって、そのような対応が今までと、いわゆる保健所だとか、そういったところに連絡を取るというような、いわゆる心配な人がやる対応というのは、当初のコロナの感染症が発生した頃、そこからそう変わったものではないのですか、何かもっと改善がされて、こういう形取れば、少しでも速やかに診療等に結びつくとかいうようなところの条件等は、変わったところはないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

自宅待機の方に対しましての経過観察、健康観察というのは保健所で実施しているものでございますが、埼玉県が血中の酸素濃度を測る機械を貸出しをして、緊急時にすぐに保健所に連絡するようにというような対策を取っております。

また、PCR検査につきましては、以前は保健所を通さないと実施できなかったのですが、現在は熱とかせきとか症状がある方につきましては、かかりつけの先生に相談をして、かかりつけの先生が必要と認めれば検査ができるというような状況になっております。

町としては、どの方が自宅待機をしているかというのは把握ができない状況でございますので、万が一そういう状況、体調が悪くなったときには、すぐにしかるべきところに連絡はつけるようにということを広報等で周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。非常にたらい回しになっているような状況があったわけですし、一段落したと。緊急事態が解除されているわけですから、その備え、そういったことについて県のほうにも、町長含めて申し上げていただきたいというふうに私は思います。

そして、コロナがあぶり出したものの中には、やはりさっきの備蓄の話もありました。いわゆる備え付けるもの、こういったものが、このコロナの感染症で日本にはなかったのだなということも知らしめたわけです。そして、こういう状況の中であって、自治体が人の生命や財産を守るということは使命であります。そういう中で、このコロナが示したこと、これは前回、私3月のときに教育長にも、学校の子どもたちはどうなっているのだらうねというようなことを申し上げました。

ここで、町民の生命、財産でございますので、教育長にもお尋ねしておきますけれども、先ほど狛守議員の質問にも答えておられますが、約3か月授業ができなかった中で、7月から本格的に取り組んでいくという中で、なかなか今までにないことでございます。教育長としても、精力的に子どもたちに見舞ってあげるというか、教育してあげるということが大事だと思うのですが、教育長の見解をお尋ねしたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答え申し上げます。

5月27日に、先ほども申し上げましたけれども、準備のための登校をさせていただきました。そのときに、学校のほうの登校の状況等を拝見させていただきましたけれども、子どもたちはとても明るく元気に登校していました。また、先生方も、子どもがいないと生活のリズムがつかれないという部分もありまして、先生方自身も非常に明るく活動していましたし、どの学校の先生方と話しても、やっぱり子どもがいないと学校という感じではないということは言われていました。その日は2時間で交代で子どもたちは帰ったのですけれども、今現在は3時間交代で、子どもたち登校をして、また下校している状況ですが、今朝も見ているところでは、やっぱり暑くなってきているということがありますけれども、元気に登校しています。

マスク等についても、1人になった場合にはマスクを外していいということで話を

しています。登校、下校も自転車で来る子ども、あるいは歩いて帰る子どもも、1人になってもマスクかけてしている子もいたので、1人になった場合はマスクを外してもらって結構ですということで話をしてください。体育の授業中は、教員はマスクしていますけれども、子どもたちはできるだけマスクを外す、距離を取ってやっています。体育もなかなか種目ができないので、縄跳びやったり、間を開けて走ったりというような感じのところですけども、やはりそれぞれの学校見ていただくと、議員の皆さんにも見ていただければと思うのですけれども、水道には間に間仕切りがありますし、先ほど申し上げましたけれども、廊下のドアは全て外してありますし、トイレも学校によってはドアを開けて、カーテンをつけてというような形をしています。

空調も入れてあるのですけれども、外に面している窓は休み時間までは開けない。廊下側は開けっ放しですので、そういう中で休み時間になったら開けて換気をするという形を取っているところでございます。やはり子どもたちの安全が第一でございますので、いつ嵐山町から感染者が出ないとは限らないので、そのときの対応のため、もし子どもの家族からなった場合にはどういうふうにしていくか。今後も一人一人の子どもたちが後々いろいろ言われないような対応も、各学校でしているところでございまして、今のところはそういう面の対応を取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 本当に今までないことでございますので、教育長も子どもたちから、子どもたちの考え方を聞いてみる、コロナの。どういうふうにそれと付き合ったらいいのだろうねと、そんな発想があってもいいような気がしますので、大人も子どももコロナに負けないで取り組んでいくというような形で、嵐山町の子どもたちに頑張ってもらいたい。教育する担当の先生方にも頑張ってもらいたいと思います。

そして、最後になりますけれども、今までにあったことが、稠密のことができないような状況、いろんな考え方、これから変化していくわけです。新しい生活様式というところ。その中で、嵐山町という自治体に求められるものは何だと。これは、早稲田大学のマニフェスト研究所の佐藤先生という方が書いていたのですけれども、非常に超複雑な状況に、今日本、世界中が追い込まれていると。その中で、ウィズコロナという言葉がありまして、NHKである番組がありました。その中で、求め

られるものは、やはり世の中に大事にされることだと、そういった政治をつくること、そういった企業になること、そういった自治体になること、そういった人間になること、それがこれからのウィズコロナに対抗できることなのではないかということをおっしゃっていた学者の方がいました。まさに私は、この世の中に大事にされるということ、これはまさに、これからまだ長時間続くことでしょう、ワクチンができるまではなかなか油断ができません。

そういう中であって、今回この定例会の冒頭に、安藤副町長が退任をされるという町長のお言葉がございました。3月11日の3.11があったときには、安藤さんは総務課長でございました。そんな中で、私ここに質問の答弁者になっておりませんが、あえて安藤副町長に、これからの若い、いわゆる課長や職員に対して、自治体がしっかりと町民の生命、財産を守っていくのだというようなことを含めて、見解をいただければありがたい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変ありがたいお言葉をいただきまして恐縮しております。質問とちょっと変わるかもしれませんが、町長から職を辞することについて許可をいただきました。平成25年4月以来、岩澤町長の一貫した嵐山町のため、町民福祉の向上のため、こうした一貫した政治姿勢、これを補佐すべく、大変微力ではございますが、これまで務めてまいりました。議会の皆様はじめ町民の皆様、そして職員の方々のご協力をいただきまして、何とかここまで務めることができました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

そして、嵐山町、これまで私務めてまいりまして、3代の町長さんにお仕えをしてやっております。一朝一夕でできる仕事はございません。何人かの町長さんが一貫した方針を示して、そしてこつこつと前を向いて、やはり町の発展ということをいつも念じつつ、それを職員がしっかり支えていくと、そういう体制があったからこそ、現在この嵐山町の発展があるのではないかなというふうに考えております。

今回コロナの問題で、埼玉県内63市町村ございます。9つの町村が一人も発生者を出しませんでした。これは、町民の皆様のご協力があったらばこそでございます、職員も本当によくやっていただきました。慣れない作業、慣れない事務的な作業がございましたけれども、本当によくやっていただきました。それが功を奏したのではな

いかなというふうにも思っております。

今後も議員さんおっしゃられるように、コロナとは長く付き合っていかなければなりません。町民の生命、財産をしっかりとこれ町が先頭に立って守るのだという強い気持ちを持って皆様方と取り組んでいければ、私は必ずや克服できるものだというふうに信じております。ご質問いただきましてありがとうございました。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 嵐山町に限らず日本中が、そして世界中がまだまだブラジルとか大変なことになっています。そういうところに、これからどういことが先進国はできるのかな、そんなことを考えながら日本も進んでいかななくてはならないだろうなと私思っています。

最後に、対策本部長、本当に今回いろんなことが矢継ぎ早に出て、岩澤町長も初めてだったと思います、こういう形の。町長のほうの見解を伺って終わりにしたいと思います。町長、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

いろいろ議員さんのお考えを聞かせていただきました。毎回いろんな角度からの質問、感じ入っているわけですが、今日も質問の中に書かれております、嵐山町の町民の生命と財産を守る、この基本的な考え方はどうなのだという質問でございすけれども、まさに生命と財産、それで今まで発令をされて、コロナの発令が、緊急事態が発令をされて、今までまさに命との闘いがこのところまであったのかな、感じがいたします。

そして、ここのところで緊急事態宣言がちょっと緩んだ。そして今度何やるのだ、財産です。ここのところに絞って、生命をしっかりと守りながら、これから財産をどうする、こういうところに流れてきたかなというような感じがいたします。

先日もお話を申し上げたかもしれませんが、コロナの会議は7回、8回、重ねてまいりました。嵐山町の毎日有線放送で流されておりますけれども、嵐山町というのではなくて、嵐山町の場合にはコロナ対策本部ということで町民の皆さんにお願いをしております。これは、どこが違うかというのは、嵐山町というのとコロナ対策本部というのは、気持ちがやっぱり職員の持ち方が違ってくるのかなというような感じがす

るのです。7回、8回会議をする中で、その会議の内容を放送でご理解をしていただくために毎日流させていただいていると、こういうことでございます。

そして、先月末にあった会議の席で、今話しましたように、これからは財産、経済対策ということでございまして、先ほど課長からも答弁させていただきましたけれども、長島議員からもいろいろ質問が出ました経済対策でいろいろ言われる方々、それが商工会で対応したり、あるいは国、県の流れてくる制度を案内をしたりということで今までやってきたわけですが、一番このところで感じなければということで、先日町のほうでも経済対策の部会、会議を、会議の中で職員の皆さんにお願いをして、町民により分かりやすい形で案内の場をつくってくださいということで、先ほども話が出ました商工会の隣の部屋をお借りして、あそこのところに町民に案内の場所をつくる。それは何かというのは、商工会は、会員さんと連絡は取れているのです。菅谷の16番地が岩澤だというのは、商工会と連絡は取れているわけです。しかし、取れていない人はいやしないか、そこのところとどうするのだというのが、今行政のほうに課せられている一番大きな課題なのです。

それは、どこのところにどうだというのが分からないわけですから、これを探し出すというのは至難の業なのです。一番難しい仕事なのですけれども、それに取りかかっていこうよということで職員も理解をしていただいて、商工会の協に対策室をつくりましょうということで話が進んでおります。そういう形で町民の一人一人、最後の一人までコロナに対して、財産に関わる部分がどこまで応援ができるか。そして、大変残念ですが、嵐山町にはお金がありません。ですので、気前よく幾らというようなことというのは言えないのですけれども、そういう中にあって、嵐山町にできる努力というのをやっていこうというふうに考えて進めております。

ちなみに、あるもの配るのというのは大変簡単なのですけれども、東京都で大変基金が潤沢にあるようでして、新聞報道で皆さんも御覧になっているからお分かりですが、約9,350億円あったそうです。そして、現在493億円、20分の1になってきているというようなことなのです。あるもの使えば減るのは当たり前なのですけれども、そういう状況です。ですから、これが第2波、第3波となったときに、今までと同じようなことが行政の中でできていけるのかということなのです。ですから、気持ちをさらに引き締めて、そして嵐山町の議員さんおっしゃる生命、財産をどう守っていくかと、ここのところにさらに気を引き締めて取り組んでいきたいというふうに思

っております。

いろいろ今までご協力をいただいております、現在のところゼロです。本当にこれありがたい。運がいいなというような感じもするのですが、ゼロと、やっぱり何人というのと、ちょっと感じが違うのだと思うのです。やっぱりゼロというのは、町民の皆さんの踏ん張り、これが効いているのではないかというふうに思っております。

議員さんの激励をしっかりと受けて、さらに嵐山町のコロナ対策が万全を期せるように、さらに努力をしまいたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 最後に、本部長のやっぱり経済対策まで考えたことができました。そして、今子どもすらも昼の部、午前の部の形で、今まで経験したことのないことを子どもたちも頑張っているわけです。やはり我々大人も一緒になってコロナに負けないように、そして嵐山町がコロナの後には、さらに豊かで質のいい町になっていけるように、みんなで協力していこうではありませんか。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○森 一人議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号6番、大野敏行議員。

質問事項1の自然災害に対する避難所についてです。

〔6番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○6番（大野敏行議員） 議長よりご指名いただきましたので、質問をさせていただきます。

昨年秋の台風19号では、嵐山町においても床上浸水等の被害が発生し、多くの町民が避難をされました。越水に至った原因を除去される努力をされてはいますが、本年度同じような災害が発生するおそれがあります。現在のコロナ禍では、3密を防ぐためのどのような対策を講じているのか、特に避難所についてお伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1につきましてお答えを申し上げます。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和2年4月1日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び4月7日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」が内閣府政策総括官付参事官、消防庁国民保護・防災課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長の連名により、都道府県防災担当主管部長宛て等に通知されております。その通知において、新型コロナウイルス感染症対策として、可能な限り多くの避難所の開設、親戚や友人の家等への避難の検討、自宅療養者の避難の検討、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施、スペースの確保、発熱等の症状が出た場合の専用スペースの確保等が示されております。

こうしたことを踏まえ、台風等による被害が予測される場合につきましては、早期に安全な親戚、知人宅へ避難すること。また、一時的な避難の場合、町内の各施設の駐車場やグラウンドにおいて、自家用車内に待機すること。車を所有していない方については、各学校の体育館をはじめとした避難所において十分な換気とスペースの確保等に努めた上、避難していただくこと。また、発熱やせきの症状など、新型コロナウイルス感染症の可能性があると思われる方につきましては、町の一定の施設を専用の避難所とすること。以上の事項について、町が指定しております避難所の状況を考慮し、検討しております。

また、4月1日付及び4月7日付の国からの通知に示されておりますとおり、状況によりあらかじめ指定した避難所以外の施設につきましても避難所として開設することなど、可能な限り多くの避難所を開設し、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、町は臨時交付金の中に避難所対策の予算化をされたこと、これは大変いつも町民、住民のほうに目を向けた対策をされているなということで敬意を表します。また、先ほど長島議員からもこの件については質問がありましたので、私は町民目線に沿った観点から幾つか再質問をさせていただきます。

連日のように、密にならないことということで放送で広報されておりました、町民の意識の中には、そのことは高く皆さん自覚をしている状況でございます。というこ

とで、もしそのような避難をしなければいけない状況になったとしても、恐らく今年
はぎりぎりまで避難をしないのだらうなという気がいたします。私がその当事者であ
ったとしても、さて、どこへ行ったらいいかなということで、困ってしまうものであ
ります。

町は、今答弁があったように、いろんなことに対してこういう対策をしていますよ
ということの広報を、事前に町民には知らせることが必要ではないかなというふう
に思います。その知らせるための広報は、どの時点でどのような媒体を使って行わ
れるのか、お尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1 回目の答弁におきまして、知人のお宅、あるいは親戚等に
避難すること、あるいは車の中で待機していただくこと、そういったことをお答えさ
せていただきました。

また、台風等につきましては、もしご自宅が安全なところにあつて、なおかつ一般
的に垂直避難と言いますが、自宅の中で避難ができるという考え方もございます。こ
ういったところを、今現状の避難所について現地も回って、広さですとか、そうい
ったことも踏まえた上で計画を立てていこうということでやっておりますので、こちら
がまとまりましたら、まとめ次第、町民の皆様にお知らせをして、広報してまいり
たいと考えております。

方法につきましては、ホームページ、あるいは広報紙、それから各戸に配布するパ
ンフレットのなもの、そういったことも考えられますが、広報とパンフレット、ちょ
っと重複してしまう面もあると思いますので、やはり広報に掲載、ホームページ、あ
とはあんしんメール、それからツイッター、そういったことを利用して広報してまい
りたいと考えております。

○森 一人議長 第6 番、大野敏行議員。

○6 番（大野敏行議員） そういったことで、いろんな媒体使って広報していくよとい
うことでございます。昨年の台風19号のときには、体育館にかなりの人が押し寄せた
という実態がございます。人は、自分のことは差し置いて、他人に対しては信用でき
ない、信頼できない、不安を持っているのです。もし体育館なりの避難所に幾つかの
家族なりが避難してきた場合に、一番安心できるのは、どこの病院でもそうですけれ

ども、入り口で体温計持っていて、おでこにさらして体温測って、大丈夫ですよ、どうぞ、お入りくださいと、そういうようなことを実際に自分も受けて、他人も受けて、目の当たりにそれを見ていると大丈夫なのだなと思うのですけれども、私は今年に関しては、避難所でもそのようなことはすべきではないかなと、これはあくまでも町民目線です。すべきではないかなというふうにも思います。

そのようなときに、この避難所にはそういう担当者をこのように置いておくのだというシミュレーションは必ずしておくべきだなと思うのですけれども、その点に対してはどのようなお考えを持っていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 まず、1点目の体温計についてですが、現在おでこに当てて測るような体温計、それについては町では持っておりません。先ほども長島議員のご質問にありましたけれども、交付金の中でそういった体温計も購入してまいりたいと考えております。

また、当然そういった避難所を開ける際には、受付的な場所において職員を配置して、体温を測らせていただくというような対応も考えていかなければならないと思っております。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 最後に、この中にも車による、自家用車による待機、避難ということも想定をされております。車を持っていいらっしゃる方は、恐らく一番大事なのはマルチ避難ということで、マルチ避難ということは家族単位なのです。家族単位で他人と接しないで避難できることが一番ですから、車で避難できれば、それが一番いいのかなと。コロナが今ある中においては、いいのかなと思うのです。

車で避難できる場所は、どことどこどこは車で避難してもいいですよと、例えば役場なら役場の南側の駐車場は一部開放しますよとか、北側の駐車場開放しますよとか、具体的にそういったことも私は示す必要があるのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 先ほど申し上げましたとおり、今町内各所、施設あるいは駐

車場も含めて現地も確認して、その上で安全な場所ということで指定をさせていただこうと考えております。例えば駐車場やグラウンドではなくても、可能かどうかはちょっと不明ですが、花見台工業団地の中の道路が幅員が大分広いということもありますので、そういったところも考えられないかということで、今検討しております。当然そういった場所が決まれば、町民の皆様に広報してまいりたいと考えております。

また、今年度は地域防災計画の改定を計画しております。特別定額給付金の担当課になってしまったものですから、そちらのほうの作業というのがなかなか進まない状況もあるのですが、地域防災計画の中で、今回国のほうの防災基本計画もコロナ対応ということで、そちらのほうが改定されております。その国の防災基本計画に基づいて町も地域防災計画を策定してまいりますので、その中でそういったことも具体的に検討していきたいというふうに考えております。

○6番（大野敏行議員） 終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 本日、最後の一般質問です。

受付番号5番、議席番号10番、川口浩史議員。

質問事項1の新型コロナによる影響についてです。どうぞ。

〔10番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○10番（川口浩史議員） それでは、質問をしてまいりたいと思います。

（1）につきましては、質問のほうを割愛したいと思います。

（2）は、答弁が出たのでしょうか、前の質問者に。違うのであればお答えいただきたいと思います。一応質問しておきます。学校再開後、児童生徒は密にならないのか。

それから、(3)、(4)、(6)は再質問からさせていただきたいと思います。

それで(5)ですが、学生が学費を払えず学業を断念することがないように、返済不要の寄附金を支給する考えはありますでしょうか。

それから、(7)であります。マスクを着用して真夏を過ごすことはとても耐えられないのではないのでしょうか。マスクを外すこともよいという環境づくりの考えについて伺いたいと思います。

(8)、二瀬橋の河原に何台もの車が入り、食事をし自然を満喫しておりました。通常なら問題ないところですが、しかし非常事態宣言中、この話を聞いたのは5月の連休中のときです。感染リスクを恐れ散歩をやめたという住民もおりました。

そこで、ア、町はどのような対応をしたのか伺いたいと思います。

イ、車が入れるように道を造ったのか伺いたいと思います。

ウ、新たな観光地としていく考えがあるのかを併せて伺いたいと思います。

(9)、国保加入者の税の減免、傷病手当金の支給ができるというふうになりました。周知のほどをとということですが、これは一応ご質問しておきたいと思います。

(10)、給食がなく、要保護、準要保護の子どもの食事はきちんと取れていたのか伺いたいと思います。

そして最後、(11)、DV（ドメスティックバイオレンス）や虐待が増えているという報道であります。本町ではどうなのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(2)から(5)、(10)について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(2)からお答えさせていただきます。

児童生徒が密にならないよう、各学校においては学級を20人程度になるように分割し、教室も分けて授業等を行うようにしております。また、ICTを活用し、一方の教室の授業を隣の教室のモニターで視聴し、演習の時間を設けて1人の教師が行き来する授業形態も行っておりまゐります。さらに、同一学級の休み時間や給食も分散されたグループごとに時間をずらして取るようにしていく予定でございます。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援につきましては、国により学生支援緊急

給付金が支給されることとなったほか、高等教育の就学支援新制度・貸与型奨学金においても支援の対応が図られております。

嵐山町におきましては、嵐山町奨学資金貸付基金の運用による対応を考えておりますが、返済不要の給付金を支給するという考えはございません。

続きまして、(10)につきましてお答えいたします。休業期間中は、全ての児童生徒の家庭に各校の担任教諭から、最低1週間に1度、電話にて体調や生活習慣等について確認を行っており、食生活についても把握を行っていましたが、十分に食事が取れていなかったという報告はありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(7)、(11)について、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目1の(7)につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルスは、一般的に飛沫感染、接触感染で感染します。厚生労働省が示した感染拡大防止のための新しい生活様式では、外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用するとしています。

一方、5月に環境省と厚生労働省は、新しい生活様式における熱中症予防のポイントを公表し、気温や湿度が高い中では、適宜マスクを外すよう呼びかけています。具体的には、屋外であれば周囲の人と十分な距離(2メートル以上)が確保できる場合にはマスクを外す。マスクを着用しているときは、周囲の人と距離を十分取った上で、マスクを取って休憩するとしています。

いずれにいたしましても、熱中症の危険がある場合には、水分補給や冷房の使用等により熱中症を予防するとともに、3密にならないことや飛沫を受けない距離の確保等、感染を回避できる環境下にてマスクを外すよう、それぞれの場面に適した対応をしていただけるよう周知してまいります。

続きまして、(11)につきましてお答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止対策で、外出自粛や休業等が長期化し、生活不安やストレスによるDVや虐待の増加が懸念される中、全国的な相談件数の増加が報道されています。

一方、嵐山町では、現在のところ新型コロナウイルスの影響によると思われるDV及び虐待の相談や通報はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（８）、ア、イについて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目１、（８）、アについてお答えさせていただきます。

４月２６日、二瀬橋の河原で食事していると町民の方から通報がございました。翌日、河川管理者である東松山県土整備事務所に連絡を入れ、対応を依頼したところでございます。

さらに、４月３０日に改めて通報がございましたので、再度、東松山県土整備事務所に対応を依頼させていただきました。

質問項目イにつきましてお答えさせていただきます。東松山県土整備事務所に確認したところ、河川管理者として造った道ではなく、以前から自然に入れるようになったものではないかとのことでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（８）、ウについて、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 質問項目１の（８）、ウにつきましてお答えいたします。

二瀬橋周辺は、現在駐車場及びトイレ等の整備がされておきませんので、今のところ観光地としていく考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（９）について、村田税務課長。

○村田 朗税務課長 質問項目１、（９）の国保加入者の税の減免の周知につきましてお答えさせていただきます。

周知方法につきましては、令和２年度の国民健康保険税納付書を７月上旬に発送いたしますので、広報嵐山の７月号においてご案内をいたします。あわせて、申請方法や申請に必要な書類等について、ホームページでもご案内する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 続いて、高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 質問項目１、（９）の傷病手当金の周知につきましてお答えいたします。

嵐山町国民健康保険傷病手当金の周知につきましては、嵐山町公式ホームページ及び広報嵐山６月号にて周知を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、（2）ですけれども、密にはならないような対応をされているということで分かりました。

それで、1人の教師がモニターで見ている教室のほうに行き来するという、1人加配者がいるということで、ここはそういうお答えしているわけなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 加配ということではなく、教員の数は今までと一緒にするので、単純にいうと1つのクラスを2つに分けますので、1人の教師が1つのクラスを、2クラス面倒を見るという形になります。ですので、同じ授業を1つのクラスで受けていただくために、モニターで画面を見ながら子どもたちは先生の授業を見る。ずっとそれで一方通行でやっていると、片方の教室は画面だけ見ることになってしまいますので、演習の時間等を設けて、その教諭がモニターで勉強したクラス等に行って、子どもたちの様子もちゃんと見ながら授業を進めていくというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと教員のことについて、この後質問をしたいので、取りあえず次に進んでいきたいと思います。

（3）のカリキュラムをこなすために過密スケジュールになっていくのではないかと、ちょっと私もある方からお話しされたのです。その点についてはいかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 午前中のご質問にもお答えをさせていただいたのですが、これまで3か月間学校を休んでいたもので、例年に比べると、これから後過密になることはあります。ただ、過酷というほどは過密にならないかなというふうに考えているところでございます。具体的には、夏休みを短くさせていただきます。ただ、休みとしては8月1日から8月23日まで、ちょうどその間、土曜日に始まって日曜日までですけれども、休みを短くさせていただきました。

また、6月以降は月に1、2回、土曜日に授業をさせていただく予定でございます。

て、先週は3時間でしたけれども、土曜日に授業を実施しました。今週も3時間ですけれども、土曜日に授業を実施します。

徐々に徐々に学校生活に慣らせていって、その後、来週から5時間授業にして、7月になったら平常の6時間授業等が実施できればいいかなというふうに考えていますので、今のところそれほど過密になるというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今のところは過密にはならないということですが、先々過密にはなっていくという、今の教育長の答弁はそういうことでしたよね、最初の答弁は。違う。

○森 一人議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 今のところというのは、今のままの状態、この新型コロナウイルスが下火の状況でいけば、それほど過密にはならない。ただし、秋頃に第2波とかがもし来た場合には、さらに組み直さなければいけないので、そうすると今より厳しくなってくるかなというところは考えているところです。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。このままでは下火になれば、現状でそんなに過密にはならないで推移するということなのですか。現状で推進できればいいわけですが、1つはその子どもたちの状況が、こんなに勉強勉強で、とても頭に入り切れないよという状態にまでなってしまったら、これは何のための勉強を学校で教えるのだということになってしまいますので、そこをしっかりと押さえておいていただきたいということで、私はこれをご質問したのですけれども、ちょっとでは少し様子を見たいと思います。

もう一つ、教員なのです。教員が2つのクラスを交互に見ると、3密を防ぐという状況からして仕方ないのでしょうかけれども、仕方ないというか、文科省は3,000人以上の加配をするということで報道がありました。これは、嵐山町はこの加配対象にはなっていないわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 本町は、町独自に採用していただいている講師の方もいますし、学習支援の方もいらっしゃいますので、完全に両方が単独になるということではない。

また、文部科学省のほうは3,000人の教員を加配するということを話していますけれども、現状でも埼玉県内では、学校に十分に教員が配置されていないところもあります。ですから、数字はあるのですけれども、人物としてなかなか難しいという状況があります。

本町では、今のところそれぞれの学校に様々な加配をいただいていますので、その中でやりくりしていけるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 加配の要請はしていくお考えはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 今のところ加配の要請をしていく考えはありません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、子どもたちも大変なのですから、先生方も受け持った生徒、児童、やっぱりそれなりのストレスを抱えてしまうわけです。精神的ストレスで辞めていくというのが毎年のように、嵐山ではそんなに起きていないのかな、全国には何人も起きているということで。ですので、嵐山で起きないという保証はないわけです。ですから、先生方のストレスも考えていかないと、本当によい学習、勉強というのもできないわけですから、現状で十分なのかというのが、今の教育長のお話ですと、どうなのだろうかと首をかしげてしまうのですけれども、加配の要請しなくても大丈夫だということを、ちょっとお話しいただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

加配をもらわなくても大丈夫だというのは、自分のクラスの生徒、児童は、自分できるだけ見たいという考えがあります。さらに言いますと、この辺の学校ではそれほどないのですけれども、複式を経験している管理職もいますので、実際にはモニターを通してもう一個の学級に先生の授業を見せるとともに、もう一つの学級の子どもの

様子は、先生が授業をやっているほうのタブレットにも映るようになっていきますので、先生がいないクラスは誰も見ていないということではありません。

また、教員のストレスにつきましては、ここのところ3か月間休んでいた中でも、かなり教員はストレスを感じています。夏休み中については、先ほども申し上げましたけれども、地区によっては2週間に短縮してしまった。冬休みについても、12月28日から1月3日までに短縮してしまったというようなところがあります。教員については、できるだけ休みも取らせながら、子どもたちの教育に携わっていただきたいということがありますので、その辺を配慮しながら、また一人一人の教員といろいろなときに話をしながら、よりいい方法を考えているところでございまして、一概に加配を、配置を希望したから、それで解決できるかという、なかなか難しいところがあるかなというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今結婚とかそういうので、妊娠されている先生というのはいらっしゃるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宜幸教育長 育休、産休の教職員はいますが、今現在妊娠をされている方は、今日時点では報告は受けていません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。それにしても両方の、分散で午前と午後を見なくてはならないと。そして、今度2つの教室を見なくてはならないと。やっぱりそれなりの先生への負担が増えているのではないかなと、これはどうしても思ってしまうのです。その上、清掃までさせられるわけでしょう。どうだろうなというふうなことを考えなくてはならない、考えざるを得ないのです。ぜひ現状でいいのだという考えだけで終わらせないで、国がそういう制度を設けているのですから、やはり要請はしていくべきだというふうに思います。

それで、ちょっと質問ないのですけれども、PCR検査も、先生自身も、生徒とどうしても接触したくなくても近くになってしまうということはあるわけですので、全教員に対してのPCR検査は必要ではないかと言われているのですけれども、

これはいかがですか。

○森 一人議長 答弁できますか。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 PCR検査が一般といいますか、そういう形で検査ができるのであれば、そういうことも考える必要があるかと思えますけれども、現状では保健所のほうの指導を受けてという形になりますので、教員も含めて、また臨時休校中でもですけども、子どもたちの体調管理で体温チェックシートというのを事前に渡して、日々、児童生徒また教員も健康管理のほうを見ております。

実際に学校を再開して子どもたちが来たときに、ばあっと入ってくるのではなくて、ちゃんと間隔を空けて、順番に2メートルの間隔を空けて、1人が上履きを履いたら次の子が入る。その先には先生たちが待っていて、アルコールで消毒をさせた上で、そのチェックシートで体温が何度だったかというのを確認しながら、その後初めて教室に入るといような、細かく一人一人を見ておりますので、今のところはそういった形で、教員も含めて児童生徒の健康管理というのを確認しながら、学校のほうを再開したいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。では、PCR検査が一般的にできるようになったら、第一に先生方やってもらうように、ぜひご検討をいただきたいと思います。

それから、先ほどの清掃の件なのですが、清掃とか臨時的に人を入れて学校の用務員としてやってもらうと、先生の負担を軽減していくという、そういうことも必要だなと思ったのですけれども、それはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 臨時的に人を入れてという考え方もございますけれども、ある程度学校を管理していく上では、例えば担任の教員が自分のクラス、自分のクラスの前にあるトイレ等の手すり等をきっちり消毒すると。その徹底をして、漏れができるだけないように、完全にコロナウイルスに対するリスクをゼロにするということは、恐らくできないと思うのですけれども、限りなくそういうことを減らすためには、きっちり学校の施設として管理するためには、現在教員のほうで子どもたちの

命を守るということも含めてやっていただくというふうな考えでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ただ、それはほかの人でもできることですから、清掃は。先生の負担を減らすということが、私はそっちのほうが大事ではないかなと思うのです。ちょっとこれをご検討いただきたいと思います。

（4）の学習格差、この解消をどう進めていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 学習格差が起きているのではないかというのは、新聞やテレビ等の報道でも起きております。この3か月の非常に長い臨時の休校中どう過ごしたかというのは、やはり一人一人恐らく異なっていたと思われます。

現在2回のポストインをしたものを、先生たちがそれぞれ一人一人どういう学習をしてきたか、復習と予習も含めて、それぞれどういう状態であったかというのを確認した上で、現在授業を再開したところでございますので、その辺を見極めながら、今度はいよいよこれからまた、今既に昨年度の3学期の残っていた部分がありますので、そういった復習を行いながら、一人一人の習熟度というのも見た上で、先ほど川口議員もご心配されたように詰め込んで子どもたちを置き去りにするような教育ではなくて、やはり誰も経験したこともないような3か月という休校期間がありましたので、その辺の状況、一人一人の状況を見極めて、これから先に新たな新年度のカリキュラムのほうに移行できるように注意して行っていきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。午前中の答弁にもありましたように、宿題を各家庭に持って行って、それでやってもらうということで、家庭の指導力による差というのが、どうしても出てしまっているということなのです。それがどのぐらい出ているのかというのは、今局長がお話したように、一人一人の子どもを見てみないと分かりませんので、その辺をしっかりと見ていただいて、格差解消にどう取り組んだらいいかは、急ぎちょっとやっていただきたいと思います。現状で、私も起きているだろうというようなことでしかちょっと質問ができませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、(5)ですけれども、(5)は返済不要の給付金は考えていないという答弁でしたけれども、大変高いのですよね、私立大だと100万円以上の授業料、国立でも80万円という状況ですから。ですから、どこかにちょっと記事があったのですけれども、学生の8割ぐらいは、もう借金をしているという状況なのです。その上に、嵐山町はこの奨学金だと、これは当然借金ですから返さなくてはならない、新たな借金をしなければならないということになるわけです。たまたまこの時代に学生でいたから二重の借金を抱え込んでしまったと、これは学生に責任があるわけではないですから、やはり政治がそういう点を責任を持っていくべきだと私は思います。

嵐山町は、日本一の教育の町だと、こう標榜しているわけです。では、具体的に何が日本一なのか、そう聞くと何にもないわけです。これ何にもなくていいのだという話もありますけれども、やはり具体的に何が日本一か、これがなかったら日本一なんて言えません。何にもなくて言えるのだったら、いろんなことが言える。福祉の日本一だと、文化の日本一だと、何だって言えるわけです。何かあって日本一だというのが、あってしかるべきだというふうに思うのです。

そこで、私もそこにこだわったので、この奨学金の問題を質問したわけなのですが、せめて、このコロナ災害です。こういうときに、一人も嵐山町の学生は退学者を出さないぞと、そういう心意気というか、信条、政治信条でいいですよ、そういうのを持ってもらいたいです。奨学金で後で返してくださいなんて言ったって、もう借りに借りまくっているような学生に対して、さらに借金しろというのですから、これでは駄目です。そうではないですか。日本一の教育の町を標榜しているのだから、これは返済不要にすると、返済不要の給付金を支給すると、嵐山町民には、町民の学生には。もう一度お考えいただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 川口議員のご意見も重々ご理解できるわけなのですが、やはり限られた原資の基金の運用ということを考えますと、これから先の学生さんたちにも、この嵐山町の奨学資金のほうを運用していく必要がございます。

奨学金につきましては、これからでも貸付制度のことができますので、そういったご相談をいただいた上で、この現行の運用の中で嵐山町の奨学資金のほうは運用を行っておきたいと考えておりますし、また国や県での支援制度がございます。こちらに

についてもご相談があればご紹介をするという形で、周知を図っていければというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうなのです。今、国や県とおっしゃいましたけれども、国もこれは狭い範囲ですけれども、対象にしているわけです。ですから、これにこぼれた人の学生を、嵐山町民の学生を助けていくのだと、そういうことです。そうすると、かなりというか、もう少し絞れるわけです、人数的には。ぜひそれをやっていただきたいと思うのです。

国は、今どういうことを考えているかといったら、家庭から自立してアルバイト等で学費を支払っている学生、収入が半分以上減った学生、これに対して10万円を支給すると。そして、その上に住民税非課税世帯は、さらに10万円を上乗せして、合わせて20万円を支給するということなのです。でも、困っている学生は、これのちょっとそれた、漏れた方、ここを嵐山町民、嵐山町としては支給対象にしていくということが私は大事だと思うのです。

それで、私もこういう提案をして、では4年というか、卒業したら嵐山町から出て行ってしまったと、それはさすがに町民も理解しないだろうと思いますので、一定期間嵐山町に居住していることを条件にして、それで返済不要の給付金、そういう考えを私はぜひ持っていつていただきたいと思うのです。これは、教育関係はちょっと無理ですから、町長か副町長に伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃっているように、100年に1度の危機だと、こう言われています。ですので、国を挙げて全国を規模に、子どもたち、そして学生も救っていかう、勉学に励む学生たちを応援しようということで、国も国ができる支援を行っている、という状況でございます。嵐山町は、それを見守っているという状況でございます。

それと、奨学資金については、奨学資金貸付委員会で適宜検討を加えているし、規約もありますので、その規約を最大限活用して運用していくと、そういうような状況だと聞いております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 本当に困っている学生の立場になっていないなというふうに思います。ぜひ再度検討をいただくように要請したいと思います。

次に行きたいと思います。臨時交付金、これを補正予算を見ますと、例えば学童保育室の新型コロナウイルス感染予防対策等に要する経費ということで、具体的な書き方はしていないのです。担当課としては、総務課でもいいのですけれども、もっと具体的なものは考えは持っているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の臨時交付金でございますが、制度を設けられた、その趣旨というものが定められております。そちらでは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止すると、これが一つ。それと、感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活を支援するのだと、こうしたことを図ることによって地方創生を推進すると、こうした目的のために設けられた制度というふうに伺ってございます。

今回、幾つかの事業を計画させていただいているわけでございます。その中で、感染拡大の防止を図るために、それぞれの施設において必要な資材、そういったものを購入して備えていくということで、予算のほうは計上をさせていただいていると。具体的には、マスクであったり、アルコールの消毒液であったり、そういった衛生用品、こうしたものが主になろうというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。これは予算書に出ていますので、あまりやりますと事前審査になってしまいますので、この程度にしたいと思います。

（7）の熱中症の関係なのですけれども、これはある方からお話を伺ったのです。要はその方が言うのには、熱中症で死ぬか、新型コロナで死ぬかと、どっちがリスクが高いのだと、これからの時期に。熱中症ではないかということなのです。そうしたら、熱中症になりやすい条件は外していかなかったらしようがないのではないかと、そういうことをその方はおっしゃっていて、そのとおりだなと私は思いました。ですから、夏場の暑い時期にマスク着用というのは、しないほうが良いというふうに思う

のですけれども、いかがですか、もう一度伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

確かに今もマスクをつけていて非常に暑い状況ではございますが、やはり感染予防というのも重要なものでございまして、国の指針としては、会話をするときとかは、症状がなくてもマスクを着用するという指針が出ております。ただ、熱中症の危険があるというのも指摘しておりまして、感染を回避できる環境下であればマスクを外しても大丈夫だということです、それぞれの場面で判断して対応していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 多分それだと事故が起きるのではないかなと思うのです、本人任せだということですから。ある程度嵐山町として、まず第一にこれからの時期は熱中症対策を第一に置いて、そして2番目に新型コロナのことを考えておいて、密にならないということを置いて進めていくべきだというふうに思うのです。

もう一度皆さんで、これ話し合ってください。熱中症対策を第一に置かなかつたら私はいけないと、結局事故が起きる。事故待ちってよくマスコミでは話が出ますけれども、事故が起きて町や県や国が対応をするということになったのではまずいわけですから、これからの時期の状況を考えたら、マスクは外していてもいいという環境づくりをしていかないと、1人だけ外していると、今の時代にいろんなことを言われる時代ですから、やっぱりそういう環境づくりというものを考えてやっていただきたいというふうに思います。

次に行きたいと思います。二瀬橋の件なのですが、そうするとこの答弁聞いたら、全部県に丸投げしていたということで、あそこは河川ですから、町がどうのということにはならないわけです。しかし、あそこに私が写真撮っただけでも10何台の、一応これ入っていますから、14～15台、もっとあったかな、車が入って楽しんでいただけです。そういう密の状況をあの時点でつくっていたわけですから、非常事態宣言中ですから。そういう嵐山町内ですから、町が関われないとはいっても、やはり町としてもっと関わり方、その防ぎ方というのがあると思うのです。そこは、ちょっと頭に浮

かばなかったですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 二瀬橋の件につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、まず4月26日に通報がございましたので、県のほうに連絡させていただいて、バリケード等を設置していただいたり、その後バリケードがあっても入ってきておりましたので、また再度県に依頼をさせていただいて、看板等もさせていただいたところがございます、基本的には入り口のところには看板と自粛看板、バリケードと自粛看板があったということでございますので、自粛の願いは既にしていたかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ですから、そんな程度では駄目なのです。バリケードといたって、黄色と黒のあれが置いてあるだけですから、あんなの簡単にどけるわけです。現にどかして中へ入っていったわけですから、それで入ってしまったら、またそこに設置しておくということで、そんなことがあそこでは連休中ずっと繰り返されていたわけです。4月の段階でもう知っていたということなのですから、バーベキュー場、学校橋、かなり頑丈なというか、車が入れないような状況をつくりました。ああいう状態にまでしなかったら、簡単に片手で持ちあげて移動できてしまうのですから、それは紙に書いたって駄目でしょうね、実際に入ってきてしまったわけですから。そういうことまで私はすべきだったと思うのですけれども、いかがですか、今からちょっと振り返ってみて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 河川の学校橋とかバーベキュー場につきましては占用しておりますので、占有者がそういうふうな自由なことをしていいというふうになっていると思います。

河川については、やっぱり基本的には河川管理者である県のほうにお願いしておりまして、町がというよりも、県のほうにお願いさせていただきました。県としましては、あのように河川を阻害したりする場合は強制力がありますけれども、そうではな

い場合は、あのような対応が精いっぱいだという意見でございましたので、そのような対応だったというふうに考えているところでございます。基本的に河川管理者がすべきものと考えておりますので、引き続きこのような対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 技監に伺いたいのですけれども、県はどういう対応をしたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳下技監。

○柳下和之技監 お答えします。

河川敷の利用の自粛要請につきましては、占用箇所、今課長から答弁のありました占用箇所については占用者に、それと水辺再生事業による整備箇所については市町村に、河川の利用を自粛の要請をする看板等の設置をそれぞれに依頼いたしました。

そのほかの箇所につきましては、利用状況を考慮しながら自粛要請の看板を設置していくというふうに聞いております。

一般論としては以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、こういうことが住民から来て、県が何をやったかというのは、つまり何もやっていないということなのですか。自粛要請をしていたと、事前に。事が起きても、何も県としては動いていなかったという、そういうことなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳下技監。

○柳下和之技監 お答えいたします。

河川管理につきまして、ちょっと大前提のところを説明させていただきたいと思えます。

河川は、道路ですとか公園などとはちょっと異なりまして、古来より自然に存在するという公共の空間というふうになっております。このようなことなので、その公共区間の河川空間の利用につきましては、基本的にはその利用者の責任において自由に

使用できるというのが原則、河川管理の原則になっております。道路と公園とは違う状況になっております。

こういった原則に基づきまして、その利用を制限するという権限、これが河川管理者には非常に限られてございます。河川の利用によりまして、堤防ですとか護岸ですとか、管理用通路が壊れてしまうですとか、ごみが悪質に投棄されてしまう、そういったことが見られることがない限りは、利用の制限はできないというのが一般論になっております。

そういった状況も踏まえまして、今回の対応については非常に難しい対応が求められたかと思えますけれども、また今回の経験を今後に生かしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 河川の中に車が入っていったのですからね、道路のことをイで伺っていますけれども。河川の中に車が入るというのは、別に問題はないということなのですか。自由に利用できるという、そういう範囲に入ってしまうのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳下技監。

○柳下和之技監 お答えします。

個別具体には、申し訳ございません。車の出入りにつきましては、県に事前に、申し訳ございません、確認してございませんでしたので、この場ではお答えできないのですけれども、一般論を申し上げますが、自由使用という原則がございますので、そういうこともできるのかなとは想像いたします。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 自肅要請を出していたのですから、もっと厳しい対応をやりぱりしていかないといけないのではないかなと、県も町も、ぜひ今後はそうしていただきたいというふうに思います。

それで、車が入れる道路なのですけれども、道路というほど立派な道路ではないのです。ちょっと聞いたところによりますと、昨年の台風であそこの木が流されて道路ができてしまったという、そういうふうに聞いたのですけれども、それはそうなので

すか、分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 二瀬橋から、二瀬橋を上流に下って右に入っていく道のことだと思いますけれども、道というか、通路のところでございますけれども、それにつきましては、もう何十年も前からそのような道路が、道路というか、入っていくような通行形態ができるようなものになっておりまして、台風19号によって河川の石とかがちょうど堆積しまして、そのものが少し上がったという形跡があると思います。ただ、その通路というか、空間につきましては、以前から車が入れるような状態になっていたと認識しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。3番目で、観光地はまだ考えていないということでしたから、そうすると車が入れるというのは、ちょっと現状で、あれを置いたからいいというものではないと思いますので、これからでも対応はしていただきたいというふうに思います。

次に行きます。国保の件ですけれども、税のほうは7月号に載せていくわけですか、分かりました。傷病手当のほうも、これは6月号に載っているのは私も確認しましたので、早速やっていただいたのだなというふうに思いました。これも予算のほうに出ていますので、ちょっとここではこれ以上の質問はしないようにしたいと思います。

(10)、給食がなく要保護の食事をきちんと取っているのかということでは、取れていなかったという報告はないということですが、そうすると食事は取れているのですかという、こういう聞き方はしていないということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

食事のことも、国からは通知がありました。休業期間中の児童生徒の食事についてということも通知が出ておりましたので、食事だけではなくて、全ての生活習慣、学習もそうですけれども、規則正しい生活ができているかとか、それも含めた中で食事をちゃんと取っているかということも含めて、担任の先生また養護教諭等々が、必ず

週に1回は一人一人と連絡を取り合って、そういうのを確認しているという状況で3か月間過ぎてまいりました。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。要保護はまだいいですけども、準要保護、この方たちは仕事もなく、収入ももともと少ないわけですから、準要保護になっているわけですけども、その上このコロナで仕事がなくて収入がまた減って、給食費がとか、お昼のお金が当然増えていくわけです。そうしたら、やっぱり食事が大変だと。川口市あたりではそういう提供の団体までできているというのが報道されているわけです。ですので、嵐山町だけ、嵐山の町民だけの子どもだけ食べているというのは、何か不思議でしょうがないのです。でも、食べていたということであるわけなのですか。そうであれば、分かりました。私もこれ以上のデータを持っているわけではないので、いいです。分かりました。

最後、DV、虐待、これも増えていないということでありましたので、取りあえず今回は聞いておくことにだけして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時20分）

令和 2 年第 2 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 3 号）

6 月 1 0 日（水）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 洪 谷 登美子 議員

第 4 番議員 藤 野 和 美 議員

第 7 番議員 畠 山 美 幸 議員

○出席議員（１３名）

１番	小林	智	議員	２番	山田	良秋	議員
３番	狛守	勝義	議員	４番	藤野	和美	議員
５番	佐久間	孝光	議員	６番	大野	敏行	議員
７番	畠山	美幸	議員	８番	長島	邦夫	議員
９番	青柳	賢治	議員	１０番	川口	浩史	議員
１１番	松本	美子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課長	
山岸	堅	地域支援課長	
前田	宗利	子育て支援課長	
近藤	久代	健康いきいき課長	
萩原	政則	長寿生きがい課長	
杉田	哲男	農政課長	
藤永	政昭	企業支援課長	
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長	
永島	宣幸	教 育 長	
村上	伸二	教育委員会事務局長	

杉 田 哲 男 農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第2回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の種苗法改正についてからです。どうぞ。

[12番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○12番(渋谷登美子議員) 渋谷登美子です。種苗法改正について伺います。

種苗法改正が閣議決定されました。今の段階で、今国会では次回になったわけですが、改正されるかどうか不明なのですが、種苗法改正によっていろいろな問題が起きてきています。特にこの種苗法改正というのは、今まで自分で自家取りされていた種を使って作物を作って、それを売りに出して、それが分かると懲役10年、罰金1,000万円の刑になるというふうな改正なのです。そのために、農家の方がこれから、特に有機農業をなさっている方々、急に厳しい状況になってくると言われています。原則禁止ですので、経費が増大するという心配があります。野菜の苗は柔軟な対応に

なっているということの事実もありますので、現在来品種や登録されていない品種は適用されないという形になっているので、現状は枠が少ないというふうに農家の方にも説明されています。ところが、そうではないということが分かってきています。今、農業競争力強化支援法というのができまして、種子法の廃止がされて、それから農業競争力強化法ができて、都道府県などが公共で持っている種子などは民間に譲る、作り方を譲る、米、タネ作りが推奨されています。それに対抗するために、埼玉県でも条例をつくりました。ですけれども、それは大豆、稲、麦ですから、それ以外のものには当てはまらない状況になってくる。どこの自治体も、これは大変だということで、農家さんも考えているようなのですけれども、（１）で、それで私はこれは本当に嵐山町全体で反対していかななくては、この今の日本の自給率がどんどん下がっていくことが分かっていますので、それで質問しています。

（１）です。現在の段階で種苗法改正で嵐山町農家における影響をどのように考えるか。

（２）として、ラベンダー、ブルーベリー、ホウレンソウ、小麦、イチゴ、のらぼう菜への影響、これから特産品として開発した作物への影響を伺います。

（３）として、種、苗には在来品種と登録品種があり、今後登録品種が増え、これ登録品種って今急に増えています。すごい量で、グラフが上がってきています。農家が作付を行う場合、種苗費用負担が大きくなることが考えられます。後継者対策とともに、対応をどのようにするのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

今回の種苗法の一部改正がされますと、登録品種の育成者権の意思に応じて、国外や意図しない地域での栽培の行為の制限や、自家増殖についての許諾等が必要になってまいります。現在、町内の農産物生産組合等の生産者の育苗につきましては、野菜なんかの苗でございますけれども、種苗会社等からの購入が必須となっておりますので、自家増殖による種子の栽培はないと聞いておりますので、現段階での影響はないと考えてございます。

続きまして、質問項目（２）につきましてお答えをさせていただきます。ラベンダ

一、ブルーベリー、イチゴについては苗を、ハウレンソウ、小麦については種子を種苗会社等から購入しており、農家が自家増殖による種子や苗での生産はないため、影響はないと考えてございます。また、小麦、今嵐山町のほうで展開をしてございます農林61号やのらぼう菜、在来種でございますけれども、こういった品種につきましては登録品種ではないため、自家増殖することに影響はないと考えてございます。

続きまして、質問項目（３）につきましてお答えをさせていただきます。自家増殖につきましては、一般品種について何も制限なく、改正後も変更はございません。また、登録品種の許諾料についても、国では法律が改正されたから料金を上げることは、まずあり得ないというふうに発言をされてございます。

法改正により費用負担が増えることは考えてございませんけれども、農家が登録品種等の新品種等の栽培にチャレンジを行う場合につきましては、町単独で財源を確保してございます農業者フォローアップ事業にて、種子や苗代の購入の一部を補助する制度がございますので、そういったものを活用しながら農業者支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1番の現在の段階で嵐山町はほとんど在来種であって、登録品種を使っていないということで、自家取りはほとんどしていないということなので、影響はないということですが、これ自家取りをほとんどしていないから刑罰にかかるとか、罰金刑を取られるということはないということですよ。それで、そういうことはどの程度農家の方にお知らせしているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

種、苗等につきましては、今農産物生産組合等の方々につきましては、春まき、秋まき等の種子のほうの購入の希望を取ったりですとか、こういった方々に種苗法、こういった苗の育成であったりだとかライセンスのあるもの、そういったものにつきましては、適宜ご相談をさせていただきながら、農家のほうに周知を図っている状況でございます。

今回のこの種苗法のほうの改正につきましても、国のほうでもやはり農家への親切

な説明、今回の改正がどういったもので、どういうふうに影響されるのか、そういったものも真摯に説明をしながら、ご理解をいただきたいというふうに大臣のほうも答弁をしてございますので、そういったことを町といたしましても周知をしながら、今回の改正の趣旨、この育成者権のほうの海外への流出への抑制等についての権利を守る部分の法改正の趣旨、また自家取りにつきましても許諾を禁止ということではなくて、許諾を得てやってくださいというふうな法改正になってございますので、そういったことも周知をしながら農家のほうの支援をしまいたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 種や苗を買うということになっているのですけれども、この種や苗というのは、どこから来ているものか伺いたいと思います。国産ではないですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

種、苗等につきましては、当然海外のメーカーさんもございますし、国内の種苗会社さんのほうもございます。特に農産物生産組合等の方々の種子につきましては、おおむねJAのほうがご希望を取って購入をしているというふうなことでございますので、その種子代の中に許諾料等につきましては含まれているというふうに考えてございます。

また、水稻等でございますけれども、こちらにつきましても、町内のほうで育成をさせていただいているものにつきましては、ライスセンターを活用されている農家さんが多いケースでございます。そういったものにつきましても、種の品種が明確でないものにつきましては、なかなか他の米と混入する危険がございますので、極力そういった方々の種ないし苗を販売した農家さんのものを受け入れるというふうな形で今やってございますので、そういったルートからほとんど種苗のほうは提供されているというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 種、苗は、ほとんど90%遺伝子組換えの会社で作っているということになっていますよね、それはもう実説としてそうなっていて、例えばタキイとかサカタが日本の種屋さんなのですが、それはどのぐらい海外の事業者を買収されているか、株を取られているか分からないのですが、ほとんど日本ではなく、海外で生産されたものです。そこのところは分かって農協さんは、J Aさんは皆さんのものをまとめていらっしゃる、農業者もそのことを分かって買っているというところでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

全国の世界的シェア、種のほうのシェアを見ただけで、当然上位10社の中に日本のメーカーさんも2社ほど入ってございます。やはり日本の国産の国内のメーカーさんでも種苗のほうの販売というのを行ってございますので、私のほうでお聞きしている中につきましては、J Aさんのほうで流通をしている種については、国内メーカーさんのほうが多いというふうに受け止めてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、課長に言ってもしょうがないのですけれども、ほとんどがタキイとサカタが外で、海外で作っていますよね、種を。それは、いわゆる4大企業というのですか、の遺伝子組換え企業なのですか、そこに委託しているという形になっていますから、実際にはそういった種がどういうふうなものか、どの程度までJ Aさんがそれを調査しているか分かっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

J Aのほうで、その種と遺伝子組換えの品種というものの把握をどうされているかというのは、ちょっと今存じ上げてはございません。ただ、通常野菜の種といたしまして今流通しているものが、ほぼF1品種と言われているものでございます。これにつきましては、特に遺伝子組換えの種というふうなところではございませんので、ちょっとそこのところは、野菜のほうの種子についてはF1品種というものがほとんど

流通していると。このF 1 品種につきましては、自家取りができないような品種になっているということはお聞きしてございますので、その部分については農家さんのほうについても、今度自家取りが規制をされたとしても、影響は少ないのではないのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今F 1 品種がほとんどだと言われていましたけれども、一体いつからF 1 品種がほとんどになってきたのでしょうか。これ今までは、在来種でずっと種を売り続けていましたよね。それをやっていたので、そうなっているのですけれども、今日本というか、男性の状況で精子がだんだん少なくなっているのは、F 1 品種を食べていると同じような生態系の変動があるからではないかというふうに言われているのですけれども、そこまでのF 1 品種は一体どのぐらい前から作られ始めているのか。そして、農協さんが野菜の種をほとんどF 1 品種に替えていったのはいつぐらいからか、ご存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

そのF 1 品種がいつ頃からということにつきましては、特に今即答は、存じ上げてございませんので、ちょっとお答えすることはできないわけでございますけれども、このF 1 品種が、今渋谷議員のほうでおっしゃられたような形で、男性のそういったことでの種から野菜を食べることによって、生殖機能のほうについて影響が出るのではないかなというふうなご指摘でございますけれども、その部分につきましては、特に明確にこれが原因というふうなところでやられているところが、賛否両論あるのかなとございます。そういったことは、原因としましてはミトコンドリアの異常というところがうたわれているわけでございます。ただ、これがF 1 品種からできた野菜を食べることによって人間が、すなわち生殖能力が低下するというふうなところと直接的な因果は、まだ見られていないというふうに学説の中でも言われているところもございますので、必ずしもF 1 品種の種だから危ないというところが、直接的にはイコールではないのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町では、ほとんどF 1 品種だから種苗法は全く関係ないというふうな形で、種苗法の改定があっても関係ないということが今のお答えです。F 1 品種というのは、今これから農業に在来種もF 1 品種に変わっていく。F 1 品種というのは、例えばのらぼう菜はF 1 品種ではなくて在来種なのですけれども、それがF 1 品種に変えて売るということは当然できるわけで、これは一般品種になっているので、すぐにちょっとゲノム編集をして登録品種にした場合、それはもう全ての種を、今まで在来種だと思ってやってきたものも、そういうふうな形で購入していかざるを得ない。そういうふうな形で、嵐山町の農業が奪われていくのではないかなというふうに思いますが、それについてはどのような考え方なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

例えばのらぼう菜の種を品種登録をするというところにつきましては、一般品種のものは登録がされていないから、すぐに登録ができるかというところはございません。当然この品種登録をする要件というのがございますので、特性審査の要件、区別性であったり、均一性であったり、そういったものが定められてございますので、そういったもので登録審査の中で合致をしないと登録品種として登録をされませんので、今現在の在来種、一般品種をすぐにとすることはされないのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 農業強化支援法がありますよね、それによって民間に委託する。ほとんどのものを民間がつくるように奨励していくというのが今の種苗法改正の流れの中にあつたとしても、そうするとそれがのらぼう菜であっても何らかの形で、今ゲノム編集でいくとすぐに、何かの農業にちょっと何か弱い部分を広げるというか、そしてもう少し季節的に長い形に取れるようにするというふうな形のものを事業者が作って、そしてそれを登録する。それが花粉として、花粉がいろいろなところに飛んでいくと、そののらぼう菜自体はもう在来種が変わっていくわけです。それで、種を買わなくてはいけなくなっていくというのが、今の種苗法の改定で一番問題になって

いるところなのですが、この点についての皆さんへの周知とか、そういったことはなさっていきますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

当然この種、農家さんが苗を買うにおきましては、こういった種苗法の制約を受けるところが大前提でございますので、そういったことにつきましては、ＪＡを経由しながら農家さんのほうにも周知はさせていただきたいというふうに考えてございます。当然また自家採種につきましても、一般品種は適用ないわけでございますけれども、登録品種等につきましては許諾というところが出てまいりますので、当然農家さんが農業としてやっていく上では、こういったこともご理解をしていただくというのは非常に大事なことだなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今現在、種苗法は改正されていなくて、これで何とかやっていけたらいいなというふうな感じがあって、それで今ご存じかどうか分からないのですけれども、種苗法を改正しなくても、海外へ開発した品種を盗まれないようにですか、そういうふうな方法もあるのですけれども、実際にそれをやっていなかったのか、農水省ですね、その点についてはご存じでしょうか。

○森 一人議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

日本の種苗、開発されたものを海外に持ち出されない方法というのは、新聞報道等に見ますと、幾つか方法があるということは承知をしてございます。ただ、今国のほうで、やはりブドウであったり、サクランボであったり、そういった地域限定で栽培をされて日本の農家さんが利益を受けていたもの、そういったものが無断で海外に持ち出されて、海外で安いコストの中で生産をされ日本に入ってくると、そういったものが市場に出回るところを国のほうとしても危惧をして、今回の種苗法の改正につきましては、そういった優良品種の海外流出を防ぐということが一つの大きな柱になってございますので、そういうふうな形で今回改正は予定がされたのだというふうに認識をしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） サクランボの話が出ましたから言いますけれども、サクランボはニュージーランドの報道が出たのですけれども、山形県が刑事訴訟と、それから損害賠償請求と差止め訴訟をして、それはストップできたのです。今の状況で、種苗法の中でこの改正をしなくても、十分に海外に開発した種を持っていかれないというやり方があるのに、それを名目にしていながら、実はそうではない形でバイエルなどの企業に日本の種を、農家に日本の種を買わせるというのが一番大きな問題であるというのが今言われていて、それで日本の農業が潰れていくのではないかと、自給率を下げていくのではないかとということが問題点となっていて、長野県の農協や、それからほかのところでも、農協でも今意見書を出し始めているのですけれども、埼玉県の農協はどうなっているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

そういった意見書等につきましては、各JAさんが判断をして出されるのかなというふうには考えてございますので、特に埼玉中央、また県の中央会のほうがどういうアクションを起こすかということにつきましては、私のほうとしては今現在承知してございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次ののですけれども、2番に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） イチゴなのですが、イチゴを作っていっぱやるのですけれども、イチゴは登録品種というのはかなりあります。使っていっぱやるのも、登録品種はあまおう、さがほのか、きらび香、さめき姫、スカイベリー、いちごちゃん、いばらキスというのが登録品種になっています。このイチゴの登録品種というのは、結構これからも、とよのかとかいろいろあるのですけれども、それがちょっと品種改良をして登録品種にするということは当然できて、それは普通の一般の農家ではできないのだけれども、企業だと割と簡単に作れます。そういったことを農家さんはご存

じなのでしょうか。そのことがとても大切で、今嵐山町の農家では全く関わりがないからというふうに思っている方が多いのですけれども、そうではないという事実をもう少し皆さんに普及する必要があると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

こういった主な登録品種等の開発につきましては、県がやはりその地域の特性を生かした形での品種改良というところが多いのかなというふうに考えてございます。今嵐山町のイチゴ農家さん、主たる品目につきましては、一般品種であるとしおとめというところで栽培をされているというふうにお聞きしてございます。当然こういった種苗法の中で、登録品種はその県、開発した県がやはりその地域の農家さんに貢献できるようなやり方といいますか、地域を限定して許諾をしているというケースが多いものでございます。当然そういったところの中で、各種団体等があっせんをしながら許諾料を払ってやっているというふうに考えてございます。嵐山町のほうの農家さんにつきましては、今現在主たる作物ではとしおとめ、一般品種を栽培されているというふうにお聞きしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今さっき県がというふうにおっしゃっていましたが、これが県ではなくて、県は皆さんに、民間事業に譲り渡すのです。そうすると民間企業がやっていくので、もう県は関わりなく、そして民間企業が求める金額でそれを皆さん、これから苗を買う。今まで、例えば私はイチゴの種というのを買ったことないのですけれども、今までイチゴが1円だったものが、種が1つ1円だったものが、既に40円、50円になっているというふうに聞いています。そういった状況が、この種苗法の改正によって起こるのではないかというふうに、日本の種子を守る会というのがあるのですけれども、そこでは危惧しているのですけれども、そのところは農業競争力強化法によって、今おっしゃっていたような内容というのは、全て今まで保護されていた農家が保護できなくなるというふうな状況になっていくというのを農家さんはご存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今後のこの種苗法改正をされて、そういった開発が民間に行った場合に、当然その許諾料というものは、その品種を改良するに当たっての経費、それを許諾料として開発者が得る利益だというふうに考えてございます。そういったものが、特に開発した会社のほうが許諾料を幾らにするよというものについては、基本的にはかかった経費をこちらの許諾料の中にフィードバックしていくというところがルールというふうにお聞きしてございますので、極端に自分で幾らというふうなところというのではないのかなというふうには考えてございます。

また、農家さんのほうがどこまで理解をしているかというところにつきましては、そこまでの部分というのは非常に不明瞭なところはあるかと思えます。ただ、種苗法によって、苗によってそういったものが含まれているよというところについては、理解をされているというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、3番に行きます。これに関しては、種苗費用の負担が大きくなっているとは考えられていないということですが、私はこれはすごく大きな問題になってくるなと思ってしまして、沖縄など、サトウキビはほとんどそうなのですが、これから苗を作っていくわけなのなのですが、これが全部、今まで自分で一旦買ったならその分が、1年目は購入するけれども、2年目はその苗を作って、それを植えていくという形でずっと継続してきたのが、毎年毎年その苗を買わなくてはいけない、そのような状況になってくることで、サトウキビは作れなくなる。これから沖縄にいる農家さんは、ほとんどサトウキビは作れなくなるだろうというふうに言われていますし、いろんなところでそういうふうな形のことを言われているのですが、これはどうなのですか。今先ほど県がというふうな形に、県がこれを求めていくということができれば、埼玉県などでそういった形のものを絶対に100%……100%ではないですね、議会や何かの議決でこれを、このものを民間に譲り渡さないというのを、野菜なんかでも全て作ることができれば、それは守れるわけなのですが、そういう状況には今埼玉県の中がなっていないかなと思うのですが、種苗費用負担が大きくなって、例えば今嵐山町では、ハウレンソウ農家とい

うのを育成しています。ハウレンソウ農家は、今のところ一般品種でF1で全部やっているわけですから、それでやっていけるというふうな考え方があると思うのですけれども、そうではなくて、その一般品種をちょっとゲノム編集で種を変えていったら、そこで新たな民間企業のものとして許諾料を払うわけです。今、中南米で起こっている訴訟というのがあるのですけれども、その訴訟というのは、その種が、花粉が全部風で飛んできて、その風で飛んできたものが新たな種子になってしまうわけです。そこで訴訟が起きてくるというふうな形が、これは小麦の場合なのですけれども、起きています。嵐山の場合でも、ハウレンソウといったものはF1だから大丈夫ですよ、そうではないから大丈夫ですよというふうな形が果たして言えるのかどうか。ジャガイモなんかもそうです。トマトもそうです。それから、ナスもそういったものが入ってきていますし、果物もほとんどそうです。これ今登録品種は、全体の品種の10%だから大丈夫ですよというふうに農林省が言っているのですけれども、でも、全体の品種ではなくて、使われている種の半分以上が登録品種だということは、皆さんご存じなのではないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

まず、その野菜の農家さんが登録品種かどうか理解をされているかどうかということにつきましては、ちょっとこちらの把握はしてございません。当然種代の中で、許諾のあるものについては許諾料が含まれているわけでございますので、そういったルートの中で購入しているものにつきましては、含まれているものは含まれているというふうに農家さんも理解をされているのではないかなというふうには考えます。

ハウレンソウでございますけれども、基本的には自家取りをしないで、F1品種の種を買って栽培をしていると。どうしても大規模でやられてございますので、自家取り等でやった場合につきましては、当然発芽率の問題もございますので、やはり経営を考えると購入したほうがよいというふうなところで、農家さんのほうはおっしゃられてございました。

許諾料の関係でございますけれども、一般的に稲でお話をさせていただきますと、例えば種代が1反当たり1,600円かかるものにつきましては、自家の埼玉県が開発したようなものであれば、許諾料といたしましては1,600円のうち許諾料が2.56円、約

3円ぐらい、他県の場合でも8円ぐらいというふうに言われてございます。また、ブドウ等の苗、これが1本4,000円相当するものであれば、許諾料は60円程度というふうなところでございますので、そういったものを新品種につきまして農家さんがチャレンジをしたいというふうなものであれば、町といたしましては農業者フォローアップ等を活用しながら、バックアップをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今ホウレンソウの種についてどうか分からないのですけれども、農薬に耐えるような品種が作られています。農薬と種がセットになっているというふうな形で販売がされているケースが増えている。そうした形で、バイエルと言われる農薬会社と種苗会社が一緒になって日本に入ってきていて、日本の農業が壊れていくというふうな形が言われていますけれども、それについてはどのような考え方なのでしょうか。ご存じなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

当然種を開発をする中には、そういったものの体制につきましても、検討しながら開発をされているのではないかなというふうには考えてございます。ただ、農薬のほうにつきましては、農家さんのほうも今減農薬、減化学等々の栽培方法によりまして、やはり生産者に受け入れられるような栽培方法を町としても推奨してございます。そういった中で、最低限適正な方法の中で農薬が使用されているというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） アメリカで自閉症、発達障害の子どもたちが非常に増えてきました。それで、それが何が問題かというのをお母さんたちが調査したというのをご存じですか。そして、その中で実は農薬や遺伝子組換え食品が原因だったということが、ある程度調査で突き止められまして、2週間有機野菜に替えたら、そうすると症状が緩和されたというのが出ていて、今アメリカでは子どもたちに、スーパーなどでも有機野菜のものが多くなっていて、いわゆる遺伝子組換え食品とか、それからジ

ェネラル、そういった遺伝子組換え食品で作った、種で作ったものがだんだん売られなくなってきて、日本にそのものがやってくるということはご存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

新聞報道等々でも、いろいろなそういう農薬等の弊害というものは取り沙汰されてきていることは承知してございます。当然生産者も、そういった情報につきましては終始、ＪＡ等を待たずにご自身で把握をしながら、消費者に受け入れられるような栽培方法によっての野菜等の販売、そういったものが今主流になってございます。当然農産物直売所で売るものにつきましては、ＪＡが農薬管理等々もきちんと生産者に指導をしながら、やはり減農薬、減化学肥料等による栽培、そういったものが今現在町といたしましても推奨してございますので、適正な時期に、耐性があるから農薬を使ってもいいのだということではなくて、必要最低限の使用量に抑える、これがやはり今野菜を作っていく中で、消費者に受け入れられる栽培方法ではないかというふうに町としても考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今、日本の種子を守る会というのがすごく活動しているのですけれども、そこではほとんど後継者が、もうそれ以上これでは育たないだろうというふうな形になっているのですけれども、嵐山町で取りあえずハウレンソウ農家さんがいたり、たまたま入っていらっしゃる方がいるけれども、この状況では種子代にお金がかかり過ぎて、今大体海外では２％ぐらいが種子代なのですけれども、日本では種子と苗代に10％以上かかるとなっていますが、それがかなりこれから種苗法の改正で、恐らく企業が全部持つわけですから、そうするとそここのところの改正で、後継者が多分生産できなくなっていくので、有機農家以外は農業者から脱落していくだろうというふうに言われているのですが、この点についてどのようにお考えになっているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

大規模の農家さん、1品目等々で大々的にやられている農家さんにつきましては、その種代等についてのウエート、また自家増殖をしていた農家さんについては影響が出てくる可能性もあるのかなというふうには考えます。ただ、国のほうといたしましても、これが改正したので、すぐに許諾料が上がるということは考えづらいということでお話をされてございますので、特に今現在としまして、この改正によって種苗代が急激に上昇するのではないかとこのところは想定をしてございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今現在ですよ。それで、それが5年とか、農業者というのは長い期間やるわけで、それでほとんど高齢者が、嵐山町の農業者の平均年齢が80幾つでしたっけ、それが次の農業者を育てることができないような状況になっているということを、種苗法改正でますますそうになっていくわけなのですが、それについては全く関知しないということなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

関知をしないというふうなところではなくて、今現在国のほうといたしまして、今回の種苗法を改正するに当たりましては、開発者、そういったものが費用をかけて開発している経費を保護するというふうな観点から種苗法を改正させていただいて、自家取りのものについては許諾において増殖できるようにするというふうなところでございますので、この種苗法自体が基本的に新品種の保護のために品種登録をする制度というふうなうたわてございますので、そういった観点から改正がされるものというふうな考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっと長くなるのですがけれども、この種苗法改正が農林省から出たものではなく、TPP関係の経済何とか局、すみません、すばっと出ないのですがけれども、それが出てきて、この改正は種子法に関してもそうですけれども、農林省サイドの人たちは、これはちょっとあまりにひど過ぎるのでやめてほしいというふうに言ったら、そうしたらその人たちはそのところから外されて、農林省の別の

部門に入っていった、この種子の大切なところの部分は、全部そうではない、要するに人事異動させられてしまうので、怖くてそういうふうな形になってきているというふうに言われています。ですから、今の農林省の話というのをどこまで信用できるかということが分からないですが、そのところまで今言われているわけなのですから、その点については農林省サイドのほうでも全て考えて、農業者にお知らせしていくという方法はまずいかと思うのですけれども、農家に対して今の種苗法の問題点を農林省が言うことだけをお知らせするということは、私は問題があるかなと思うのですが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

私のほうで農家さんのほうに情報を提供するというものにつきましては、改正をされてどんな影響が出てくるのか。また、どういったところに注意をしていただきたいか。そういったところを、決められた制度を農家さんのほうに情報伝達をしていくというところが一つの柱かなというふうに考えてございますので、細かい部分、どういった経緯でされたのか、そこまで私どもで踏み込むことではないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次へ行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） コロナ禍、アフターコロナ禍への対応です。今後、感染症は生物災害としていつ起きるか分からないことを考慮して、次のことについて伺います。

（１）、女性の働き方への支援。①として、女性の職場として医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業観光、生活関連サービス、これ介護とか保育です。と娯楽業が多く、感染の危険と人との接触の多い職場なので、休業要請もあります。保育園、学童保育を自粛する場合、現実的には医療、介護現場のスタッフ不足のほか、子育て、介護に関わらない人への負担が大きくなっています。学童保育、保育園は民間委託になっていますが、職員増員等への支援はどうなっているのか伺います。

②として、介護施設、介護事業従事者への支援はどういうふうにしていくのか伺います。

③として、テレワークなど家での仕事は、ケアする人がいる場合、難しいと考えます。短時間でも、空いている公共空間、北部交通センター、南部交通センター、花見台工業団地管理センターの貸出しはしてもいいのかなと思うのですが、それを伺います。

④として、休業している場合、独り親世帯は困窮します。独り親世帯への町独自の支援を伺います。寄居町では、地方創生臨時交付金でひとり親家庭等医療費受給者に一律5万円、第2子以降に1人2万円を加算する交付金についてが報道されました。

(2)として、学校への対応です。①として、夏の登下校で熱中症対策を伺います。

②として、オンライン授業は一つの方角とされていますが、嵐山町での課題を伺います。

③として、来年9月から学校始業を9月にする考え方も報道されていますけれども、反対意見も多いのですが、嵐山町でこうなったときの考えられる課題を伺います。

(3)として、図書館利用の工夫を伺います。緊急事態宣言で、休館中の図書館などで宅配、返却は公共施設窓口で可能と考えます。これは、緊急事態宣言以外でもこういったことが高齢者には必要なので、見解を伺います。

(4)として、町政への住民参加についてです。第6次総合振興計画や嵐山町新校開設準備委員会、それから高齢者介護保険計画や行財政改革など、開催に当たって町民参加をどのようにしていくか伺います。

(5)として、役場庁内でのオンライン会議などの導入への可能性について伺います。

(6)として、感染症を生物災害として捉え、防災計画に職員体制も含め位置づける必要についての考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、①、④について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目2、(1)、①につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言により、4月13日より登園自粛を要請しました。医療機関等の従事者や子育て、介護等により特に保育が必要とさ

れる児童については、引き続き登園を認めております。また、登園自粛により全体の登園児童数は減っており、保育施設の職員増員は行っておりません。

続きまして、質問項目2、(1)、④につきましてお答えをいたします。独り親家庭への町独自支援として、児童扶養手当受給世帯に一律7万円、第2子以降の児童に1人2万円を加算し、ひとり親家庭臨時特別給付金を6月10日に給付いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(1)、②について、萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 質問項目2の(1)、②についてお答えいたします。

町内の介護施設では、今のところ感染者の発生の兆候、クラスターは確認されておりませんが、介護現場ではテレワークができないため、マンパワーに頼らざるを得ないのが現状です。従事者の7割以上が女性であり、かつ子育て世代の占める割合も高く、休校や休園との兼ね合いで、シフトの調整が難しくなっている施設もあるようです。

コロナ禍で人材が離れれば、地域の介護は成り立たなくなります。介護施設には、厚生労働省による小学校休業等対応助成金の活用や、新型コロナウイルス感染症に関わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い等に基づき対応をお願いしています。町では、今後とも事業者と連携を密にし、相談等に迅速に対応していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(1)の③、(5)について、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目2の(1)の③につきましてお答えをさせていただきます。

住民の福祉を増進する目的を持って設けている公の施設は、それぞれ条例に規定する設置目的に沿った利用をしていただくことが原則となります。今回のコロナウイルス対策を契機として、これまで以上に仕事のスタイルが多様化し、テレワークやサテライトオフィスなど、さらに普及することが予想され、町に対する需要も多角化することも考えられます。

これまで、公共の空間をそのような場所として提供することは想定していないこともあり、実現するには条例の規定の見直しや、通信環境の整備などの検討などが必要となっており、今後の社会状況の変化等を見据え、実現の可能性について検討してまいります。

続きまして、(5)につきましてお答えをさせていただきます。オンライン会議の導入には、当然のことながらメリット、デメリットの双方があります。限られた場所において行われる庁舎内での会議につきましては、会議に参加するための移動時間の削減といったオンライン会議の大きなメリットを生かすことができず、かえってコスト面や会議の運営面でのデメリットが負担となることを見込まれ、現状におきましては導入は考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)、(3)、(4)について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の(2)、①につきましてお答えいたします。

学校再開後の計画につきましては、1学期は8月31日を終業とし、夏季休業期間を8月1日から8月23日とする予定であります。長期の休校措置により、児童生徒の体力の低下や気候変動に対する対応力については注意深く見極め、適切な対応が求められるものと考えております。

登下校での熱中症対策につきましては、水筒の持参、帽子の着用、登校班ごとに水分補給の休憩スポットを設定するなどとともに、梅雨が明けた後、平成30年度の猛暑のような状況も想定する必要があるとあり、状況によっては臨時的な登下校用のバスの借上げも想定する必要があるものと考えております。

続きまして、質問項目2の(2)、②につきましてお答えいたします。家庭でのオンライン授業は、時間や場所に縛られない教育手段として多くの大学や高校でも取り入れられております。学校再開後にコロナウイルス感染症の拡大の第2波、第3波が発生することを想定したときに、有効な教育手段として選択することができるものと考えております。

嵐山町における課題といたしましては、児童生徒の全家庭にインターネット環境があるわけではないということが挙げられます。また、インターネットの利用環境があったとしても、契約している通信量は各家庭で異なり、動画による双方向通信の費用はご家庭での負担となります。また、オンライン学習を行うためには環境設定やセキュリティの確保等、在宅する保護者による見守り、サポートが不可欠です。さらに、双方向によるオンライン授業を行うとしても、同時に時間を決めて全ての児童生徒が参加することは難しいため、休校期間中の学校再開を視野に入れた生活リズムを乱さ

ないためのコミュニケーション手段としての活用は有効と思われます。

続きまして、質問項目２の（２）、③につきましてお答えいたします。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、失われた学習機会の保障、臨時休校により生じかねない教育格差への対応、国際化へ向けたグローバルスタンダードの取組等への理由により、９月入学制が検討されております。

９月入学制については、幾つかの移行方式が報道等でも示されておりますが、いずれにしても保育所、学童保育の待機児童の増加、教員の不足及び質の低下並びに必要な教員数の確保、児童数の増に伴う教室等の学校施設の改修、移行に伴う当該学年の１２か月分より大きくなることによる児童生徒の負担、教職員の人件費は県費ですが、教育不足に伴う大幅な人件費の増加、卒業が５か月遅くなることに伴う社会人となる卒業生の７,０００億円を超えると推計されている放棄所得とそれに伴う逸失税収などの課題が考えられており、制度導入に伴い、社会全体に多大な影響を及ぼすこととなると想定されております。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。図書館利用の工夫としましては、５月２６日から２階入り口に特設窓口を設け、予約を受けた資料の受渡しを実施しております。あわせて、予約方法の拡大を行い、従来のウェブ予約に加え、電話予約及びファクス予約を追加し、多くの嵐山町民が利用しやすい環境を整えております。また、資料の受け取りの際は、社会的距離を保つよう立ち位置を指定した上で、順番待ちをしていただく等、安全な利用に配慮しております。図書館資料の宅配を一般利用者へ幅広く実施することは、多大な費用が見込まれ、現在実施している方法で資料の受渡しは賄えることから、宅配の実施は考えておりません。

公共施設窓口での返却は、公共施設窓口において人の集中を増加させることになりかねないと考えます。従来どおり図書館ブックポストへの返却、または予約資料の受け取りの際に返却していただくことで、十分対応できるものと考えております。

続きまして、質問項目２の（４）につきましてお答えいたします。新校開校準備委員会の委員構成には、町民の参加として、保護者としてＰＴＡ、地域から区長のほか、公募による委員の検討をしており、様々な観点からこれらの嵐山町の教育環境についてご意見をいただき、新校開校に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（４）、（６）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目２の（４）につきましてお答えを申し上げます。

現在、第６次嵐山町総合振興計画の策定に向け準備をしております。町民参加の機会といたしましては、策定に際し住民意識調査、策定委員の応募、住民説明会、パブリックコメント等が挙げられます。現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、直接対面によりご意見をお聴きすることにつきましては制約があり難しい状況です。しかし、今後の町の施策を計画する際、皆様の声を今まで以上に反映する必要があると考えられますので、よりよい方法を検討し、実施してまいりたいと考えております。

質問項目２の（６）につきましてお答えいたします。市町村地域防災計画につきましては、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る地域防災計画を策定しなければならない旨、災害対策基本法第４２条により規定されております。また、同法２条において、災害対策基本法における災害とは、防風、豪雨、洪水、崖崩れ、地震、噴火、大規模な事故等と定められております。嵐山町地域防災計画につきましては、風水害、事故災害、震災対策について定められており、これに基づき災害予防、応急対策、復旧等を行うこととなります。

今回のような感染症対策につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条の規定に基づき、市町村長は市町村行動計画を作成し対応していくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を１１時１０分といたします。

休 憩 午前１０時５５分

再 開 午前１１時１０分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○１２番（渋谷登美子議員） （１）の女性の働き方への支援で、保育園と学童保育のことですが、随分自粛していただいたということですよ、お母さんたちに。具体的に、それで自粛によって、派遣の方とかパートの方とかは収入が少なくなっていくと思うのです。そのところの把握というのは、どの程度なさっているか伺いたいと思います。

す。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 自粛ということでお願いをさせていただきまして、5月の31日まで自粛期間とさせていただきました。ただ、在宅勤務とかいうところの方についてはということでございまして、勤務が必要な方については、当然保育は引き続き続けるということでございますので、自粛期間であるから見ないというわけではございませんので、各家庭の状況によって、パートの方でも勤務の必要な方もいらっしゃいますので、そういった場合には当然保育をするということでございます。ただ、そのことによって、自粛によって収入がどうなったかというところまでは把握はしておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今後のこともあるので、自粛という形をしている保育園も、嵐山町はそうでしたけれども、そうでない、自粛ではない形でやっていたところもあったと思うのです。そういった形で、全く女性が働く場所を、働くためにお子さんを預ける場所の自粛という形は難しいかなと思うのですけれども、女性の働き方という考え方の中で。その場合には、増員なんか、施設をもっと別のところに持っていくとかいう方向もあったかと思うのですが、そういったことは今後考えられるでしょうか。第2波、第3波があったときに。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 自粛といいましても、嵐山町の場合は自宅の勤務もありますけれども、自宅で勤務をしていて子どもが見れる状態、在宅勤務でも見れない場合もありますし、もしくはパートの方でも当然勤務をされる方もありますので、あくまで自粛ですけれども、それは勤務を要しなくて家で子どもさんが見れるという状況の家庭については、当面の自粛をお願いしますというスタンスで嵐山町の場合にはお願いをしておりますので、自粛だから、もう家で見なくてはいけないというわけではないというふうな形でお願いをしたわけでございます。だから、休園とかでもございませんし、東松山市は休園ということで本当に限られた方しか見ていないということで

ございますけれども、嵐山町の場合にはそういったことではなくて、勤務の状況によってということで、あまりその自粛といっても、そこまでは厳しくないような対応はさせていただいたと思っております。今後につきましても、そういった形で自粛ということで、働く必要がある場合には当然保育のほうは引き続きするというスタンスで考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 介護施設、介護事業者への具体的な物質的な支援というのをなされたかどうか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 物質的支援というお話ですが、町から介護施設に物を送ったということは特にはないのですが、県が、まず5月19日に県から町に3万枚のマスクが届きました。町のほうで振り分けをしまして、翌20日、21日に各施設へ配付させていただきました。

また、6月5日、先週の金曜日ですが、県のほうからアルコール消毒液が72リットル、500ミリボトルで144本届きました。仕分けをしまして、昨日、おととい、今週の月、火で全ての施設のほうに配付させていただきました。

今後ですけれども、7月にまた県を通してマスクが4万枚届く予定となっています。そちらのほうも、速やかに各施設のほうに配りたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番と3番と4番は、これからというので、特に4番はありがたいなと思います。

次に、学校での対応は……オンライン授業の方法で、今現在では子どもさんが、全ての家庭に入っていないということで、挨拶程度のことって、私は朝の挨拶とかでも必要なと、皆さん顔を合わせることができるようだったら、必要だったのだろうなというふうに思っていますので、そういった形はできると思いますし、私が個人的に思ったのは、たくさん子どもではなくて、3、4人ぐらいのグループ活動だったらオンライン学習は可能かなと思いましたが、そういった形が今後学校の中でもでき

るのでしょうか。伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今議員さんおっしゃられたように、各家庭の状況にもよりますけれども、今現在アンケート調査をしましたところ、大体1割弱のご家庭で完全にそこまでの状況がそろっていないということはあります。本年度、これからいろいろ議員の皆さんに審議していただく補正等もありますけれども、GIGAスクール構想というのが国でございまして、そのGIGAスクール構想によりますと、恐らく今年度末までには全児童生徒分のタブレットがそろそろ予定でございます。それを今度は各家庭に持ってってもらって、学校からオンラインでいろいろなものを流し、また家庭からもオンラインで回答し、先生方が誰がどこの問題をやったのかが分かるようなシステムになっています。中には、家庭に環境が整っていないご家庭もありますので、そういうご家庭にとりましては、学校等を開放して、そこに来てもらって何人かで授業を進める方向を考えているところでございます。

今現在、分散登校をしておりますけれども、その中で学校で実際にそのシステムを使いながら、子どもたちに慣れてもらうということも実際行っているところでございます。ただ、全国的にこの機器を導入ということがありますので、すぐに入れたいところなのですけれども、時期的には少し遅れていく部分があるのかなというふうに考えています。これから、来週から分散で2教室で授業をやりますけれども、そこでも会議システム等に使われているズームというものを使いながら、こちらの画像を向こうに映し、向こうの画像をこちらに映しという形の授業を進めていく予定でございしますので、折々進んでいくのかなと。先生方もこの休みの中で、その実地をやる時間が取れましたので、結構そちらの面では有効に使わせていただいたかなというところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます、それは畠山さんもやっていらっしゃるの。

図書館の利用の工夫なのですが、私は今現在でなくても、高齢者の方がこの本を返してほしいとか、そういうことを言われることがあったので、私も高齢者なのですね。

れども、そういった形のものは、嵐山の場合は特に坂が多いので、歩くのが難しいので、こういった工夫は今現在、経費がかかると言われていても、できることの一つではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 図書館のほうでも、町民の方に利用していただくやり方ということでいろいろ考えておりまして、やすらぎのほうに文庫を持っていったりですとか、そういったふうに町立図書館だけの貸し借りでない形も考えております。

渋谷議員おっしゃるとおり、なかなか図書館まで来れないという方で、高齢者の方というよりも、むしろ図書館のほうで考えていたのは、障害者の方々の図書の貸出しの希望、こういったものには宅配という形がいいのかどうか分かりませんが、何かしらそういうことは今後考えていかなければいけないということは、協議会等でも検討しているところであります。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次の（４）の町政への住民参加なのですが、私自身は第６次総合振興計画と嵐山町新校開設準備委員会等については、今、今年度ちょっと10年よりも過ぎてしまうわけなのですが、これだけ状況が変わってきて、IT化が進む中で今考えているのは、ちょっと時期をずらしたほうがいいのではないかとというふうな考え方があります。この点について伺いたいと、介護保険とかそういったのはまた違います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今ご質問いただきました時期についてですが、渋谷議員おっしゃるとおり、このコロナの感染拡大、こういったことも今までには、過去にはインフルエンザですとかSARSとかというのはあったと思いますが、相当過去にはこういうことはありましたけれども、ごく最近であればこういったことはなかったわけです。こういった状況を踏まえ、またITの活用、こういったこともやっていかないと、なかなか住民の方からご意見いただくということも難しい状況ということもあります。そういったことを踏まえて、今年度総合振興計画は策定する予定となっております。

すので、基本的にはその方向で行っていきたいと考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、基本的にやるという形で、私はこれにオンラインでやっていく形をつくれればいいかなと思うのですけれども、特に住民の方とのやり方なのですが、それは役場庁舎内でのオンライン会議の導入が難しいということですが、学校ではズームを入れたということです。そうすると、そういうふうな形で住民との意見交換というのは、これから活発にならなくてはいけないと思うのですが、その点についての設計等はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 役場内にそういった機器、あるいはソフトを導入してはということで、この中でご質問もいただいております。総務課長のほうから、今のところ考えていないということでご答弁申し上げたと思いますが、当然メリットもありますけれども、デメリット、例えば費用的な面、そういう面も含めてのお答えだったというふうに思っております。

一つ考えていたのは、どうしてもアンケート等を取りますと、若い方からの回答率というのが低い状況でございます。以前から若い方、あるいは女性のご意見を取り入れるようにということでご指摘をいただいております。これまで子どもさんを対象にした事業を行った場合、例えば健診ですとか、そういったことをやったときに、そちらに職員が出向きましてご意見を伺うというような形、あるいは消防、防災に携わっている若い方のご意見を伺う、あるいは青少年活動をやっている若い方のご意見を伺うということで、こちらから出向いて、そういうときにご意見を伺っていったらどうかということで考えておりましたけれども、今こういう状況でございますので、例えばそれをアンケート方式にするとか、そういったことで対応できればというふうには考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） アンケートもいいと思うのですけれども、私が思うのはやっぱり当事者の意見を直接伝えたいというか、行政のほうに伝えたいという方も多いと思うのです。その場合、やっぱり外部とのオンラインというのは、とても必要な一つのツールだと思うのです。それを新たな、今のままですと、庁内の体制も全部やっ

ていくので難しいわけですね。ですけれども、別の体制も一つ持つということは、これからあってもいいかなと思うのですけれども、議会なんかでも、議会報告会なんかはそのような形でやればすごくありがたいと思うのですが、それは私の考えです。だけれども、そういったことを役場の中に、行政の中にそういったオンラインをできる、外部とのオンラインができるシステムがないわけですから、それが不可能だけれども、でも学校ではできるということだと、やっぱり外部とのオンラインができるようなシステムを導入する必要があるのですが、それはどのくらい経費としてかかるということで見込んでいるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど1回目の答弁では、現状のところ考えていないということで申し上げました。ちなみに、経費のご質問でございますが、あくまでも一つの試算ということで申し上げたいというふうに思います。庁舎内と庁舎外でウェブ環境をつくるには、ざっと300万からは経費的にはかかると、これはあくまでも一つの試算でございます。

先ほども地域支援課長からもご答弁ありましたが、やはりこうした経費をかけるということがどうなのか、他の自治体の取組等々も見ながら、今後考えていければというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きますけれども、感染症を生物災害としての防災計画に入れることができるというふうに、インフルエンザ対策として特別対策として市町村行動計画をできるという、策定するというものでした。私が考えますのに、この状況というのはやっぱり役場庁舎の職員の配置なんかが非常に簡素体制ということで、実はサテライトをつくれればいいのになと思ったら、実際に後半はそうなってきましたけれども、そういった形なども加えていく必要があるかなと思うのです。防災計画は自然災害だけで、でも私は生物災害の形で、感染症は生物災害なので、自然災害の一つだと思うのです。それはできないとしても、役場の中でそういったことを考えていく必要があると思うのですが、それについては特に役場の職員の配置とい

うのは問題が多かったなと思うのですが、それについて感染症対策として役場はどう動くかというのは、ある程度明記する必要があると思うのです、計画として。それについて伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 役場の職員体制ということでご質問をいただきました。あくまで現在のところ、こういった感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法、自然災害と言われている防風、豪雨、洪水、崖崩れ、地震、こういったことについては地域防災計画の中でということで、体制を整備していくというふうに法律立てになっております。

県なんかの例を見ると、今回の対策の総まとめというのでしょうか、それはどうやら危機防災部ですか、そういう部があって、その中でやっていたようですが、ただ、実際の保健所関係のものについては、そちらの担当部署でやっているという体制を取っていたようです。

将来的には、国がどのようにこのことについて考えていくかということが焦点になるかと思います。渋谷議員おっしゃるように、これを災害の一つとして考えていくという方向性になれば、町もそのように対応していかなければならないというふうには考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 総合振興計画と併せてこれは考えていかないと、多分これからどんどん感染症というのは、もうグローバルな社会になっていきますから、起こらざるを得ない。第2波、第3波というのが出てくると思うのです。それで、オンラインも含めてそういった職員体制も含めて、総合的な計画はしようがない、市町村行動計画で嵐山町感染症対策行動計画というのをつくらざるを得ないと思うのですが、副町長、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんおっしゃるとおり、今回経験したことのないことがこの大問題として起きております。これにどう立ち向かうか、それは国を挙げての対策になると思います。当然嵐山町も、それに基づいてしっかりと対応してまいりたいと、

このように考えております。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の地方創生臨時交付金を活用しての支援策についてからです。
どうぞ。

〔4番 藤野和美議員一般質問席登壇〕

○4番（藤野和美議員） 4番、藤野和美でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番、地方創生臨時交付金を活用しての支援策について。新型コロナについては、嵐山町では幸いにして感染者が出ておりませんが、これは5月19日現在と書いてありますけれども、現在でもそうでございます。自粛や学校休校により、町内でも社会的、経済的影響が幅広く出ています。つきましては、地方創生臨時交付金を活用しての支援策についてお聞きます。

- (1)、子育て世帯への支援について。
- (2)、大学生、専門学校生への支援について。
- (3)、小規模、個人事業者への支援について。
- (4)、農業者への支援について。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

児童福祉関係の事業につきましては、国、県からコロナ対策として別の補助金が示されており、その補助金を優先的に活用し、保育施設や学童保育室の支援を行います。その補助金の対象とならないものについては地方創生臨時交付金を活用し、マスクや消毒液等を購入し、子どもたちへの感染拡大防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

大学生や専門学校生への支援につきましては、嵐山町奨学資金貸付基金の運用による対応を考えており、地方創生臨時交付金を活用しての支援は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（３）について、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 （３）につきましてお答えさせていただきます。

小規模、個人事業者の方々の支援といたしましては、国の持続化給付金の対象とならない小規模事業者等に給付金を給付する支援を考えております。

なお、給付対象要件につきましては、給付要綱を整備し、実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（４）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目（４）につきましてお答えさせていただきます。

今回の新型コロナウイルスの影響で、飲食店の営業自粛や学校給食の休止により、県内の農産物の売上げには影響が見られておりますが、当町での農産物の販売は、一部市場出荷があるものの、農産物直売所での出荷が多く、学校給食への食材提供も直売所を経由してございました。農産物直売所の２月から４月までの農家からの受託品の売上げは例年と同様に推移しており、現在のところ影響は見られておりませんが、一部の観光型農業として集客をして経営をしている農業者に影響が見られてございます。今回の地方創生臨時交付金を活用し、一時的に売上げに影響のあった農家に対して、この影響を乗り越え次期作物への必要な種苗への一部補助として支援を行っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員） 今回の臨時交付金、昨日も総務課長がこの交付金の趣旨については説明してくれましたけれども、改めてちょっと整理したいと思いますけれども、今回、国の交付金のこの趣旨ですけれども、新型コロナウイルス感染拡大を防止する

とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、脱コロナに向けた協生支援金を創設すると、こういうふうな形になっているわけでございます。

これは、国の各自治体から事業の速報が出ております。これを見ますと、感染防止対策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、要するに感染防止についてです。これ金額ですけれども、金額ベースのあれですけれども、15.4%ということでございます。それから2番目、雇用の維持と事業の継続、この中には雇用の維持、資金繰りの対策、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援、生活に困っている世帯や孤児への支援、それから税制措置と、これが67.8%という数字が出ているわけでございます。それから、次の段階として、官民挙げた経済活動への回復と、これが11%と。これを見ますと、やはり生活に関連することに対しての事業が圧倒的に多いわけです。

今回の自粛要請に基づいて、学校一斉休校から3か月も経過しているわけでございます。感染者の方は幸いにして出ておりませんが、その社会的、経済的な影響は、実は町民の生活の隅々まで影響を及ぼしている。その中で、学校休校に基づいて負担をされた保護者の方、これは大変なやほり苦勞をされていると思うのです。ただ、皆さん頑張っているらしいしますので、本当にお子さんのために何とかということで奮闘されているわけでございますけれども、その方々に対して具体的な給付金、これは町としてもこの交付金が出ているわけでございますので、厳しい経済財政状況は私も承知はしておりますけれども、せつかく7,000万弱の金額が国から交付されると、これはやはり私は、まずは子育て世帯へしっかりとした支援をしていくと。これは、私はお子さんを持っていられる、これは大学生、専門学校生も含めて、いろんな状況の方大勢いらっしゃいますけれども、ただ、これはやはり一律に給付をしていくと。この姿勢が、やはり町として子育て世帯への応援をしていくことになるのではないだろうかと思っているわけでございますけれども、それについては今後ご検討はいかがでしょうか。町長、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議員さんのほうから、今回のコロナに対する各種の支援というものがどうなのだというようなお話ございました。各担当のほうから報告といいますか、答弁をさせていただきましたけれども、100年に1度と言われる今回の大きな災害について、国が特別な対応を今図っているところですが、それらについて一日も早く嵐山の町民の皆様方に周知を徹底して、お届けするものについては一刻も早くお届けをするというようなことで、職員一丸となって仕事に当たっている状況でございます。

そういう中で、それぞれの支援の話ございましたけれども、それぞれにつきましては、各担当のほうからお話がありましたような状況で、嵐山町では進めていきたいというふうに思っております。そして、交付金の話もありましたけれども、これらについても第1次の交付金については、町の各担当のほうから平常の仕事の中で感じる内容の予算を上げていただいて、それを町の中で検討をし、実施に結びつけているというような状況でございます。今日、明日ですか、第2次の国の予算のほうも気になるところですが、それらも少しでも町民の皆様のためになるような形の取扱いをしていきたいというふうに思っているところでございます。現状は、そういうような状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、この後補正、予算の審議ありますので、その際にも具体的に申し上げますけれども、全国の、やはり今回の事業の割合、問題意識等々、それと比べてこの嵐山町の問題意識が、ちょっと乖離しているのではないかなと私は率直に感じているわけなのです。やはり今一番困っている、まさにセーフティーネットを発動するための資金として、国が当然自治体に対して提供していくと、交付していくということであったわけなのですが、果たしてこれがセーフティーネットの発動に嵐山町はなっているのかどうかと、このことが非常に大きな問題だと私は思っているわけなのです。

第2番目の大学生、専門学校生の支援について、これも今奨学金を貸付けということで制度はありますけれども、この大学生、専門学校生、これも自宅から通っている方、いろんなアルバイトをこれまでされて頑張っていらっしゃるという方が多いと思うのですが、やっぱりそういう方も今回の自粛の中で、アルバイトをなかなかできないと、そうすると、もう即収入、学業に対して影響が当然出てくると。この方に対して奨学金、そしてまた貸付けではなくて、やはり具体的な給付も必要だと、町

として学業を頑張ってくれということも、これは必要なことではないのだろうかと思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 昨日の川口議員のご質問でもお答えさせていただきました。このコロナに対して、困窮している学生たちに対しては国の制度、県の制度、国の学生支援緊急の給付金、また埼玉県でもいろいろな軽減事業を行っております。

今回の臨時交付金の活用に関しまして、教育委員会といたしましては限られた財源の中で有効な活用を選択させていただき、藤野議員ご質問のように大学生、専門学生への給付型の支援金というものは、今回の臨時交付金では採択いたしませんでした。その代わりということではございませんけれども、奨学資金の貸付基金の運用を例年よりも柔軟に対応して、今月号の広報にも現在貸付けを行っている方、この基金を活用してなくて現在在学中の方にも、こういった基金の周知のほうを行わせていただいたという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 国や県の制度が、当然今いろんな形で出てきております。今後出てくることは当然予想されるわけなのですが、これは第3番にちょっと関連、入りますけれども、今答弁の中で持続化給付金ということ、これもありましたけれども、この持続化給付金、それから県の休業補償もそうなのですが、やはり基本がネット申請になっているわけなのです。このネット申請というのが、非常にやはりハードルが高いと。もちろんその操作ができる人はどんどんやってしまうと、ところがいろんなお話をお聞きしますと、やっぱり自分で個人の事業を例えばやっていらっしゃる方で、パソコンを日常的に使っているわけではなくて、そういう方に持続化給付金があるよということで、ではそれで申請しましょうとなってきたときに、これはそこでもう止まってしまうわけなのです。そういう意味では、先日町長がおっしゃっていましたが、総合窓口をつくると、その相談の。この総合窓口が、これは国の、県のを含めて、要するに総合的なサポートをしていくということで理解はしていいのでしょうか。それは、いつ頃開設予定なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私の方から、相談窓口につきましてはお答えさせていただきたいと思います。

昨日もちょっとお話のほうさせていただきましたけれども、経済対策総合窓口ということで、場所につきましてはふれあい交流センターの2階、商工会の反対側にあります会議室、そこを窓口と今は計画をしております。時期につきましては、今現在も窓口はやっているのですが、議員さんご質問の国、県制度含めまして、全てにおいての相談に現在は応じている状況でございます。

総合窓口につきましては、正式には来週の月曜日から総合窓口という形で、その商工会の反対側の部屋を場所を移しまして開設する予定で、今現在予定しております。内容につきましては、現在、持続化給付金関係、持続化の補助金、埼玉県の中小企業、個人事業主の支援金、または雇用調整助成金、金融公庫の融資、県制度の融資と、こういったものが主な相談内容になっているという状況でございます。今も相談は当然応じていますけれども、今後におきましても全てにおいての相談を受ける、そういった考え方で窓口のほうは設置する予定になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ぜひその総合相談、しっかりと告知を、昨日町長がおっしゃったとおり、一人も取り残さないと、全ての人を救っていくのだということをやはりしっかりと町民の皆さんに告知をしていただいて、このコロナによって店を閉じてしまうとか、せっかくこれまで長年やってきたお店をやめてしまうということのないように、嵐山町でお願いをしたいと思っているわけでございます。

そして、一つこの関連の中で定額給付金、今12日の現在までで90%まで来ているということで、これは全国的には非常に今20数%ということで、厳しい数字が出ておりますけれども、嵐山町におきましては、本当に町執行担当課の大変な努力によりまして、この90%というところまで来ている。これは大変な敬意を表するものでございます。

そしてもう一つ、あと10%、やはりなかなかコピーを取って申請書、これは普通どなたでもできるだろうと思う方も多いかもしれませんが、実際にそれが困難な人も当然想定されるわけなのです。なかなかその申請ができない方こそが、非常にや

っぱり困っていらっしゃるのではないかと。この方を、それこそ先ほど申し上げたセーフティーネットですけども、どう救っていくのかなと。これ100%まで、ぜひお願いしたいわけですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 藤野議員ご質問いただきました特別定額給付金の申請ができない方についての対応ということでございます。

過日、5月の末でしたが、第1回の区長会を開催いたしました。その際に、区長の皆様方には特別定額給付金の申請が、本人自分ではできないような方、例えば高齢者のお独り暮らしの方、そういった方のもしお話、情報等がお耳に入りましたら、役場のほうにもお聞かせいただきたいということでお願いをいたしました。また、可能であれば、そういった方のお手伝いもしていただければというお願いもいたしました。

もう一点、町のほうで考えているのが、民生委員の皆さんにそういった方の把握、あるいはお手伝いをお願いできないかということも考えました。しかし、平成2年5月28日に一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会のほうから通知が出ておりまして、金銭の取扱いを伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方というのが、平成17年からもう既にこういったものが出ておりまして、もしそういったことを町が依頼した場合であっても、民生委員さん個人で判断するのではなくて、民生委員協議会の会の中でそういった取扱いをどうするかとか、そういったことを協議するようというような通知が出ております。その5月28日の通知の中には、既に文書等で民生委員協議会等に要請した市町村があるようです。しかし、先ほど申し上げました平成17年に出ておりますそういった金銭の取扱いが伴う場合、これは本当にいろいろな問題、あるいは微妙な部分が出てきますので、その辺は細心の注意を払いながらお願いできればというふうには考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、その辺は本当に慎重な面だと思いますけれども、いずれにしても様々な方法を使いながら、やっぱり本当に困っている方にしっかりと給付をできるような形をお願いしたいと思います。

1番については以上です。

○森 一人議長 それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問事項2の学校再開後の教育についてです。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） では、2の学校再開後の教育について質問いたします。

文部科学省は、5月15日付で休校で遅れた児童生徒の学習を取り戻すため、最終学年以外では、学習内容の一部を次年度以降に繰り越すことを特例で認める方針を通知しました。萩生田大臣は記者会見で、2倍速、3倍速で授業を進めたり、夏休みをなくしたり、土曜日をフルで使ったりして、数字の積み上げだけを目指すべきではないと述べています。

（1）、嵐山町はどういう方針ですか。

（2）、学力・学習状況調査を実施する予定ですか。

（3）、学力・学習状況調査をやるとすれば、その時期はいつですか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（1）から（3）について、永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答え申し上げます。

質問項目2の（1）、休校で遅れた児童生徒の学習の遅れを取り戻すため、嵐山町ではどういう方針ですかについてお答えいたします。小中学校の授業時数につきましては、学校教育法施行規則等により、標準授業時数が定められております。標準授業時数は、年間35週間授業を実施するものとして算出されておりますが、実際には年間約40週間の授業を行うことが可能でございます。

本町におきましては、例年ですと標準授業時数を100時間程度上回った授業時数を設定しており、各教科等の授業や学校行事を余裕を持って行えるようにしております。今回の新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、各教科等において取り組むことが難しい項目も例示されましたので、教育計画の見直しを行いますが、現在のところそれほど強硬な授業日程を組む必要はないものと考えております。

また、学習指導要領には、災害や流行性疾患による学級閉鎖等、不測の事態により

当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはしないとありますし、今回の新型コロナウイルス感染症による臨時休業を受けまして、改めて文部科学省から同様の連絡もございました。しかしながら、3か月という長期にわたって臨時休業となりましたので、児童生徒をまずは学校生活に慣れさせることを第一に考え、午前午後分けての登校等から始めて、2週間かけまして5時間授業に移行し、さらに2週間かけまして本来の内容での学校生活をしてまいりたいと考えております。

その後、夏休み期間につきましては、8月1日から8月23日までとし、当初の予定より19日間短縮するとともに、6月以降、月に1回から2回土曜日に授業等を実施いたします。冬休みにつきましては、12月26日から1月7日までとし、当初の予定より1日短縮をいたします。以上のような計画でございます。

続いて、質問項目2の(2)、学力・学習状況調査を実施する予定ですかについてお答えいたします。全国学力・学習状況調査につきましては、本年4月16日に実施予定でしたが、文部科学省から中止の連絡がございました。埼玉県学力・学習状況調査につきましては、小学校4年生から実施し、一人一人の学力の伸びを把握するためのもので、本年4月22日に実施予定でした。本来は、全県一斉での実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各市町村、各学校の状況に応じた実施でよいことになりました。

また、実施日については、7月17日の提出に間に合えば、各学校の状況に合わせてよいということが県教育委員会から連絡がありましたので、現段階では実施をする方向で調整をしております。

質問項目2の(3)、学力・学習状況調査をやるとすれば、その時期はいつですかについてお答えいたします。各小中学校の状況により、7月9日か7月10日頃に実施し、7月17日に提出できるよう準備をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) それでは、1番からについてお聞きいたしますけれども、3月から約3か月間という一斉休校ということで、非常に異常な事態、これまでにない事態だったと思うのです。下世話な言い方すれば、一回ばらけてしまったという感じがかなとも思っているのです。その中で、もう一回その学校を再開して、要するに学校

教育の中のレールに、正常に一種の走り始めるというか、それは教育委員会としてもご苦労されて、それなりのスケジュールを組んで対応していると思うのですけれども、これ文科省大臣も言うておりますけれども、この今の段階で、やはり急いでということが非常に後々悪影響というのですか、スムーズな形で子どもさんが学校の教育の中に入り込めないケースが出てくるのではないかと考えているわけです。その辺は慎重に進めていただきたいと思っているわけなのですが、特に今の状況等いろいろ学校の中の現場を考えると、先生方が非常に多忙になってしまっているという現状があるのではないかと考えているのです。ある方から聞きますと、昼休み、要するに昼食時間が15分しか取れないと。何とかみんなで工夫して、20分まで取れるようになったという話も聞いているわけなのです。要するに給食もそうですが、全部掃除も含めて教職員の方がやっていると。同時に、ある意味2クラス、20人、20人と分けて両方見るということにもなりますので、そう考えると、子どもさんに落ち着いて学校教育の、要するに教育の現場にスムーズに戻ってもらえるという方針に対して受皿側が、実際に教職員の方が対応し切れるのかという実は疑問を持っているわけです。懸念ですね、持っているわけなのです。

ですから、その辺のスケジューリング、実際のカリキュラムもそうなのですが、中の進め方を含めて、その辺は教育委員会としてどういう徹底の仕方をされているのか、ちょっとお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

本年度についてまず申し上げますと、本年度は今回のこの新型コロナウイルス感染症の影響でございまして、ほとんど全ての出張、あるいは会議等が中止になりました。したがって、先生方は外に出かけることがほとんどなくなったということがあります。また、今現在2交代といいますか、午前午後の部に分けて実際に授業をやっているわけなのですけれども、途中の入れ替わりの時間が、子どもたちが重ならないようにということも考えまして、1時間は取ったのですけれども、お弁当を先生たちが食べる時間としては非常に難しかったということで、学級担任の先生たちはそこで当初お弁当だったのですけれども、おむすびに変えて取ってございまして、その間の登下校は学級担任以外の先生方で当たっていただいているという状況でございまして。

今後ですけれども、昨日も答弁を申し上げましたけれども、20人程度に分けてということで学級編成をしているのですけれども、大きい場所が取れる場合は25～26人ぐらいでも1学級でやれるかなと。大体一人一人の間隔が、文部科学省等から出ているものを見ますと最低で1メートル、教室等、最低で1メートルということになりますので、学校ですと図書室ですとか、理科室ですとか、音楽室ですとかというところであれば、20数名であってもできるかなという部分もあります。その辺は、各学校の校長先生に工夫をしていただきながら進めているところでございます。

あと子どもたちについては、まずは議員さんおっしゃられるように3か月間ほとんど家から出ていないという子もいます。安全のためというのがありますので、まずは5月中は2時間で帰ったのですけれども、6月になってからは3時間で午前午後、前半午前の子は後半、今週は午後という形でやっています。来週からは、簡易給食で5時間で6月いっぱいですから、2週間と2日だと思いますけれども、そこの中で慣れていって、7月になってどういう状況になるか、世の中の状況を見ながらですけれども、進めていければと思っていますが、先生方については、私も学校に行っているところと、早く元の状態に戻ってほしいという方が非常に多いので、やはり先生方は学校の中で子どもたちと元どおりに、できるだけ元に近い状態で生活できればいいかなというふうに考えているかなと思います。

また、今年の4月1日から勤務負担軽減に関しましての条例等も施行されていますので、そういうところも含めて先生たちの勤務については、勤務負担軽減というのをさらに一歩進められればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） その辺に、特にある方からは、ICTよりまずは人、支援が欲しいという声もあるのです。国のほうも、今回の事態に際して、要するに加配をしていくと、支援員を配置していくという方向は出しているわけなのです。

昨日の答弁では、加配はしないと。人員増強は、要するに要請していないということなのですが、国のそういう方針に対して、せっかくそういう方針を国が出しているわけですので、この嵐山町においても必要なそういう形を、人的支援を要請していくというのは、これは必要なのではないかなと思うのですが、やっぱりそれはしないという方針なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

昨日、川口議員さんからご質問いただきましたけれども、教職員の加配につきましては、感染状況に応じてという前提がありまして、感染状況に応じて全国で3,100人ということは、本町は感染者がいないという状況もありますので、希望をしないということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう形の今の状況の中、現状の中で、今回の要するに乗り切っていこうという教育委員会の方針だということでお聞きいたしました。

そうしますと、次の県の学力・学習調査の件ですが、これが県では、今回は全県一斉での調査は実施しないで、調査に協力できる市町村、学校のみで実施しますということになっているわけなのですが、日にちが6月1日から7月16日までということになっているわけなのです。

これで、先ほどのご答弁の中で日にちがありましたけれども、先ほどのスケジュールを考えると、6月中は本当に試行期間というか、一種の慣らし期間で、7月1日から本格的に動き出すということだと思うのですが、この7月の段階でこのテストを実施するという積極的な理由はあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、これは一人一人の子どもたちの伸びをこれから記録していくというものでございまして、実際には小学校4年生から中学校3年生までの前年度の学習について把握するものでございます。

今年は、中学生で申し上げますと、今の2年生、3年生は、昨年度1年生、2年生だったときの3月の授業をやっていないのですけれども、その段階はもう期末テストといえますか、学年末テストでしたので、中学生に関してはほとんど学年の内容は終わっているところでございます。小学校も、1年生から6年生まで全ての学年で未履修の時間でどのぐらいあるのかというと、10時間弱というところでございました。私

のほうで校長先生方をお願いしたのは、6月の前半部分で前年度の未習部分、遅くても7月までに前年度の未習部分を終わりにして、7月には遅くても新年度の内容に入るようにしてくださいということで、それほど無理のない感じで話をしているところでございます。

前年度の子どもたちの学習状況を見てみて、恐らく今年が例年に比べて落ちているということであれば、その新型コロナの影響なのかなというものもありますので、そういう点での把握もさせていただきたいということと、さいたま市を除いて62市町村でございますけれども、現段階で県内の62分の58がこの調査に参加するということでございます。これは、現段階でと申し上げますのは、嵐山町もこの後のコロナの状況によっては参加しないと。今のところは参加する予定ということで、県内58の自治体も、今後の状況によっては参加しないこともあるということでございまして、今現在は7月9日、10日に実施をさせていただきたいという状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 県のスケジュールを見ますと、10月下旬に児童生徒の個人結果表を各学校に返却すると、12月頃調査結果を公表予定ということになっているわけなのですが、これはあれですか、各学校がある意味競争するとかいうことのあるのではないですね。あくまで児童の状態把握というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 これは、どこの学校が何点とかそういうものではなくて、この子どの教科がどのぐらい伸びたというだけで、矢印の長さとか、そういうもので表示されるものでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 分かりました。

それでは、第3番目に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 市野川の杉山・越畑エリアの防災対策の進捗状況についてお聞きします。

梅雨の時期が近づいていますけれども、台風19号の被害に遭った市野川の杉山・越

畑エリアでは、具体的な対策工事が始まっておりません。つきましては、その進捗状況についてお聞きします。

(1)、堤防の修復について。

(2)、川の中の樹木等の伐採としゅんせつについて。

(3)、相生橋付近の排水路の整備について。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)から(3)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えさせていただきます。

台風19号後の市野川の堤防の状況につきましては、既に被災直後に東松山県土整備事務所に報告しているところでございます。今回、改めて東松山県土整備事務所に確認したところ、堤防の改修につきましては管理河川全体の緊急性等を判断し、順次対応することとございました。

質問項目3の(2)につきましてお答えさせていただきます。東松山県土整備事務所に確認しましたところ、新市野川橋から上流の小川町大字高見地内までの河川内の除草、伐木除根、掘削工事につきまして既に発注を行い、4月30日に契約を行ったとのことでございます。

質問項目3の(3)につきましてお答えさせていただきます。台風19号発生時においては、相生橋から玉ノ岡中学校に向かう農業排水路の水があふれ、道路の欄干に雑木やわらが引っかかり、堰上げしてしまいました。町道を横断している排水路につきましては、課題があるものと考えているところでございます。しかしながら、排水路の再整備におきましては多額の費用がかかります。財政的な支援などの研究を行い、再整備について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 相生橋の上流の部分というのは、実際に被災をした地域なのです。非常に広域にわたって水があふれて、床上浸水の方も3件ほどという方も出ているわけなのですが、越水した場所は町としても特定はしていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

市野川の河川につきましては、全て越水したと思われるところにつきましては写真を撮り、東松山県土整備事務所のほうに報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 具体的に越水した場所というのが、町としても把握しているということでございます。

町民の方は、もうある意味場所がはっきりしているわけですので、その場所をやはりしっかりと手を入れてほしいと。結局越水した場所というのは、これは雨量が、要するに水が増えますと、その場所から出るということ、これは構造的にその場所から出ていくということはもうはっきりしているわけなのです。そこに対してやっぱり手を打っていく、そこのところを町としても県に対してしっかりと要求というのですか、はぜひともお願いしたいところでございます。

川の中の樹木等の伐採等というのは、これは業者発注が終わっているということでございますので、これはあれですか、一口に言ってもあの距離はかなり長いので、その長い場所の中で、この場所、この場所というのが県のほうに要求するというか、言うことはできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど説明させていただきましたけれども、新市野川橋から上流の小川町大字高見、随分長い距離の中を除草、伐木、掘削ということで、伐木除根、掘削につきましては全部するわけではなくて、ところどころの状況を見ながらやっていくという県の回答でございました。

内容につきましては、一応県のほうに、その場所がどうしてもというのもありますし、町としても考えているところがありますので、早めに県のほうに相談させていただいて、県のほうには伝えさせていただく。また、それができるかどうかはちょっと県のほうの判断になると思いますけれども、内容については説明させていただくのは可能だというふうに考えているところでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 具体的にその場所というのが、町民の方も要望がありますので、ぜひとも町としてもしっかりとそれを実地調査して、県のほうに通達を、要求をしていただきたいと思います。

（3）なのですけれども、この前の床上浸水の中で、町道の部分がかなり因果関係としてはあるだろうというような、これは行政、課長のほうも恐らく認識はして説明もいただいているわけなのですが、そうしますと、あの排水路、排水溝というのでしょうか、やっぱり上流から大量に水が流れ込んでいる割には貧弱だと。やはり排水をしないと、どうしてもあそこでせき止められてしまうというのは、これは例えば川があふれなくても、逆に山側からの水でも結局あそこで止まってしまうと。どうしてもあの部分を解決しないと、あの地域が常にやはり床上浸水、浸水をするリスクをしょっていかなくてはならないと私は思うのです。やはりそういう意味では、あの部分は町としてできる場所だと思いますので、これは何としても実施をしていただきたいと思いますわけなのですけれども、それはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町道1ー7号線の排水路につきましては、土地改良区の流れる容量におきましては、多分計算をしながらやっていると思います。ただ、700ミリのヒューム管というのは実際通っているのですけれども、それにつきましては今回の台風ではのみ込めなかった。通常は、のみ込めるようになっております。新たに整備するとなると、かなりの金額がかかるというふうに試算しておりますけれども、なるべく一般財源となるとなかなかできないと思いますので、あらゆる支援、財政的な支援を研究しながら、実施できる方向に向かって検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、国や県の補助金を使ってでもしっかりとやっていくと、町としてあれをやるという方針をしっかりと持たないと、やっぱり状況が動いていかないと思いますので、それはしっかりと計画の中というか、方針を持ってやっていただきたいと思います。

それを要望して、私の質問は終了させていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

○4番（藤野和美議員） ありがとうございます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の学校教育についてからです。どうぞ。

〔7番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○7番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、議席番号7番、畠山美幸、一般質問を始めさせていただきます。

その前に、今回の給付金の作業につきまして、町の職員の皆様には早い、迅速な支給をしていただきまして誠にありがとうございます。今回は、全国民に10万円、そして児童手当をいただいている方には、さらに1万円ということで給付が始まったところでございますが、あと残すところ600人程度嵐山町では給付をなさっていない方がいるということはお伺いしておりますので、この方々にも漏れなくいただけるように、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、質問を始めさせていただきます。まず、第1項目、学校教育についてでございます。緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大し、現在は39県が解除と、これはつくったときが5月19日でしたので。営業を自粛するお店や、在宅勤務に切り替える企業が出るなど、新型コロナウイルスは様々な業界に影響を及ぼしています。そのような中、教育界でも2月27日の一斉休校要請の発表があり、卒業式、入学式、本町は実施をしていただいているところではございますが、中止や学校再開日の再延期など、深刻な影響を与えています。入学しても授業を受けられない状況下で、9月入学の話も出ていますが、すぐにできる内容ではございません。嵐山町は、日本一の教育の町をモットーに岩澤町政は進んできました。日本一の教育の町として、休校による学習の遅れにどのように対応されるのかお伺いします。

（1）、小学校の教育について。

（2）、中学校の教育について。

（3）、来年受験を控えている生徒の支援についてでございます。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（１）から（３）について、永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目１の（１）、休校による学習の遅れにどう対応されるのか、小学校の教育について、（２）、中学校の教育については関連をいたしますので、まとめてお答えをいたします。

学校再開後の小中学校の学習指導に共通する考え方として、生徒一人一人の学習内容の定着状況を把握し、学習の遅れを補うため、可能な限り措置を講じる必要がございます。具体的には、時間割の工夫や学校行事の精選、夏季休業等の長期休業期間の短縮や、土曜日授業の実施等により必要な授業時数を確保すること。令和元年度中に未履修となっている事項について、令和２年度の教育課程内において、同じ系統性の内容を指導する際に効果的に扱うこと。新しい単元、題材の導入時において、授業時間中に復習の時間を設定し、既習事項を確実に定着させた上で丁寧な授業を進めること。学習内容の定着が不十分と思われる児童生徒に対しましては、個別の補習を行ったり、追加の家庭学習課題を適切に課したりしながら、学習支援を行っていくことなどの取組を行ってまいります。

質問項目１の（３）、来年受験を控えている生徒の支援についてお答えいたします。文部科学省から令和２年５月１３日付で、「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和３年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」の通知が発出されました。その通知には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態を踏まえ、入学志願者一人一人が安心して受験に臨めるよう、出席日数やスポーツ、文化関係行事、大会実績、資格、検定試験等における成績等の記載事項が少ないことをもって不利益を被ることがないようにすることなどがあります。また、令和３年度高等学校入学者選抜等における出題範囲や内容、出題方法についても、適切な工夫を講じることが求められています。

埼玉県におきましても、５月１４日に埼玉県都市教育長協議会長、埼玉県町村教育長会長連名で、県教育委員会教育長に対しまして、学習指導要領の中での履修内容の削減、次年度以降に扱えることを可能とする箇所を検討、周知について、国への要望提出や高校入試での出題範囲の限定について検討するよう緊急要望を提出いたしました。

町内各中学校内におきましては、県内全中学校に送付される令和３年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づきまして、教職員の共通理解を図るとともに、中学校３年生及び保護者を対象に開催する進路説明会において、令和３年度高校入試の内容について詳細を伝達してまいります。また、７月末に進路を中心とした三者面談を実施するとともに、８月末には生徒との二者面談を実施していく予定です。

今後も、各校長を中心に進路指導を一層丁寧に行い、不安を払拭し、一人一人の生徒が希望の進路を選択できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員） 昨日から、この教育に関しては多くの皆様が質問なさってありましたので、同じことを聞かないようにしていきたいと思います。

まず、小学校の教育についてでございますけれども、１番、２番は一緒でよろしいかなと思うのですが、５月中は短縮というか、午前と午後と分けたり、また５時間授業にして６月、７月から平常に戻すというお話がございました。中学生におかれましては、部活は６月はやらないと、７月から平常どおりに戻したいということですが、部活は７月から平常どおりということではよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 なかなか難しい質問なんですけれども、今のところ３密というのがありますので、全ての部活動を同じように元に戻すことは不可能かなというふうに考えています。

文科系につきましても、合唱ですとか吹奏楽関係については、なかなか難しいものがあります。また、体育系についても、グラウンドでできるものの一部は可能かと思っておりますけれども、やはりボールのやり取りをするですとか、接触のたびに消毒するというのは難しいので、全てが元に戻るといったことはないかなと思います。ただ、一応現３年生は、今まで何もなかったというのがあるので、引退については、遅くとも８月２日までに引退という形で、もしできるのであれば、菅谷中学校と玉ノ岡中学校の間で交流試合ですとか、場合によると菅谷班ということで滑川中学校が入った交流試合ですとか、何かその状況でできることがあればそこまでやろうと。８月２日というのは、７月３１日まで授業をやっていますので、そこまででないちょっと無理か

なという部分があります。したがって、これについては両校中学校長、あるいは顧問の先生方と相談しながら、子どもたちの安全を第一に考え、できる範囲でやればよいかなというところでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 分かりました。それで、もし3密が起こるということで部活をやらない方向になるのであれば、例えば中学生というのは朝練、または放課後の練習が本来ならあるわけです。そういう時間を活用しての3密にならないような形での補習授業とかという考えは、今までの答弁の中には出てきていなかったのです。土曜日の授業をやるというお話は、小学校、中学校で月1回から2回の土曜日の授業はやるというお話は伺っておりますが、中学生に限り、部活の時間を利用した3密にならないような状態での補習授業という形は取れないもののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 これまでも、それぞれ2中学校が工夫しながら、その補習といいますか、自習学習の時間を設けたりという努力をしてくれています。今年については、特にこういう状況がありますので、それぞれの学校でまた補習については考えていく予定ですし、家庭学習を子どもたちにやっていただいて、それを提出してもらって、教員が、昨日の答弁でもお話ししましたがけれども、採点をして評価しています。その中で、この子はこういうところが足りないのだという話も出ていますので、それについては個別に、一斉という形ではないと思いますけれども、先ほど答弁させていただいたように個別の補習というのですか、補充学習になっていくのかなというふうには考えているところでございます。時間と場所については、それぞれ学校で設定していくことになるかなというふうに考えます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 一つの提案として、その部活動の時間の朝練とか、放課後の時間帯を活用するというのもぜひ考えていただければなど。だから、もし授業でちょっとここにつまずいているようだなという、個別でというお話がございましたので、そういう時間の活用を考えていただいたらどうでしょうかという私の提案ですので、ご検討いただきたいと思います。

そして、体育、勉強だけではなくて、体力のほうのことも心配しているわけですが

れども、昨日のどなたかの答弁では、体育は小学校については縄跳びとか走り込みみたいなことをしているようなお話を伺ってはおりますけれども、中学生というのは、一番今部活動でも体を動かしたい、また体力が余っているお子さんたちなので、何らかの体を動かすような時間というものが必要なと思うのですけれども、体育の授業という言い方をするのかどうなのか分かりませんが、何か体を動かすようなものというものは、中学校には取り入れているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 このところ授業も始まっているので、学校のほうも見させてもらったりしていますけれども、体育は非常に先生が苦しんでいるところです。

まず、子どもたちは体育をやるときにはマスクを外す。先生が話すときはマスクをしているという状況ですし、今日もこれだけ暑くなっていますので、各学校の校長先生方には前々から、子どもたちには、ある程度の距離があったらもうマスクは外すようにという話はしているのですけれども、なかなか真面目な子どもが多いものですから、周りがしているとずっとしている。今日マチコミで、各保護者の皆さんに子どもたちが1人になったり、あるいは前後が離れている場合には、もうマスクを外すようにということで、マチコミメールで各学校から保護者の皆さんに流れると思うのですけれども、まずは一人一人の日常生活の中で、安全面を考えながら熱中症にならないということを第一に考えまして、さらに体育は外で行う場合で、中学校も体操をやったりあるいは走ったり、それも片道だけなのです。向こうに行ったら分かれて、戻ってきてという、そういう形のものになっています。

今それぞれの学校が一番苦しんでいるのは、体育祭をどうするか、種目が組めないというところなのです。3密を避けるということになりますと、種目が組めない。私は、無観客の体育祭だったらやるなと言っていますから、そういう中でも非常に学校は困りながらも取り組んでいるのですけれども、先生たちも工夫しながら、何ができるのか、ボール投げはボールを投げて、向こうでまた一応拭いたりなんかすることも必要かもしれませんが、そういう工夫しながらやっているところですし、紫外線にある程度子どもたちを当てることも必要だということで、それなりに走る場合も一方通行というか、距離を空けながら走るとか、そういう工夫をしていますので、各学校もそれぞれ運動については重点的に考えているかなと。小学校も、この間見に行

ったときには体操をやったり、走ったりという形でしたけれども、何ができるのかというのを今模索しているところですので、その辺は少し時間かかるかもしれませんが、ご理解いただければと思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当に大変なことだなと思います。簡単なことだと、やはりラジオ体操を学年分けて、グラウンドで3密にならないような状態で何かやるとか、そういう方法もあるのかなと。さっき紫外線に当てることも大事だと、やっぱりカルシウムというのは、紫外線に当たってビタミンDができて骨になる。ですから、5分でもやはり日光浴をしなくてはいけないというのが決まりですので、何かそういった形で学年を分けたり、ちょっと工夫をしていただいて、簡単に思うのはもうラジオ体操しか私には頭に浮かばないのですが、何かそういう体を動かすことを極力体育の時間ではない時間でもよろしいので、入れていっていただきたいと思っております。

それで、あと聞くことが、3番まで行きます。（3）のところ、来年の受験生についてですけれども、嵐山町においては、本来であれば本当にスポーツの得意な方はいろんな大会に出て、それが自分の成績表に載って、あと何と言うのですかね、いろんな検定試験を受けてとかということが、いろいろと資格が載って行って推薦、今推薦ないのでしたっけ、推薦はないのですね。そういうのが点数になっていくと思うのですけれども、そういうことが今年にはできないということで、不利益を被らないようにすることなどがありますということで書いてありますので、その辺ではなくて、日頃の学習がいかに理解できて、自分の進むべき高校に入っていけるのかなということになっていくと思うのですが、そのためには、昨日、いつのこれ新聞だったのでしょうか、神戸市のほうでは、先ほどからオンライン授業という話も渋谷議員のほうからも出ましたけれども、中学校3年生に対してのオンライン授業で、夏休みとかそういうところとかで補習をするとかということが載っておりました。今回の補正予算（第4号）の中にも、そこは突っ込みませんけれども、GIGAスクールの部分が入っているのを確認しております。

今回このGIGAスクールに関しまして、GIGAスクール構想の加速による学びの保障ということで、令和2年度補正予算に2,292億円をもう国も今回はかけるのだということで入れていただいた中に、1人1台の端末の早期実現ということで、何かそのような補正予算がついていたかなと思うのですが、先ほど渋谷議員の質問の中に、

個々によってWi-Fi、そういうインターネット設備ができていないご家庭が1割あるということで先ほど答弁があったかと思うのですが、そういう方々に対しての家庭学習のための通信機器整備支援ということで147億、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として、自治体が行うLTE通信環境の整備支援ということで、これは端末機が上限4万5,000円出していただけるということでしたけれども、こちらも国のほうで上限1万円を出していただけるということが、公立の中学校、小学校には出していただけるという内容がうたっております。今回これを応募しているかどうか分からないのですが、恐らく今回このGIGAスクール構想は、本当は5年間でやっていくところを5年間前倒しにして今回これをやらないと子どもたちの、コロナが今1回自粛が解かれましたけれども、またスペイン風邪のときのように第一陣が折れ線グラフがあって、第二陣が9月に来て、そして来年の3月だったかな、何か折れ線グラフをちょっとインターネットで見たのですけれども、そういうような第2波、第3波まで来ることを考えたときには、やっぱりこれは必要になってくるだろうなと思っております。

今や大学生なんかは、もう前期、ちょっとうちの関係している子たちに、大学生に聞いたのですけれども、ほとんど今前期授業はオンライン授業になりましたというお話も伺っております。そういうこともあって、やはりこういうのは早急に国も考えていることだなというのは分かっていますので、この辺のWi-Fi、今は以前は工事が必要だったのですが、今CMでもやっていますけれども、工事の要らないWi-Fiというのが出回り始めました。ですので、こういうのも念頭に、さっき入れていくようなお話がありましたけれども、もう一回再度確認していきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほど教育長のほうでも、渋谷議員のご質問に対してご答弁いただきましたけれども、畠山議員おっしゃるとおり、国のほうでも令和5年度までの段階的整備をこの令和2年度の補正予算で前倒し、今年度自治体は手を上げないと、国はもう一切補助は出さないというかなり強行な、おっしゃったとおり第2波、第3波を見据えて、そういったICT機器の全国的な整備というのを国のほうでも進めているところでございますけれども、先ほどもお答えしたのですけれども、ではWi-Fiの機器、そういっ

たものを町で貸し出すということも可能です。それも、この後の補正予算のほうで、恐らく第2次のほうで国のほうでも進めるように言ってきているところでございますけれども、少し乱暴なところがございまして、では町が貸し出すから各家庭でWi-Fiできますよ、インターネットつなげますよ、そこで保護者の方の考え方、各家庭の考え方がある中で、子どもだけが、しかも小学校、例えば低学年とか多感な中学生が自分のうちでインターネット見放題というのが、果たして安全かどうか、その辺のセキュリティーの問題も、先ほどもお答えしましたけれども、通信にかかるものは各家庭のご負担になります。セキュリティーをどの程度かけるか、子どもに安心してそういったインターネット機器を使用させるのという課題もあります。ですので、1人1台はまず端末を整備する。それを使って学習等ができる形は持っていきたいというふうに当然考えております。オンラインで全てできるのがいいのか、オフラインを使ってそのタブレットの中に組み込まれている学習のパッケージ等を使った活用等、いろんなことができると思います。

先ほど教育長のほうでもご答弁ありました。家庭でそういったインターネットの環境が整っていないご家庭については、状況によっては、各学校には全て今無線LANが普通教室等入っておりますので、そういったところで学習をするとか、やはりただ機械1人1台あげますよ、インターネットできますよというだけでは、簡単にいかないところがあると思いますので、その辺は学習の格差が起これないように、どういうことであればそういった機器を使ったり、第2波、第3波、また臨時休校ということが起こるかもしれない中で学習を進めていくことができるかということは、個別に細かく対応していきたいと思います。

単純に機器を貸し出して、では使ってくださいという形では、少し危険性があると考えておりますので、その辺はきっちり子どもたちのことも考えながら、教育委員会としてはこのICTのGIGAスクール構想というものは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 確かに危険性があると思います。しかし、今回は上限1万円で国がお金を出して、貸与分としてのWi-Fi環境を整えるルーターを購入できるような支援をいただいているわけですので、今回第1次補正で入っていなかったと

しても、第2次補正でも入ってくるのかなと思うので、ぜひ1割以外の方はもうご家庭にルーターがあるわけです。1割の方が、例えば本当に第2波が来た場合に、また1か月、2か月という形で学校が休校になったときには、オンラインで授業ができるという形を取れば、その期間だけでも。だって、学校に幾ら来てくださいと言っても、やはり学校にその子たちが来るというのは、ちょっとそれこそ危険ではないのかなと思うので、ぜひそういう考えを持って、あとガードをどのようにかけていくか、その辺は研究していただいて進めていっていただいたほうが、今後のためにはよろしいのかなと思いますので、一応答弁聞きましょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 やはり国の進めておりますGIGAスクール構想ですので、それにのっとった整備というのは、町としては当然進めていきたいと考えておりますけれども、先ほど言ったような危険性もあるということを重々承知した上で、より問題の少ない形で取り入れるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そして、学習指導員の加配についてなのですが、昨日は川口議員、それで今日は藤野議員が先ほど職員の加配ということでお伺いしていたようにですが、これ文科省から出ている学習指導員等の追加配置ということで、補習等のための指導員等派遣事業というのが載っていたのです。背景には、臨時休業や感染症対策等に伴う影響は、学年末の未指導分の補習をはじめ、感染拡大防止に配慮した行事の延期等に伴う時間割の大幅変更、行事の見直し、生活リズム等が乱れた個々の子どものケアなど、学校運営における長期にわたる影響が続く見込み。特に臨時休業明けは、休業中の未指導分の補習等の実施や、感染拡大防止策として3密を避けるための環境づくり等のため、学習指導員など、教師に加えて学校教育活動を支援する人手が必要となる見込みということで、こちらが朝時間や放課後、土曜日などを活用しながら補習等を実施するための学習指導員を配置できる。また、公立小学校、中学校等が対象ですと。負担割合は、国が3分の1、都道府県が3分の2だから、町には何も負担がないわけですが、先ほど来聞いている職員とこの学習指導員との違

いが、私ちょっとまだ勉強不足で分らなかったのですが、この考えというのは嵐山町はないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

恐らく文部科学省の初等中等教育局が出している「学びの保障」総合対策パッケージだと思うのです。この中に、人的体制の整備として教員の加配、地域の感染状況に応じて最終学年を少人数編成し、授業時間を確保するというのがあります。もう一つは、学習指導員の配置ですけれども、これも地域の感染状況に応じて学習指導員を追加配置し、学級担任等の補助を通じて、きめ細かな指導を実施するという事なのです。ですから、先ほど申し上げましたように、地域の感染状況に応じてということになると、非常に厳しい状況があるということでございます。

また、学習指導員については、今年は菅谷小学校に2名、志賀小学校に1名で、七郷小学校と兼務という形で入れさせていただいてまして、その方たちに今回のこの6月の状況も、授業等に入らせていただいている状況でございます。状況の中で、この両方とも地域の感染状況に応じてという前書きがありますので、今回についてはうちは該当していないかなということで、手を挙げていません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 感染状況に応じてなので、嵐山町はおかげさまでゼロです。で、対象外になるのかもしれないのですが、聞くだけ聞いてみるのもいいのかなと思いますけれども、いかがなのでしょう、駄目なのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 今の段階では特に考えておりません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） いろいろと考えていただいて、嵐山町の子どもたちが遅れないようにしっかりやっていただきたいと思うのですが、あと何か1つ聞きたかったことがあったと思うのです。本当であれば、今まで一番最初の日にあった伏守さんが質問された学習支援事業をまた復活すればいいのになと思っていたところでしたが、考えがないということでお話がありましたけれども、いろいろ調べていて、こちらも文

科省なのですが、学校・子供応援サポーター人材バンク開設という、こういうチラシがあるのですが、そこに大学生や地域の皆様からのご登録をぜひお願いいたしますという文科省のチラシがあったのですけれども、これというのは嵐山町にこれを応募している人がいなかったら難しいのかなと思うのですけれども、こちらの関係はご存じでいらっしゃるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

埼玉県のほうから、名簿一覧というのはいただいております。その中を拝見させていただいて、よりふさわしい人がいればお願いしようかなというところでございますが、今現在なかなか難しい状況でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 難しいということは、ご近所になかなかいらっしゃらないということで、嵐山町に教育に携わったOBの方が多く住んでいらっしゃるだろうと思うのですが、残念ですけれども、応募がなくて、わざわざ川口のほうからとか来てもらうのでは無理な話でしょうけれども、これもずっと募集は出していると思いますので、目を通していただいて、近くに先生がいたら、ぜひこういうのに来ていただいて、お願いしていただきたいなと思います。子どもたちをよろしく願いいたしたいと思います。

次の2番の奨学金貸付制度のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問事項2の奨学資金貸付制度についてです。どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 2番目の奨学資金貸付制度についてでございます。

嵐山町では、毎年9月末日の締切りで、来年度の貸付け決定を行っておりますが、今年度は新型コロナウイルスの影響で家庭状況等が変わってきていることもあり、今

年度分について緊急追加支援のお考えがあるかお伺いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

嵐山町奨学資金貸付制度は、経済上の理由により修学が困難な者に対して貸付けができるものであり、また入学予定者だけでなく在学中である者も有資格者であることから、今回の新型コロナウイルス感染症により修学に影響を受けている学生等にも、制度の周知を積極的に行ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、例年ですと8月広報に嵐山町奨学資金貸付制度のご案内の記事を掲載し、9月末日の締切りで受付をしておりますが、今年度につきましては前倒しで6月広報に掲載し、7月末日の締切りとし、迅速に手続きができるようにと考えております。また、奨学資金の貸与が終了し、これから奨学資金の返還が開始される方、現在返還中の方につきましても、コロナウイルスの影響により返還が困難となっておられる場合には、返還猶予の手続きができることを周知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） しっかりと取り組んでいただけるということで、前倒しで6月の広報に掲載していただいております。7月の末日までということで、これが決定すると、この方はいつからお金をお借りすることができるのか、確認したいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 7月末の締切りで、8月早々に貸付けの委員会のほうを開きまして、そちらのほうで吟味等させていただいて決定いたしますと、9月になる前、8月中にも、迅速に対応すれば貸付金のほうを出せる形になるというふうに考えております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ学生が引き続き大学に通えるよう、また高校等も貸していただけたらと思いますけれども、皆さんに貸付けをしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時48分)

令和２年第２回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第４号）

６月１１日（木）午前１０時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和元年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和元年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 令和元年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正） |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部改正） |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部改正） |
| 日程第 7 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部改正） |
| 日程第 8 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正） |
| 日程第 9 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町介護保険条例の一部改正） |
| 日程第 10 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度嵐山町一般会計補正予算（第１号）） |
| 日程第 11 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）） |
| 日程第 12 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）） |
| 日程第 13 | 同意第 2 号 | 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 14 | 議案第 26 号 | 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて |

- 日程第 1 5 議案第 2 7 号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 6 議案第 2 8 号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 7 議案第 2 9 号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 8 議案第 3 1 号 令和 2 年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 9 議案第 3 2 号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 2 0 議案第 3 3 号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和 2 年度嵐山町一般会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 2 2 議案第 3 4 号 令和 2 年度嵐山町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 2 3 議案第 3 5 号 令和 2 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 2 4 閉会中の継続調査の申し出について
追加
- 日程第 2 5 発議第 5 号 検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書の提出について
- 日程第 2 6 発議第 6 号 種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の制定を求める意見書の提出について
- 日程第 2 7 発議第 7 号 新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番	小林	智	議員	２番	山田	良秋	議員
３番	狛守	勝義	議員	４番	藤野	和美	議員
５番	佐久間	孝光	議員	６番	大野	敏行	議員
７番	畠山	美幸	議員	８番	長島	邦夫	議員
９番	青柳	賢治	議員	１０番	川口	浩史	議員
１１番	松本	美子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅	護	地域支援課長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
萩原	政則	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
田	畑		修	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第2回嵐山町議会定例会第8日は、成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第5号 検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書の提出について、発議第6号 種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の制定を求める意見書の提出について、発議第7号 新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書の提出について、以上の3件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案3件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第1、報告第1号 令和元年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、令和元年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。令和元年度に繰越明許費の設定した農業用施設整備事業ほか9事業、総額9億6,257万8,000円を令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第1号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、令和元年度一般会計の補正第4号及び第5号において設定をいたしました繰越明許費全10事業につきまして、繰越額の確定に伴い報告をさせていただきます。

それでは、お開きいただきたいと存じます。繰越事業につきましては、第6款農林水産業費、第8款土木費及び第11款災害復旧費にそれぞれ計上してございます記載の10事業でございます。

繰越額の金額につきましては、合計で予算計上額が2億7,222万6,000円、翌年度の繰越額が確定額でございまして、2億6,257万8,000円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳につきましては、それぞれ右側に記載をさせていただいている金額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第2、報告第2号 令和元年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計

算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、令和元年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。平成30年度嵐山町一般会計予算に繰越明許費を設定した武蔵嵐山駅西口地区整備事業の公有財産購入費並びに補償、補てん及び賠償金の一部について、令和元年度内に支出が終了しなかったため、令和2年度に繰越し使用するため、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第2号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

今回事故繰越しを行いましたのは、第8款第3項都市計画費に計上してございます武蔵嵐山駅西口地区整備事業でございまして、避けがたい事情によりまして年度内にその支出を終えることができませんでしたので、令和2年度に当該事業費の一部の繰越しをさせていただくというものでございます。

それでは、お開きをいただき、繰越し計算書を御覧いただきたいと存じます。事故繰越しの理由でございますが、説明欄に記載をさせていただいておりますが、関係者との交渉に不測の日数を要したというものでございます。繰越額の金額でございますが、支出負担行為を行った額1億6,077万9,117円のうち4,823万4,017円を繰越しさせていただいたものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第

150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第3、報告第3号 令和元年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和元年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和元年度に設定した建設改良費に係る工事の工期を延長する必要が生じたため、必要な額を令和2年度に繰越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、報告第3号の細部につきましてご説明を申し上げます。

令和元年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書をお願いいたします。令和元年度に設定をいたしました工事の契約期間を延長する必要が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして報告をするもので、工事が3件でございます。

まず1件目につきましては、資本的支出、建設改良費、事業名が消火栓・空気弁更新工事でございます。予算計上額は438万2,400円でございます。翌年度繰越額も同額となります。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。当該施工路線につきましては、むさし台、平澤地内の都市計画道路上の全ての消火栓及び空気弁の設置ます及び蓋の交換を含む更新工事でございます。営業店舗等の出入りに伴う調整施工を行った結果、想定以上の施工期間を要したことによりまして、繰越工事とさせていただいたものでございます。

2 件目につきましては、資本的支出、建設改良費、事業名が町道菅谷208号線配水管布設替工事でございます。予算計上額及び繰越額は同額の3,465万円でございます。財源内訳につきましては、同じく損益勘定留保資金でございます。当該路線につきましては、菅谷地区、通称東原団地内の配水管布設替工事でございます。個別の出入り等を考慮しまして日ごとの施工延長の調整を行い、最小限の支障にとどめるよう調整を図った結果、想定を超える施工期間を要したために、繰越工事とさせていただくものでございます。

3 件目につきましては、資本的支出、建設改良費、事業名が町道2-27号配水管布設替工事でございます。予算計上額及び繰越額は同額の1,727万6,600円でございます。財源内訳につきましては、同じく損益勘定留保資金でございます。当該路線に関しましては、鎌形地区から鳩山町へ抜ける路線の県道大野一東松山線から鎌形野球場の手前までが工事区間でございまして、隣接をする事業所との調整施工を行った結果、想定以上の施工期間を要したことによりまして、繰越工事とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この一番上の件なのですが、予算計上額そのまま繰越しであるわけですね、つまり工事ができていなかったというわけなのです。この営業調整というのがちょっと私はよく分からないのですけれども、当然想定されて仕事を見ていかないといけないのではないかなと思ったのですけれども、想定外のことがこの件では起きているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、真ん中の件なのですが、1日当たりの施工延長を調整したということで書いてあるわけなのですが、これがちょっとどういうものなのかがよく分からないのですけれども、もともとの計画ではどうして進められなかったのか。出入りの問題だということで説明があった程度で、出入りでどうして1日の延長を考慮しなければいけなくなったのか、伺わせていただきたいと思います。

鎌形の件は、これは4月の段階ではもう工事を始めていたと思うのですが、あの工事の件でよろしいのかどうか、ちょっとそこは確認でいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

まず、1件目の消火栓・空気弁更新工事の関係でございますけれども、こちらは議員さんおっしゃいますように、当初の起工をする段階では、やはり営業店舗等がかなりの件数があるというのを承知しておりました。若干の日数を、通常の施工する工期より何日か余計にかかるであろうという想定をして発注させていただきました。実際に発注が終わって、工事請負業者さんも決まりまして、実際の施工に入っていく前の段階で、当該店舗、関係する店舗さん等と調整を行いまして、その結果、店舗によってはやはり週に1度の休日のみの施工にしてほしいというお店も出てまいりまして、そうすると予定していた路線を順次続けて施工するというふうなことが困難になりまして、できるところから入っていくという施工方法に切り替えさせていただいております。しがたいまして、できるのは1週間に1度ということになるわけでございますけれども、そういった調整をそれぞれ関係する店舗さん等と調整をさせていただいた結果、繰越しというふうなことを判断させていただいたものでございます。

2件目の鎌形の関係でございますけれども、議員さんも現地のほうを通られてご承知のかなと思いますけれども、既に現地のほうは舗装の施工まで完了しております、工期自体は今月の19日工期の予定でございます。この後検査を行ってという段取りになっているところでございまして、現場のほうは既に、現場施工のほうは終わった状態でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○山下隆志上下水道課長 失礼いたしました。1日当たりの施工延長の関係が漏れておりました。

この関係につきましては、菅谷の208号線の関係でございますけれども、こちらはご承知のように旧東原団地内でございまして、その両側に建物が、お住いがあって、その真ん中の道路の中にある水道管の布設替えの工事でございます。結果、両隣りの出入り等をそれぞれ伺って、調整を図って、1日当たり予定している施工延長というのがもともとあるわけでございますけれども、例えば水道管1本当たり5メートル物を入れるというふうなことで、1日当たり15メートル施工するだとか、前もって決めるわけでございますけれども、それがその出入り調整によって、場所によっては1日

1 本だけの施工になってしまうというところもございまして、その調整を全ての工事範囲の中で行うということで現場に入らせていただいております。

そういったところでございます。以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例等の一部改正をする条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

〔村田 朗税務課長登壇〕

○村田 朗税務課長 承認第1号について細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、提案説明のとおり地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため議会の承認を求めるものです。なお、今回の改正は第1条から第3条により改正するものでございます。

初めに、第1条の主な改正部分につきましてご説明申し上げます。1点目は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しによる改正でございます。全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や男性、女性の性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除額30万円を適用するものです。該当条文は、第24条及び第34条の2でございます。

2点目は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題へ対応について、所有者不明土地や空き家等が全国的に増加している中、生活環境面や公共事業の推進において様々な課題への対応として、所有者情報の円滑な把握や課税上の公平性の観点から、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者、相続人等に対する必要事項の申告を制度化し、また調査の結果、所有者不明の場合、使用者を所有者とみなして課税台帳に登録して、固定資産税を賦課することができるとしたものです。該当条文は、第54条及び第74条の3でございます。

3点目は、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについて、地方税法において重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、本数課税方式への見直しがされたもので、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定を0.7本に換算するものでございます。この見直しにつきましては、2段階で規定を整備するもので、第1条では令和2年10月1日施行、第2条では令和3年10月1日施行とするものでございます。該当条文は、第94条、第96条及び第98条でございます。

そのほか、地方税法等の改正に伴い、条文の整備及び改元対応等、所要の改正を行うものでございます。

次に、第2条の主な改正部分につきましては、1点目は地方税法等の改正に伴い条文の整備等、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しとして、第1条で見直しを行いました重量及び本数の算定を改めるもので、令和3年10月1日から1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定を1本に換算するものでございます。該当条文は第94条でございます。

裏面を御覧ください。次に、第3条の改正部分につきましては、1点目は平成31年条例第14号の嵐山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、地方税法等の改正に伴い、個人の町民税の非課税の範囲について単身児童扶養者を対象に加

える改正規定を削る措置をするものでございます。該当条文は第24条でございます。

そのほか、地方税法等の改正に伴い、条文の整備、改元対応等、所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。第2条は延滞金に関する経過措置、第3条及び第4条は町民税に関する経過措置、第5条は固定資産税に関する経過措置、第6条及び第7条は町たばこ税に関する経過措置、第8条から第10条は嵐山町税条例等の一部を改正する条例の改元対応について定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 改正内容の概要のほうの第1条の関係の2節、もう一件あるのですが、2のほうについては使用者不明の場合、ごめんなさい、調査の結果、所有者不明の場合、使用者を所有者とみなしてというふうになっていますが、使用者がいないということもあると思うのですが、その点についてはどのような形での対応をなさっているのか。そして、今嵐山町では、所有者不明の土地というのはどの程度あるのか、伺いたいと思います。

2点目ですけれども、2点目は第3条の改正で、個人の町民税非課税の範囲について単身児童扶養者を対象に加える改正規定を削る措置をするということですが、これによって影響が出てくる方というのはどのくらいいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

2点目の所有者不明土地がどのくらいかということですが、少しデータのほうが良いのですが、平成29年度になりますけれども、不明な筆数が24件になっております。こちらにつきましては、墓地あるいは公衆用道路等の非課税地を除くものでございます。

そして、一番最初の所有者不明土地に係る使用者がいないという場合の対応なので、こちらにつきましては相続財産管理人制度というもので対応できるのか

なと思うのですが、こちらにつきましては相続人の存在が明らかでない場合、全員の相続放棄を含むものでございますけれども、そうしますとそちらは、相続財産は法人ということになりまして、利害関係人等の請求により家庭裁判所が管理人を選任するということで、その管理人は財産を管理、保存、売却ができるものということになっております。それで、債権者等の債務の支払い、清算等が済み、残ったものは国庫に帰属するというものが相続財産管理人制度という制度になっております。

また、最後の第3条の独り親家庭、単身児童者の関係ですけれども、そちらの影響につきましては資料のほうございません。申し訳ありません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 最初のはまあ、いいけれども、最後の改正の件なのですが、町民税の非課税範囲について単身児童者、独り親家庭というのは、入っているかどうかというのは、今現在税務課では分からないということですか。そういうことなのですか。それは、子育て支援課とかそういうところでないと分からないということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

こちらの関係ですと、単身児童扶養者あるいは寡婦等、こういう控除がございます。これは確定申告等を受けまして、その内容、数字を拾っていけば件数は出るかと思えますけれども、あらかじめというのは税務課のほうでは把握できないと思います。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、土地の不明の関係なのですが、24件あるということで、所有者不明の場合、使用者を所有者とみなすと。嵐山町の場合、今の場合、この24件が当てはまるのか伺いたいと思うのです。その場合、税収はどのくらい増えるのか、もし分かったら伺いたいと思います。

それから、葉巻たばこも、これは税が上がるというふうに見てよろしいのですか。

どのくらいの税収増になるのか、伺いたいと思います。

それから、裏の第3条の先ほどの件なのですが、税務課では分からないということなので、ただ、控除するものが、今度はその規定を削るということですから、控除がなくなるという理解でよろしいのですか。この対象の方は、負担が増えるという見方でよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

第1点目の所有者不明土地の関係で24件、これは24筆でございますけれども、こちらにつきましての税収につきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成29年度の資料になってしまいますけれども、農地の田んぼのほうは筆数が2つ、畑が7筆、宅地が6筆、山林が4筆、その他5筆というふうになっておりますけれども、合計で24件です。それぞれどのくらいの税収かというご質問ですけれども、これは課税のほう、市街化区域、調整区域、あるいはその地域によって1平米当たりの農地、宅地等の評価額が違ってまいります。そのため、先ほど申し上げました筆数を計算して出すということが、例えば宅地などの場合ですと住宅用地、実際にお住まいになっている住宅用地で軽減があるものがあるのですけれども、住宅用地ですと小規模住宅用地、あるいは住宅用地で6分の1とか、そういう軽減になっております。そういうものもありまして、各地域で評価額等が違ってまいりますので、どのくらい税収が上がるかというのは算出できておりません。

次に、葉巻たばこの関係で、どのくらいの税が上がるかというご質問でございますけれども、どのくらい税が上がるかというのは分かりませんが、例えば紙巻きたばこの場合ですと1本当たり約13円、葉巻たばこの場合ですと、先ほどの1グラム未満につきましては5円程度、1本5円程度です。1グラム以上ですと、紙巻きたばこ1グラムで1本に換算ということで、約13円ということになります。

それで、今回の改正で0.7グラム未満のものを0.7本と換算することによりまして、大体1本当たりの金額が9.99円というふうになってございます。そうしますと、約10円くらい上がってくるのかなという計算になります。令和3年10月になりますと、今度は1本当たり15円の計算になります。この15円というのは、紙巻きたばこも令和3年

10月から1本当たり約15円の税金がかかるということで、現行よりも約2円上がっている状況です。そうしたことで、1本当たりの価格は出るのですが、全体でこれからどのくらい葉巻たばこが、この1グラム未満のものが流通していくか、それによって税収というのは変化していきますので、そちらにつきましては把握できていない状況でございます。

続いて、第3条の関係で、単身児童扶養者で控除がなくなるということでございますけれども、今回の改正によって、地方税法の改正でこの単身児童扶養者という定義がなくなったために第3条では改正している状況ですけれども、こちらにつきましては第1条の改正で、第3条の改正ではその定義がなくなったために寡夫、夫という言葉ですね、寡夫に戻しまして、第1条では、その寡夫、夫のほうの寡夫を独り親ということで定義しまして、控除をしていく状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 土地の関係なのですが、なかなか説明は難しいのでしょうか、これで、少なくとも24件は嵐山では不明なのがあるということですよ。今後この使用者とみなしていくということでもありますから、税収は上がっていくということで、金額は分からないけれども、上がっていくということによろしいのかどうか、ちょっと確認だけです。

それから、葉巻たばこの件なのですが、この上がるというのは分かりました。紙巻きたばこのことも課長はちょっと説明していたのですが、紙巻きたばこも今回の税制改正で上がるわけなのですか、ちょっとここにはないように思えるのですが、これは概要で書いてあるわけですから、私も中身そこまであったかなと思ったので、ちょっとこれも確認です。

それから、単身児童扶養者の、なるほど、これの定義がなくなったので、寡婦等に変えたということで、負担が増えるということではないということなのですか。これもちょっと確認であります。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

所有者不明土地の関係では、この条例にありますように課税する方を探しまして、

課税台帳に登録することによりまして税を賦課できるということで、税収のほうも上がってくると思われます。

次に、紙巻きたばこの件でございますが、紙巻きたばこにつきましては、今回の改正にはございません。これは、過去に改正があったものでございます。

〔何事か言う人あり〕

○村田 朗税務課長 過去の改正で、段階的に上げていくということで、まず過去の改正で令和元年10月1日から引上げ、次に令和2年10月1日から引上げ、令和3年10月1日から引上げという改正を過去してございます。

それと、単身児童扶養者の関係ですけれども、こちらは独り親ということで、提案説明にもさせていただきましたけれども、公平な税制を実現する観点からということで、控除のほうは変わらない状況でございます。

〔「負担が増えるか」と言う人あり〕

○村田 朗税務課長 負担。すみません、負担の関係ですけれども、今回の改正によりまして、男女等性別がなくなったということでお話し申し上げましたけれども、負担につきましては、今まで例えば控除の関係では、女性の場合は所得が500万円以上の場合26万円の控除があったわけなのですけれども、こちらが所得制限がなくなりまして、500万円以上というのは控除がなくなりました。それは、現行の改正前の条例につきましては、男性は500万円以上という所得制限はなかったのですけれども、男女の公平性を考えまして、その500万円以上の所得制限をなくして、独り親控除ということで男女同額にしております。

以上です。

○10番（川口浩史議員） 負担が増えるているのかどうかというのは分からない。

○森 一人議長 どうぞ。

○村田 朗税務課長 女性の場合、その所得が500万円以上で控除があった方につきましては、負担のほうは増えてきている状況になります。控除額がなくなりますので、負担が上がる計算になると思います。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 両議員さんが、先ほどから第1条の件ですけれども、2個ですか、こちらの件ですが、2番ですね、聞いていただきましたので、ほぼ分かりましたけれども、24筆のところが使用者がいない、あるいは所有者が不明であるというようなことで、24筆あるということですから、こちらは田んぼですか、田が2だとか畑が7とかいろいろ細かく分けていただきましたけれども、取りあえず農地の関係で、田んぼはどのくらいの平米数があり、畑についてはどのくらいの平米数なのか伺い、家の場合もし分かればですけれども、山林なんかは分かるかなと思っていますけれども、その辺のところにつきましてお尋ねさせていただくと、何かこれのほかに墓地とか、非課税地の土地は除いているということですから、墓地もこういうケースが出てきているけれども、それは今回は除いているのだという解釈でよろしいでしょうか。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

地籍というご質問でございます。農地のほう、田んぼですけれども、こちらは707平方メートル、畑につきましては4,215平方メートル、山林につきましては1万1,455平方メートルということになります。

また、墓地につきましては、非課税地で課税をしていないために把握のほうはできていない状況なのですけれども、共同墓地等、所有者が何分の幾つということである墓地も多数ございます。そういった墓地の関係ですと、相続がされていないものが共有墓地ですと多い状況になっております。こちらのほうを把握していくのが、今現在いろいろ登記簿等を取って探すわけなのですけれども、もう書類自体がなくなっているという場合もありますので、そういったものの対応につきましては、税務課のほうではできないのかなということです。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） すみません。宅地というようなことでも説明をいただいてありましたけれども、これは6件ということですよ、宅地と家もちろんあるのでしょうけれども、家つきの宅地が6件ということは、これは空き家に等しいということ

ですか。それとも、所有者がいないということですから空き家になっているのでしょうか。そういうことで、今こういった法律ができれば、もちろんいろいろな段取りを踏んでから国のものということになってくるのでしょうかけれども、ますます人口等も減ってきたりしてくると、今言ったような形のところの所有者の不明、あるいは使用者そのものも高齢化してくると、とてもではないけれどもというように皆さんが考えてくるところが多いのかなというふうに思っていますけれども、ほかのところは答えていただきましたけれども、家屋ですか、土地の宅地の関係についてはそういった形で誰も今はいないと、そういう形の取り方でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

宅地のほう6筆ということで申し上げておりますが、こちらにつきまして課税不明ですので、松本議員さんおっしゃるとおり空き家に等しいものでございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山

町国民健康保険税条例の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）の件でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定による嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたので、同条例第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

〔村田 朗税務課長登壇〕

○村田 朗税務課長 承認第2号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容をご説明申し上げます。初めに、1、課税限度額の引上げ。国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるもので、下記の表の額とするものでございます。項目、基礎課税額。現行61万円を改正後63万円とするもので、2万円の引上げとなります。次に、介護納付金課税額、現行16万円を改正後17万円とするもので、1万円の引上げ額となります。なお、後期高齢者支援金等課税額に関しましては、変更はございません。合計で、現行96万円が改正後99万円、引上げ額は3万円となります。

次に、2、軽減措置の判定に用いる基準額の引上げ。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定に用いる基準額の算定方法の変更で、1人当たりの加算額を増額するものでございます。5割軽減基準額につきま

しては次のとおり、1人当たりの加算額を28万円から5,000円増額し、28万5,000円とするものでございます。次に、2割軽減基準額につきましては、1人当たりの加算額を51万円から1万円増額し、52万円とするものでございます。

続きまして3、長期譲渡所得に係る課税の特例。土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る控除額を100万円を上限とするとした課税の特例の創設をするものでございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

承認第2号の提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 課税限度額が、今度は上がるわけです。これによって何人くらい、何世帯のほうがいいのかな、影響を受けるのか伺いたいと思います。

それから、軽減措置が拡大されるということで、これも例えば100万円の所得で4人家族の場合、5割軽減は今まで幾らで、今度は幾らまで拡大されることになったのか。2割軽減も同じことで、何かモデルケースがあって、ちょっとお話しいただければと思いますけれども、お願いしたいと思います。

それから、土地の件なのですけれども、低未利用地と限っているわけですので、あまり活用されていない土地の譲渡の場合、特例を創設すると。100万円を上限というのは、これは所得の中に入ってくるわけなのですけれども、100万円一気に入ってくるということではないという理解でよろしいのですか。ちょっとその辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

最初の課税限度額の関係ですけれども、こちらにつきましては全体的に引き上がる世帯数は、現行及び改正後に比べましてゼロでございます。現行がゼロ、改正後はゼロです。内訳につきましては、医療分、こちらの限度額超過28世帯、後期高齢者の関係は30世帯、介護納付金の関係は15世帯がそれぞれ上がる計算となりますが、全体的に見て、今回合わせて、99万円を上限としておりますので、30世帯になります。

次に、軽減措置のモデルケースの関係なのですが、こちらはモデルケースのシミュレーションを取っておりませんので、お答えできないのですが、例えば5割軽減対象、2割軽減対象の現行と改正後の世帯数の変化でよろしいでしょうか。5割軽減対象ですと、現行が370世帯、改正後が375世帯、差引きが5世帯の増となっております。均等割額としましては、16万9,000円です。

次に、2割軽減対象の現行の世帯数は365世帯、改正後につきましては375世帯、差引きをしまして10世帯の増で、額としましては11万7,000円となります。合計では15世帯、28万6,000円の増となっております。

次に、長期譲渡所得の関係でございますが、こちらにつきましては土地基本法等の一部を改正する法律が施行されまして、そちらに長期譲渡所得の金額から100万円を上限として控除することができるということとなっております。適用要件としまして譲渡対価を見てみますと、譲渡対価の額が500万円以下であるというものや、所有期間が、こちらは長期ですので、譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えているというものが要件となっております。この国保税の算出につきましても、この低未利用土地の譲渡に係る所得の金額から100万円を控除ということとなっております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 土地の関係なのですが、そうするとあまり活用されていない土地ですから、100万円を超えるような売買はそんなに発生しないということなのですか。つまり、あまり影響はないというふうに見ているのですか、担当課としては。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

恐らくこちらも低未利用土地ということで売却収入が低いこと、そういうものがありますので、売買価格としてはそれほど高くないものだと思っております。それで、100万円を上限として控除ということで、法のほうで規定されているものと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今までの事例から、これに当てはまるようなものというの生まれていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 今までの事例ということで、そちらのほうは把握してございません。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この課税限度額の収入、ここまでの大体の、おおよそでいいのですけれども、年収、どのくらいに想定しているのでしょうか、お聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

こちらのほうシミュレーションしておりまして、例えば夫婦共に40歳以上で子ども2人の場合、妻と子どもは収入がない場合ですと、夫の所得を見ますと834万円で上限に達します。また、夫婦共働きで子どもが2人いて子どもは収入がない場合、こちらの場合、夫婦の合計所得が812万円で上限に達します。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部改正）の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条例第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

〔村田 朗税務課長登壇〕

○村田 朗税務課長 承認第3号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。なお、今回の改正は第1条及び第2条により改正するものでございます。

初めに、第1条の主な改正部分につきましてご説明申し上げます。1点目は、新型

コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、一定の事業用家屋及び構築物を適用対象に加え拡充するもので、特例率につきましては2分の1とするものです。該当条文は、附則第10条の2でございます。

2点目は、軽自動車を取得した際の軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を令和2年9月30日から6か月延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。該当条文は、附則第15条の2の2でございます。

3点目は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続について、準用規定を定めるものでございます。徴収猶予の特例につきましては、令和2年2月から納期限までの一定の期間、1か月以上において収入が大幅に減少した場合、前年同期比でおおむね20%以上の減少で、納付が困難と認められる場合に適用され、1年間徴収を猶予するもので、担保は不要とし、延滞金を免除とするものでございます。対象税目につきましては、印紙税等一部の税を除く全ての税目が対象となります。該当条文は、附則第18条の9でございます。

次に、第2条の主な改正部分につきましては、1点目は、第1条で規定した生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、法律の条ずれにより改正するものでございます。該当条文は、附則第10条の2でございます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例について、自肅要請を踏まえて一定のイベント等を中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄したものの寄附金控除の適用を、個人住民税の税額控除の対象とするものでございます。上限額は20万円となります。該当条文は、附則第18条の10でございます。

3点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、住宅建設の遅延等により住宅への入居が遅れた場合、期限内に入居した場合と同様の住宅ローン控除を受けられるように適用要件が弾力化され、1年間延長されるものでございます。該当条文は、附則第18条の11でございます。

最後に、附則につきましては、この条例は公布の日から施行とし、第2条につきましては令和3年1月1日から施行とするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 第1条の生産性革命の実現に向けたということで書いてありまして、この適用は新規に設備投資を行う中小業者を支援するという観点から、固定資産税を軽減するという内容でよろしいのかなと思うのですけれども、新規以外のところでも売上げがかなり落ち込んでいるところも、私のところにもある方から電話が来ているのですけれども、そういう業者に対しては、何らかの措置というのは取られているのかどうか。これは新規だけなのか、既存の業者へも適用できるのかどうかをちょっと伺いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

こちらの生産性革命の実現に向けた特例措置でございますが、これはわがまち特例によるものでございます。軽減の税率を市町村で決める場合に、何項目か、何10項目かございますけれども、今回はそのわがまち特例の関係の特例措置の追加でございます。

また、新規以外ということでございますけれども、新規以外にこういうものを、構築物等の修繕とか、そういうのになるかと思っておりますけれども、そういった場合の費用等につきましては徴収猶予の特例というものがございまして、そちらにつきましては附則第18条の9で定めておりますけれども、特例措置が延滞金なしで無担保で得られるものがございまして、条件があります。令和2年2月から納期限までの一定期間の、先ほどご説明申し上げましたけれども、一定期間において前年と比較して大幅に収入が減少した場合、20%以上減少した場合で、一時に納付、納入が困難となられた方、事業者該当してくるわけなのですけれども、その申請用紙に収入とか事業内容を詳しく書いていただくものがあるのですけれども、そちらで判断をしまして、こちらの猶予に該当してくれば決定するというので、先ほどの固定資産税の軽減とはまた別の制度で対応していければと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっとお聞きします。今生産性革命のところの説明の中で、新規に設備投資を行う、そのまま私は読んでいたのですけれども、中小業者に支援す

る観点から、適用対象を拡充するものということなので、拡充というか、拡大というか、今一定の範囲があるかなというふうにいろんな業種、こういうものだとかなんかなものがあるかなというふうに思うのですが、その幅は広くすることなのでしょう、これは。そういうことですよ、この文章で読めば。何か説明を聞いていると余計分からなくなってしまうような気がするので、確認でお聞きをしますが、適用対象というものがあって、その幅が広がりますよということだというふうに思うのですが、ちょっと確認のためお聞きしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

適用対象拡充ということで、現行制度ですと、例えば今回の改正のものは機械及び装置、器具、備品、工具、建物、附属設備というものが対象でございましたけれども、拡充ということで、事業用家屋の場合は取得価格の合計が300万円以上の先端設備として導入されたもの、あるいは構築物の場合は、旧モデル費で生産性が年平均1%以上向上する一定のものということで拡充されております。

また、この期間ですけれども、令和2年度までとしておりましたが、今回の改正を前提にして、令和4年度までの2年間に限り延長しているという状況になっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部改正）の件でございます。新型コロナウイルス感染症に感染をした被保険者等に係る傷病手当金支給に関する規定を定めるため、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分をしたので、同条例第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 承認第4号の細部につきましてご説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給に関する規定を定めるため、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

次ページにつきましては、専決処分書でございます。令和2年4月30日に専決処分を行ったものでございます。

次に、新旧対照表を御覧ください。今回の条例改正は、本則ではなく附則で行うものでございます。附則の第4項は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、またはその疑いのため労務に服することができなかった場合に、傷病手当金を支給する規定を定めたものでございます。

第5項は、傷病手当金の1日の額の算定について、第6項は支給の期間について、

第7項から第9項は傷病手当金と給与等の調整について定めたものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を開始する日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の件でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給に関する規定を定めるため、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の細部につきましてご説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給に関する規定を定めるため、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

次ページにつきましては、専決処分書でございます。令和2年4月30日に専決処分を行ったものでございます。

次に、新旧対照表を御覧ください。第6条、町において行う事務に、第8号として傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。これは、新型コロナウイルスに感染した被保険者等が、埼玉県後期高齢者広域連合に対し傷病手当金の申請を行うに当たり、その申請書を町において受け付けることができるようにするために必要な改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町介護保険条例の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第6号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町介護保険条例の一部改正）の件でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条例第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

〔萩原政則長寿生きがい課長登壇〕

○萩原政則長寿生きがい課長 承認第6号 専決処分の承認を求めることについての細部説明をいたします。

今回の一部改正の概要ですが、介護保険料においては特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第142条の規定に基づき、市町村はその判断により介護保険料の減免を行うことができるとされています。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、介護保険料の減免等を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険料の減免の取扱いについて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、附則部分に8条を追加するものとなります。初めに、新旧対照表には掲載されていませんが、条例本文中の8条の2項について説明いたします。2項で

は、保険料の減免を受けようとする者は、納期限の7日前までに申請書を町長に提出しなければならないとなっており、申請後の保険料が減免となります。

新旧対照表の最終ページの附則を御覧ください。最後の部分になりますが、令和2年2月1日から適用となっております。ここで矛盾が生じます。申請後の介護保険料が減免となるのに、令和2年2月1日から適用となること及び専決処分の日が令和2年4月30日であることです。最終ページの附則第8条第2項を御覧ください。保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を町長に提出しなければならないとなっている条例第8条第2項の規定の後に「ただし、町長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申告期限を定めることができる」を追加いたしました。これにより、申請日以前の2月まで遡って適用できるようにしたものでございます。

附則第8条第1項を御覧ください。保険料の減免の適用となるのは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料となります。減免の対象となるのは、附則第8条第1項第1号で、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者、附則第8条第1項第2号で、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入、以下「事業収入等」といいます。の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第1号被保険者となります。アとしまして、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。イとしまして、減少することが認められる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であるとなっています。

最後に附則です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条の規定は令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上、承認第6号の細部説明といたします。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 事業収入が新型コロナによって減っているというのは、結構あるのではないかなと思うのです。こういう条件がありますよというのは分かったのですけれども、一般の町民に、一般のというか、こういう事業者の方に対してどのように周知をしていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えいたします。

専決処分日が4月30日で、その後ゴールデンウィークになってしまいましたので、ゴールデンウィーク明けの5月8日だったと思います。まず、ホームページで周知させていただきました。6月号の広報に掲載をさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、結構来ていますか、申請のほうは。どのくらい来ているのか、もし差し支えなかったら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 問合せについては1件ございました。申請は、まだゼロ件でございます。ただし、その問合せについては、該当ないというふうに回答しております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町介護保険条例の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第7号は、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））の件でございます。国の令和2年度補正予算（第1号）に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、承認第7号の細部につきましてご説明させていただきます。

国におきまして、令和2年度補正予算の第1号が4月30日に成立したことに伴いまして、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行う特別給付金事業及び子育て世帯に対する臨時特別給付金事業を行うため、一般会計補正予算（第1号）を専決処分したものでございます。裏面につきましては、専決第7号の処分書でございます。

それでは、1ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正予算第1号でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億2,733万9,000円を追加させていただきまして、総額を77億6,733万9,000円とさせていただくものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正額18億2,733万9,000円の財源内訳の表になってございまして、全額を国県支出金で賄うというような予算でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願い申し上げます。2の歳入でございます。15款2項1目総務費国庫補助金でございますが、特別定額給付金事業費補助金及び国

事務費補助金、それぞれ計上させていただいてございます。補助率は、それぞれ10分の10でございます。

2目民生費国庫補助金でございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金並びに同事務費補助金、それぞれ計上させていただいてございます。こちらにつきましては、児童手当対象児童1人当たり1万円を給付するというものでございます。

申し訳ありません。特別定額給付金につきましては、町民1人当たり一律10万円の給付ということでございます。

それでは、10ページ、11ページをお願い申し上げます。3の歳出でございます。2款1項6目企画費中、事業11といたしまして特別定額給付金事業、新たに事業を設けさせていただきました。事業を行うに必要な報酬等々を計上させていただいてございます。18節の負担金及び交付金でございますが、一律10万円の給付に係る補助金といたしまして、17億9,030万円を計上させていただくものでございます。

次に、3款2項2目児童措置費、こちらにつきましても新たに子育て世帯への臨時特別給付金事業、3といたしまして事業設定をさせていただきました。先ほどの特別定額給付金事業と同様、必要な経費を計上させていただいてございます。18節でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金といたしまして1,850万円を計上させていただいたものでございます。

12ページ以降の給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上で、承認第7号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第7号の提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 3点……

○森 一人議長 ちょっとお待ちください、そっちがスイッチ入っていないかもしれな

いです。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 はい、お願いします。

○12番（渋谷登美子議員） 3点について伺います。

まず、ほかの専決処分も含めてなのですけれども、今回のこれに関しては専決処分の対象事項では本当はないわけです。ですけれども、専決処分にした理由を伺います。

これ多くのというか、私の知っている範囲の議会では、17日の週ぐらいからこの臨時議会をやって、今までの専決処分の報告とか、そういった形のものをやっていたのですけれども、その専決処分で行ったとしてもいいとしても、専決処分の報告の臨時議会もしないで、6月のこの議会まで待っていたというのはどういうことなのか、その理由を伺います。

それと、次に特別定額給付金事業については、時間外勤務手当が462万8,000円と、会計年度任用職員報酬で104万4,000円で事務をしているのだと思うのですけれども、私がすごく不思議だったのは、職員体制を半数体制をしていた。でも、やっているところではサテライト体制でやっているところもあった。それで、なぜこういうふうな感じで時間外勤務手当を出さざるを得ないような状況をつくってしまったのか。ほかの課からの応援もあったとしても、こういうふうな形ではなくて、別の形で事業を進めることができたのではないかなというのがとても大きく疑問に思っていますので、その点を伺います。

それから、特別定額給付金事業、報告していただいていますけれども、オンライン申請が1.8%でした。そうすると、マイナンバーカードをそのことで新たに取得した方というのは、申請された方はどの程度いらっしゃるのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私から1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきますというふうに思います。

今回の専決処分につきましては、自治法の規定に基づきまして適切に専決処分を行ったところでございます。内容については、ご案内のとおり一日も早く町民の皆様方にお届けをすると、こうしたことを考えまして専決処分を行い、法の規定に基づきまして次に開催される議会において報告をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 ２点目の職員体制、あるいは事務を進めていく上での体制についてご質問をいただきました。

渋谷議員がおっしゃったとおり、この事務を始めた当時は、Ａ勤務、Ｂ勤務ということで、Ａグループ、Ｂグループということで分けて勤務がされておりました。その時点で、今も町民ホールのほうでこちらの事務を行っておりますけれども、まず町民ホールを確保させていただきまして、そこで事務を始めました。どうしても住民情報等を取り扱って事務を進めてまいりますので、そちらに接続するパソコンが必要になります。そのパソコンを７台、８台設置いたしまして、事務を進めていきました。勤務体制はＡとＢでしたので、例えばＡ班が本来の事務室に勤務するときは、Ｂ班の地域支援課の職員が町民ホールのほうに勤務をいたしまして、ほかの課の職員の方にも応援をいただいて、それはほかの課の職員の方もＢ勤務の方たちです。Ｂ勤務の方が応援をいただいて、町民ホールで事務を進めたと。それから、逆に今度、本来の事務室にＢ勤務の職員がいるときは、Ａ勤務の地域支援課の職員とほかの課でお手伝いいただくＡ勤務の職員が、町民ホールのほうで事務を進めるという形を取っております。

５月の最終週になりまして、Ａ勤務、Ｂ勤務が解除ということで、そこからは地域支援課の職員は、本来の事務を進めながら、町民ホールでも特定給付金の事務を進めていたということです。その際にも、それぞれの課のほうでご都合をつけていただいております。お手伝いをいただいたり、あるいは自分の仕事が定時で終わってから、その後残業という形でお手伝いをいただいて事務を進めてきたという形でございます。

○森 一人議長 続いて、高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 私からは、マイナンバーカードの申請状況についてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付数でございますが、５月３１日現在で嵐山町で３,２４１枚、これは町民に対して１８％程度の交付者数になっております。

マイナンバーカードは、報道でも話題になっていたとおり、特別定額給付金の申請時におきまして、申請に関わります暗証番号が分からないという形で、暗証番号のつけ直しに来る方が大変多くいらっしゃいました。その後も、こういったことで申請が

できるということも皆さんに分かったということで、申請する方は増えている状況でございます。

現在、国のほうでも混んでいる状況で、申請してから通常は1か月ぐらいで町のほうに届くのですけれども、現在は1か月半ぐらいかかるかなという感じで、多少時間がかかっている模様でございます。現在、週に50枚程度のカードが出来上がって届いておりますので、順次交付をしている状況でございます。4月の交付数は111枚、5月の交付数は124枚でございました。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 専決処分するのは構わないなと思っていたのです。ですけれども、専決処分の後すぐに臨時議会を開いて、その報告をするという形があってもよいかなと思ったのです。それで、一日も早く交付するのは、別に専決処分で構わないと思うのです。それでやっていける。だけれども、専決処分の報告を、4月30日から6月4日ですよ、2か月間もこのままにしておいて、そしてどんどん事業を進めていくというのは、議会をあまりに不要不急のものにしたと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えなのでしょうか。地方自治法のことで、これでもよいというふうな形で言われていますけれども、たくさんの感染者がいるところでも、しっかりと臨時議会を開催している。だけれども、嵐山町は感染者が出ていないのにもかかわらず、臨時議会を開催していない。私は、大きな問題だと思うのです。嵐山町は、議会を全く不要不急なものにしてしまって、事業を進めていったということに関して、私は行政側に大きな反省を求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと次、半数体制にしてAチームとBチームでやっていたということで、家庭にいられる方はテレワークでもないし、どのような形で実際に仕事をしていたか、私は保育園や学童保育にお預けになる方は、ちゃんと自粛せざるを得ないだろうから、自粛ということを求められているから、そこでおうちで子どもさんを見ているということとはよく分かるのです。ですけれども、こんなことをやっていて嵐山町の事業を実際に大変なのだと言われながらも、何が大変なのだろうと私は思わざるを得なかったです。ほかの自治体で、サテライトでやっているところもあった。密にしないようにして、サテライトでやっているところもあった。だけれども、嵐山町はサテライトという発想がなく、公共施設、ふれあい交流センターやいろんな、花見台工業団地や北部

交流センターも全部閉めて貸さないで、ここのところでやっていた。それでAチーム、Bチームでやっていたというやり方は、私はかなり問題が大きいなと思って見ていたのです。

実際にサテライトでやっているところというのはあったわけで、嵐山町も連休明けですか、それと少しふれあい交流センターのほうでサテライトでやっていらっしゃいましたけれども、その中で私は、こういう形で職員の方は、これは個人情報だからという形で、特別に時間外勤務手当をつけてやっていてという形は、どう考えても納得できないなというふうな感じではいるのですけれども、この点、このAチーム、Bチームに分けたというのは、コロナ対策特別委員会のほうですか、コロナ対策のプロジェクトチームのほうで考えられたのだと思うのですが、その点はどのように考えて実際に職員体制をつくられたのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 私からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の専決の関係でございます。議員さん重々ご承知だと思いますが、専決処分には、自治法の179条による専決処分と、180条による専決処分とがございます。今回のものに関しては、179条の規定に基づく専決処分であって、議会の承認を求めているというような内容になってございます。これも議員さん当然ご承知だと思いますが、専決処分を行うには、議会を開催するいとまがないときと、こうしたこともございます。また、今回のこの特別給付金並びに子育て世帯の給付金につきましては、国が全国一律の制度を構築して、その事務を行うと。内容的には、市町村でどうこうするものでは一切ないというふうに考えてございます。そうした内容等々を鑑みて、このような形を取らせていただいたというものでございます。

次に、2点目の職員体制の関係でございますが、全体的なことということで私のほうで申し上げたいというふうに思いますが、2班に分けて勤務をするということは、急遽というのでしょうか、決まったものでございます。当時を振り返ってみますと、埼玉県内において感染者がかなり急増していた時期と、幸いにして嵐山町では現在までいらっしゃいませんが、県内でそのような状況があったと。そういった中で、例えば職員の誰かが感染をしてしまったという状況を想定してみれば、役場の一部分ある

いは全体の機能が一時的に停止をしてしまうのだと、こうした心配があったわけでございます。何を一番に考えるかとすれば、町民に対して必要なサービスを行政がしっかり提供させていただくと、こうしたこと、町の機能を止めることがないように、こうしたことを一番に考えて、仮に職員の誰かが感染をしても、残りの半分の職員の中で何とかサービスが提供できると、こうしたことを考え、2班に分かれて勤務を行ったというものでございます。

この特別給付金の事務については、多くの労力、人手、こうしたものが必要になったと思います。その事務にあつては地域支援課を中心として、多くの職員の応援体制をしく中で、何とかやってきたというのが実情だというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 専決処分するのはいいのです。それで、175条か何かちょっと全然承知しておりません。そういうふうに言われると、承知しておりませんとしか言えないのだけれども。ですけれども、ほかの多くの自治体で臨時議会を開催している、そしてちゃんと報告をしている、その中で事業を進めていったという事実があります。なぜ嵐山町は、それができなかったのか。多分1時間や2時間の間で済むことです、議会自体も。その用意というの、もともと何人職員が出てくればいいのかね、1、2、3。そんなに難しい時間帯でもないし、この議案見ても、それほど難しい議案でもないと思います。それがなぜできないのか。議会を軽んじているということではないのですか。それは、国のことをやればよいので、でも実際に職員が動くわけです。このような形で時間外勤務手当と、それから職員手当という形で、ごめんなさい、会計年度任用職員報酬を出している、ほかにも出している、印刷製本費もしっかり出している、これを嵐山町の議員がみんな反対するわけではないのですか。でも、議会に対して報告するという義務は、早い段階ですするという義務はあったと思うのです。それをしていかないということ自体の問題を聞いているのです。

地方自治法でそれが許されているから、ご存じでしょうけれどもとおっしゃったけれども、ご存じかどうか、私はちょっと存じていませんけれども、そのことについて。ですけれども、ほかの自治体でやっていることが、なぜ嵐山町でできなかったのか伺いたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回の臨時給付金は、今参事が申し上げましたように、国が決めた国策なのです。このコロナの問題で大変な目に、大変つらい思いをしている、収入がなくなって、あしたの食べるものも困ってしまうと、そういったことに対して緊急政策として今の給付金が支給になったと、これはこのとおりです。これを地方自治体が持っているデータで、これを国民に交付しなければならない。国が直接できませんので、それを市町村に、この大変忙しい、大変な思いをしている自治体に、国がその仕事を委任したと、ということなのです。

嵐山町は、たしか特措法ができたのが3月12日、13日には課長会議を開いて、このコロナを嵐山町から出さない、町民の健康と命を守り抜くのだということが、町長からそういう方針が示されて、そして今お話のような、嵐山町で仮にコロナが発生したときに、町民の皆様にご迷惑をおかけすることは一切許されないと。そのためにも、半分ずつの交代勤務も始まったということでございまして、給付金についても、本当に職員がよくやったと思います。ぜひ評価してやってください。いまだに給付金が届かない自治体がまだいっぱいございます。中でも、嵐山町は大体9割以上、ここまで給付はされています。そういうこともぜひ評価をしていただいて、お願いをしたいというふうに思います。

議員さんのお考えもよく分かります。今回はこのような決定をして、町のほうでは町民を本位に考えて実施をしたと、こういうことでございます。ぜひご理解をいただきたいと思います。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 渋谷議員さんが聞いたのは、専決が悪いなんて言っているのではないのだよ。それは結構だと、もう一刻も早くというのは、それは今課長がお話ししたような要求が、我々も分かっているわけですから。専決か、それはしょうがないなと私も思いました。問題は、その後速やかに議会をなぜ開かなかったのかということのを問うているのです。臨時議会を開いて、こういうことで専決しましたということのをなぜやらなかったのですかと。今日のここまで持ってきてしまったのですかということなのです。議会を開くいとまがないというのは、それは専決処分の理由としてはあるわけですが、その後速やかな臨時議会を開くというのは、私は必要だっ

たとやっぱり思うのです。いかがですか。その辺反省しているのであればいいのですけれども、何かその辺がかみ合っていなかったと思いますので、ちょっとお答え願いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議会への報告は、その適宜以降、法の趣旨にのっとって報告をさせていただくと。そして、承認を求める案件と、報告のみの案件に分かれるわけですが、今回全て国庫支出金によって賄われると、そういう内容です。以前は、町のこの専決処分の議会からの委任の事項に、全額国庫支出金をもって支出するものについては、それは180条やってよろしいと、そういう委任がされていたのです。それが議会から、いや、そうでなくて承認案件にしろということで改正がされて今になっていきますけれども、大体この嵐山町だけが報告案件にしたわけではなくて、条例のこの準則、全国の自治体に示している当時の自治省からの方針は、国庫支出金に伴うものは180条なのだよと、そういうことが一定の方針が示されて、それに基づいて嵐山町も決めてきたわけですが、くどいようですが、今回の給付金は国が政策を決めて、その事務を地方自治体に委任をしたと、こういうものございまして、大事なことは、やはりくどいようですが、いかに早く、迅速に、正確に、町民にこの給付金を届けるか、ここのところを一番重視したわけございまして、決して議会将軽視したとか、そういうことはございません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 180条でなくて、条文は私も知っています、180条は。今回は全部179条でやっていると、議会の採決を必要とするものです。それになっているのですから、適宜というか、必要な時期に臨時議会を開いて、やっぱりやるべきではなかったかなと思うのです。

開いている自治体もあるわけですが、議会も。私も知っているところあるのですけれども、しているところもあるわけですが、ですから、全部が全部ないのだったら、私もああそうか、しょうがないのかななんて、まだ思いますけれども、開いているところもあるわけですので、今後のことも考えて、含めて、今回は反省点として持っていたきたいと思うのですけれども、ちょっといかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回の専決処分については、今のような基本的な考え方に基づいて町は決定をしたと、こういうことでございまして、法律の示している方向で次の議会に承認を求めると、こういうことでしたわけです。

議会を決して軽視しているということではなくて、くどいようですけども、迅速に町民に給付金をお届けする、正確にこの事務を行う、こういうことに重視をして取り組んできたということでございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 特別給付の定額の関係でございすけれども、3つのパターンを取って、早急に各個人個人にお渡しができるような方法を取っていただき、9割以上が終わっているということで、それぞれの町民の方たちが、私の聞く範囲では、早くにいただけたのでありがたいと、そういうようなお話も聞いております。

そういった中で、窓口対応あるいはマイナンバーあるいは郵送というようなもので受け付けていたのかなというふうに思っています。そして、割合的には何が一番多かったのでしょうか、1番、2、3と。その辺のところを教えていただければというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 申請の受付の方法といたしましては、1つがオンライン申請、もう一つが郵送による申請、もう一つが窓口の申請ということでございます。

オンライン申請については、まず先日議員の皆様方にお知らせしました給付の実績でございますが、あれからまた少し事務が進みまして、金額にいたしますと、6月16日の支払い見込みまで含めて16億8,680万円、世帯数でいいますと7,525世帯、給付率を申し上げますと、金額の給付率としましては94.4%、世帯といたしましては給付率が92.4%となっております。この7,525件の申請のうち、オンライン申請が136件、1.8%でございす。

窓口申請と郵送申請については、今分けて数字を取っておりませんので、こちらは

合わせて7,389件、98.2%でございます。このうち窓口申請ですけれども、見ている限りといいますか、受ける感じでいいですよと、さほど多くはありません。何百件単位であろうと思います。ということになりますので、ほとんどが郵送による申請が多いということでございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔賛成討論でやります〕という人あり〕

○森 一人議長 賛成討論、ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 では、第12番、渋谷登美子議員。

その場でお願いいたします。

○12番（渋谷登美子議員） 特別定額給付金事業については、先ほどの山岸地域支援課長が話されたように、とても早く終わっていると思います。ですけれども、幾ら法律がそうでいいからといって、違法ではないからといって、臨時議会も開催せずに、4月30日に決定したものが、6月の今日は何日ですかね、10日ですか、70日以上たって、その場で報告するというのは、あまりに議会軽視、議会が不要不急のためであると行政の皆さんがおっしゃっていることを実際に証明しているようなものではないかと思います。

これに関しては、特別定額給付金事業を専決処分をやったことに関しては別に問題はない。ですけれども、議会を無視する、軽視することに関してはおかしいのではないかと思います、これについては反省を求めます。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第8号は、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の件でございます。新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 承認第8号についての細部についてご説明させていただきます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

次ページにつきましては、専決処分書でございます。令和2年4月30日に専決処分を行いました。

補正予算（第1号）につきましては、第1条にあるとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,624万円とするものです。

事項別明細書、2、歳入を御覧ください。4款県支出金、1項県補助金、1目保険

給付費等交付金を、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金に対し、特別調整交付金が交付されることにより84万円増額し、補正後の額を15億3,106万7,000円とするものです。

事項別明細書の3、歳出を御覧ください。2款保険給付費に、新規に6項1目傷病手当諸費を設定し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金に要する経費として84万円を計上するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この84万円というのは、どういう根拠で設定された金額なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

こちらですが、5人分を想定して計上させていただきました。日額6,000円でお勤めをされている方が月14日間働くとして、月額8万4,000円の収入の方でございますが、日額6,000円の方というのは、その3分の2の額が支給の基本額になります。それを月14日間、そしてその方が傷病により3か月間ぐらい長期にお休みされてしまったということを想定しまして、お一人16万8,000円で5人分を計上させていただいております。

5人の方を想定しておりますが、仮に軽症で1か月程度で回復されれば、もう少し多くの方に支給できる見込みで計上させていただきました。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町国

民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、承認第９号 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度嵐山町一般会計補正予算（第２号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第９号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第９号は、専決処分の承認を求めることについて（令和２年度嵐山町一般会計補正予算（第２号））の件でございます。独り親家庭への支援に係るひとり親家庭臨時特別給付金事業について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和２年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）を専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 では、承認第９号の細部につきましてご説明させていただきます。

独り親家庭に対する支援を行うことを目的といたしました指定寄附金を受けたことに伴いまして、速やかに事業を行うため、５月22日の日に補正予算（第２号）の専決処分を行ったものでございます。

議案書の裏面を御覧いただきたいと存じます。専決第９号の専決処分書でございます。

1 ページをお願いいたします。今回の補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を追加させていただき、予算の総額を77億7,733万9,000円とさせていただくものでございます。

では、6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正額1,000万円の財源内訳でございますが、全額がその他財源、寄附金でございます。1,000万円という財源内訳でございます。

では、8 ページ、9 ページをお願い申し上げます。2 の歳入です。18款1項2目民生費寄附金、2、児童福祉事業に対する指定寄附金1,000万円でございます。内容でございますが、5月の22日に寄附の申込みをお受けいたしました。独り親家庭の支援に対して使ってほしいということでございまして、こういった寄附者の意向がございました。また、速やかにこれを実行していただきたいということでございます。なお、寄附者につきましては匿名ということでご希望がございます。

10ページ、11ページをお願い申し上げます。3 の歳出です。3 款2項1目児童福祉総務費中、11の事業といたしまして、ひとり親家庭臨時特別給付金事業を新たに設けさせていただきました。18節負担金補助及び交付金でございまして、ひとり親家庭臨時特別給付金1,000万円でございます。内容といたしましては、独り親世帯、具体的には児童扶養手当の受給者に対して給付金を支給させていただくというものでございます。

以上をもちまして、承認第9号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第13、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町固定資産評価審査委員会委員、田幡正幸氏の任期が令和2年6月30日に満了することにつき、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

田幡氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め

ることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、議案第26号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

〔萩原政則長寿生きがい課長登壇〕

○萩原政則長寿生きがい課長 議案第26号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての細部説明をいたします。

今回の一部改正の概要ですが、従来から行われてきた第1段階から第3段階までの第1号被保険者の減額賦課について、軽減強化の財源である消費税10%への引上げによる増収分が満年度化されることに伴い、軽減幅を引き上げる内容となっています。これを実施するため、介護保険法施行令等の一部が改正されました。そこで、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、住民税非課税世帯である所得段階の第1段階から第3段階の保険料額をさらに引き下げるものでございます。

それでは、議案書の裏面の新旧対照表を御覧ください。改正箇所につきましては、第2条第2項から第4項となります。

お配りしてあります参考資料を御覧ください。この表につきましては、1号被保険者の保険料に関し記載してあります。今回の改正となるのは、太線で囲まれた住民税

非課税世帯である所得段階が第1段階から第3段階までで、昨年と同様に第4段階以降の軽減はございません。

まず第1段階ですが、条例第2条第1項第1号の規定により、本来は2万7,000円となっておりますが、第2項の規定により、令和元年度については2万250円に減額しておりましたが、令和2年度はそれをさらに軽減し、1万6,200円と改正するものでございます。これが第2条第2項の改正内容となります。

次に、第2段階は、条例第2条第1項第2号の規定により、本来は4万500円となっておりますが、第3項の規定により、令和元年度は3万3,750円に減額しておりましたが、令和2年度にはさらに軽減をし2万7,000円と改正するものでございます。これが第2条第3項の改正内容となります。

最後に、第3段階は、条例第2条第1項第3号の規定により、本来は4万500円となっておりますが、第4項の規定により、令和元年度は3万9,150円に減額しておりましたが、令和2年度はさらに軽減をし3万7,800円と改正するものでございます。これが第2条第4項の改正の内容となります。

それでは、もう一度新旧対照表を御覧ください。最後に附則ですが、1項で施行期日を、2項で経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第26号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今年の4月1日から遡及されるということで、軽減ですから、これは大変結構なことなのですが、当初予算に、これ前の課長が、令和元年度とありますけれども、これ10月からですよ、令和元年度の。そのときにも、次年度からは半額というか、半額でもないのか、このような額になっていくということを答えていたわけなのです。ですから、当初予算にこれなぜ出てこなかったのか、ちょっといつの時点でこれ来たのか伺いたいと思います。

それから、この介護保険会計全体を見ると、これで減収になるわけです。その分は国から補てんされるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えいたします。

予算についてでございますが、3月に承認いただきました令和2年度の当初予算に、こちらの予算はもう既に盛り込まれております。減った分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、軽減分を補てんしてあります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 当初予算ではもう出ていたのでしたっけ、そうなの。そうすると、何で条例改正が今になるわけなのですか。条例改正と予算というのは一体のものはずなので、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えいたします。

そもそも消費税が10%になって、今年度は1年間丸ごと10%ということで、昨年の6月議会では10月からなるということで、半分というか、その満年度化するまでの間の措置として、昨年は減免の説明があったかと思います。今年につきましては、1年間丸ごと10%になりますので、率を上げたというか、1年間分に上げたということでございます。

予算につきましては、もう昨年、第1段階目の減額をするときに、令和2年度については、もうなるということが分かっておりましたので、新年度の予算につきましては減額をした金額で査定をしてあります。施行日が4月1日から施行するものでありますので、今回の改正で4月1日に遡って、町民の皆様から第1号、1段階目から3段階目の人はこの金額で徴収しますということで、今回の議会に上程したものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 4月から分かっているのだったら、もう条例改正はその段階ですべきだったのではないですか、そう思いますけれども。遡及でやるのだからいいのだということではなくて。ちょっと伺いましょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 他の市町村によっては、4月1日で専決処分で行って

る市町村もございます。嵐山町につきましては、昨年のこの6月議会をお願いしております、同じにしたというちょっと理由ですけれども、まず1点が、介護保険の特別徴収につきましては8月から本徴収になります。納付書払いの方、普通徴収の方につきましては、第1期が7月から2月までの8期にわたって納付をお願いします。この6月議会をもって決まってからでも、7月、8月ですので、間に合うということで、今議会に条例改正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、議案第27号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第27号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法及

び指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

〔萩原政則長寿生きがい課長登壇〕

○萩原政則長寿生きがい課長 議案第27号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての細部説明をいたします。

初めに、条例改正の趣旨ですが、介護保険法の改正により、基準となる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、本改正の条例につきましては、国の基準省令に従った内容となっております。

続いて、改正の主な内容でございますが、改正点につきまして新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。改正後の第2条第6号において、定義としておりますが、共生型とは、障害福祉サービスの指定を受けた事業所が共生型サービスとして介護保険の指定を受けやすくする特例とし、共生型地域密着型サービスが創設されたものでございます。具体的には、共生型地域密着型サービスに関する基準に関しまして、恐れ入りますが、7ページから9ページにかけて、第5節の共生型地域密着型サービスに関する基準において、第59条の20の2でその基準を、第59条の20の3におきましては共生型地域密着型通所介護の事業に対する準用を定めております。

共生型地域密着型通所介護におきまして、この基準を適用することで高齢者と障害者が同一の施設でデイサービスを受けられるもので、介護保険または障害者福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、他方の指定を受けやすくするものでございます。これまで、障害者福祉サービスを受けていた方が65歳を迎えますと、改めて介護保険サービスの施設に移る必要がありましたが、これを解消するための改正となっております。

次に、介護医療院が創設されたことによる規定の整備でございます。3ページに戻

っていただきまして、改正後の第6条第5項第12号でございますけれども、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の併設施設といたしまして、介護医療院を位置づけております。この介護医療院と申しますのは、新たに創設された施設サービスで、このサービスの追加に伴い関連規定の整備を図っております。

法第8条第29項に規定する介護医療院を指しますが、現在当町にはございません。当該施設においては、日常的な医療管理や看取り、ターミナルケアなど、これまで介護療養型施設が担ってきました医療機能に加え、要介護高齢者の住まいとして機能を持つ長期療養と生活施設の両機能を兼ね備えた新たな施設体系が創設されたため、関係事業所として加えています。

次に、人員の配置基準や利用定員の見直しについてでございます。9ページをお願いいたします。改正後の第59条の25でございますけれども、指定療養通所介護事業所の関係でございます。当町には提供事業所はございませんが、医療等を必要とし、常時看護師等の見守りが必要な比較的重度の要介護者のデイサービスで障害児等を受け入れるなど、さらに地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を9人以下から18人以下へと引き上げることとしています。

そのほか、新旧対照表の10、11ページの改正後の第65条関係ですが、共生型指定認知症対応型通所介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から、ユニット型においては1ユニット当たりの入居者と合わせて12人以下とするよう定めております。

次に、身体的拘束等の適正化についてでございます。15、16ページをお願いいたします。改正後の第117条第7項ですが、指定認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームの関係でございます。認知症の高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をする住宅のことで、町内には1事業所ございますが、身体拘束に対する適正化を図るため身体拘束の適正化委員会等を設置し、3か月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員、その他従業者に周知すること、身体的拘束等の適正化指針を整備すること、介護事業者、その他事業者に対し、研修を定期的実施すること等の措置を講ずることとされました。

そのほか、17ページになりますけれども、第138条第6項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、19ページになりますが、157条第6項、指定地域密着型介護老人福祉施設、続きまして19、20ページになりますけれども、第182条第8項、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設におきましても同様の措置を講ずることと

されています。

次に、20ページの191条第1項から25ページの199条第1項まで、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設により、従業者の員数及び勤務体制の確保等の基準を追加するものでございます。

このほかにつきましては、文言の修正など所要の改正を行いました。

最後に、附則になりますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第27号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 介護医療院というのは、当町にはないということですので、ここへの入所を希望した場合には、近隣ではどれが当てはまるのでしょうか。ちょっと調べていないので分からないのですが、老健施設と同じようなものと考えていいのでしょうか。ちょっと場所どこか、これがそうですよというのがあれば、場所を教えてもらえればいいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えいたします。

介護医療院というのは、近隣に多分まだないかと思います。どういう施設かと申しますと、医療的サービス、例えば喀たんの吸引だとか経管栄養、チューブなどを使って胃や腸などに必要な栄養を直接注入する方法や、点滴、看取りやターミナルケアなどの医療的サービスと、介護サービス、食事の介護や排せつの介助、入浴の介助、日常生活の世話等の介護サービス、この医療的サービスと介護サービス、両方受けられる施設を介護医療院として新しく創設したものでございます。

以上であります。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 老健施設と似ているというふうに理解してよろしいのですか、そうしますと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 すみません、老健施設理解していないので、同じかどうか

かちょっと分からないのですけれども。

〔「分かんないじゃなくて……」と言う人あり〕

○森 一人議長 答弁できますか。休憩を取りましょうか。

会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時49分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

萩原長寿生きがい課長の答弁からです。

○萩原政則長寿生きがい課長 お時間を費やしてしまい、大変失礼いたしました。

老健ということですが、介護老人保健施設ということで、介護やリハビリが中心となる施設で、病状が安定しリハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設で、医学的な管理の下、介護や看護、リハビリが受けられる施設が介護老人保健施設となっております。

近隣におきますと、東秩父にみどうの杜がございます。あと、滑川町にいづみケアセンターがございます。こちらの施設と先ほどの介護医療院、同じなのというお話ですが、介護医療院は、先ほどもお話をしましたが、主に長期にわたり療養が必要な方が対象な施設で、医療と介護が一体的に受けられる施設ということで、老健と介護医療院とは、また違う施設となっています。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 介護医療院は、かなり本当は皆さん希望されていると思うのですけれども、今介護医療院に入っていच्छるとか、そういったサービスが、家族でやっていच्छる方とかいच्छると思うのです。どのぐらい嵐山町でいच्छるか把握なさっていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 どのくらいの方が必要となっているかということですね。

れども、把握はしておりません。

ただし、今資料いただきまして、県内に介護医療院は5施設ございます。近くでは、日高にあります介護医療院あさひヶ丘、あと飯能にあります埼玉はんのう介護医療院等が近くの施設で県内に5か所ありますので、利用するにはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号 嵐山町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、議案第28号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第28号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

〔萩原政則長寿生きがい課長登壇〕

○萩原政則長寿生きがい課長 議案第28号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての細部説明をいたします。

初めに、条例改正の趣旨についてですが、本改正条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関し、厚生労働省令が一部改正されたため、町の条例も改めるものでございます。

続きまして、改正の主な内容ですが、先ほど議案第27号につきましては、要介護者への指定地域密着型サービス事業に関する規定の改正でしたが、本議案第28号は、要支援者への指定地域密着型介護予防サービス事業に関しての改正となっておりますので、改正項目につきましても重複している部分がございます。なお、本改正条例におきましても、国の省令に従った内容となっております。

恐れ入りますが、添付をさせていただいております新旧対照表によりまして、主な改正ポイントについて説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。介護医療院が創設されたことによる規定の整備でございます。先ほど議案27号と重複しますが、介護医療院の創設により、このサービスの追加に伴いまして関連規定の整備を図るものがございます。改正後の第5条をはじめといたしまして、関係事業所に関する条文にそれぞれ「介護医療院」を追加し、規定の整備を図っています。

次に、新旧対照表の2ページになります。利用定員の見直しについてでございます。

第9条第1項になりますが、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護における利用定員数を、1施設当たり3人以下から、ユニット型においては1ユニット当たりの入居者と合わせ12人以下とするよう定めています。

次に、第39条において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の地域との連携等について、第5項として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に居住する利用者以外の者に対しても介護の提供を行うよう努めなければならない旨を追加するものでございます。

次に、身体拘束等の適正化についてでございます。新旧対照表の5ページをお願いいたします。こちらにつきましても議案27号と同様に、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において、身体拘束等の適正化を図る観点から、改正後の第78条に第3項を新設し、身体拘束の適正化委員会等を設置し、3か月に1回以上開催するとともに、その結果を介護従業者その他従業者に周知すること、また身体拘束等の適正化指針を整備すること、介護職員その他従業者に対し研修を定期的を実施すること等の措置を講ずることとしております。

このほかにつきましては、文言の修正など、所要の改正を行いました。

最後に、附則になります。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第28号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 身体的拘束の関係なのですけども、先ほどの条例でもあったんですけども、この委員会が三月に1回以上ということです。どんな委員が、ここでは審査することになるのでしょうか。その委員というのは何人なのか、伺いたいと思います。そこまで決まっていない。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えいたします。

すみません。細かい内容まで理解していなかったもので、また調べさせていただきたいと思います。

○森 一人議長 よろしいですか。

〔「うん、後で回答」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、議案第29号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

〔萩原政則長寿生きがい課長登壇〕

○萩原政則長寿生きがい課長 議案第29号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての細部説明をいたします。

まず初めに、条例改正の趣旨についてですが、介護保険法の改正により、基準となる指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、町条例においても同基準に従い改正するものでございます。

本条例につきましては、指定介護予防支援事業所及びその事業について基準を定めたものでございまして、本町における指定介護予防支援事業所とは、町長から指定を受けた地域包括支援センターが該当しております。要支援1並びに要支援2の認定を受けた、いわゆる要支援者に対し、介護予防のケアプランを作成し、効率的に介護予防サービスを提供しているところでございます。

続きまして、改正の主な内容でございしますが、改正点につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表の1ページ目の改正後の第3条を御覧ください。こちらは、基本方針でございします。第4項におきまして、指定介護予防支援事業者は、運営に当たり新たに連絡先として、障害者の相談機関である指定特定相談支援事業者を追加するものでございます。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。改正後の第7条ですが、こちらの内容及び手続の説明及び同意に関するものでございます。第2項に、介護予防サービス計画を作成する際、利用者が複数のサービス事業者を紹介するよう求めることができる旨を追加規定いたしました。また、同条第3項以下を1項ずつ繰り下げ、新たに第3項を加え、入院時における医療機関との連携を推進するため、指定介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対し、入院時に担当職員の氏名等を入院先の医療機関に提供するよう求めることとしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。改正後の第16条関係ですが、こちらは法定代理受領サービスに関わる報告に関するものでございます。審査支払い業務を埒

玉県国民健康保険団体連合会に委託していることから、所要の改正をいたしました。

続きまして、改正後の第33条関係でございます。指定介護予防支援の具体的取扱方針に関するものでございます。第14号の次に、新たに第14号の2を加え、担当職員は、利用者の服薬状況や口腔機能、心身、生活の状況など、利用者の同意を得た上で医師等へ情報提供するよう規定し、さらに同条第21号の次に、新たに第21号の2を加え、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付するよう義務づけております。

そのほかにつきましては、文言の修正など、所要の改正をさせていただいているものでございます。

最後に、附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第29号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第18、議案第31号 令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第1号) 議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第31号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。収益的支出の予定額につきまして、事業費用に209万7,000円を追加し、総額を6億1,391万8,000円とし、資本的収入の予定額について、資本的収入に400万円を追加し、総額を1億8,467万5,000円とするものであります。

このほか、企業債の追加及び変更がそれぞれ1件あります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第31号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月1日の人事異動に伴います人件費関係の補正及び企業債の追加、額の変更に伴います企業債補正をお願いするものでございます。

最初に、補正予算書の45ページをお願いいたします。提案説明と若干重複いたしますけれども、収益的収入及び支出の第2条は、人件費関係の補正によりまして、第1款事業費用、第1項営業費用に209万7,000円を追加し、補正後の額をそれぞれ6億1,391万8,000円、5億4,565万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、当初予算の第4条本文括弧中、不足する額9,853万3,000円を9,453万3,000円に、損益勘定留保資金5,314万4,000円を4,914万4,000円に改めまして、第1款資本的収入の予定額を企業債400万円の増額補正によりまして1億8,467万5,000円、及び第1項の企業債の額を7,250万円とするものでございます。

次に、企業債の第4条につきましては、下水道特別会計から企業会計への移行の際に必要となります費用に対しまして、起債を認められております下水道平準化債を限度額3,000万円、利率4%以内で定めさせていただくものでございます。また、2項といたしまして、浄化槽市町村整備事業債の限度額を400万円の増額補正によりまして、1,190万円とさせていただくものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。56、57ページをお願いいたします。最初に、収益的収入及び支出の支出でございます。第1款事業費用、1項営業費用、4目総係費209万7,000円の増額は、4月1日付人事異動に伴います人件費の補正をお願いするもので、補正後の額を8,206万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入、1項1目企業債400万円の増額は、浄化槽国庫補助率が従来の2分の1から3分の1へと低下する可能性を含んだ内示となったことによりまして、それを加味いたしまして、補正後の額を7,250万円とするものでございます。

そのほか、48ページにございます予算実施計画、また49ページにございますキャッシュ・フロー計算書、50、51ページにございます給与費明細書、52、53ページにございます予定貸借対照表等につきましては、恐れ入りますが、後ほどご高覧をお願い申し上げます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号 令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第19、議案第32号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第32号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。

令和2年4月1日から鴻巣行田北本環境資源組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明に代えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第20、議案第33号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の件を議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

〔青柳賢治総務経済常任委員長登壇〕

○青柳賢治総務経済常任委員長 今議会におきまして、総務経済常任委員会に付託を受けました議案第33号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）につきまして、審査経過及び結果を報告申し上げます。

当委員会は、6月5日午前9時から開会、当日は説明員として伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行いまして、帰庁後、質疑、意見交換、採決という日程で審査を進めました。

審査経過についてでございます。議案第33号 町道路線を廃止することにつきまして（公共用地使用申請）の件は、町道志賀240号線、延長191.07メートル、幅員1.04から2.19メートル、町道志賀337号線、延長195.90メートル、幅員0.79メートルから1.40メートル、町道志賀454号線、延長271.27メートル、幅員1.01メートルから2.17メートルでございます。その3路線につきまして、太陽光の発電用地として貸付けをするために廃止をするものでございます。

説明後、直ちに現地を確認いたしました。帰庁後、質疑を行いました。質疑は、内容の確認に関するものがございまして、各委員より質疑終了後、説明員には退席いただき、意見交換を行いました。特に指摘事項等はなく、採決に移りました。採決の結果、全員賛成により、議案第33号を原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この町道廃止は、太陽光発電設置のためというための町道廃止なのですが、具体的にどのような形になって嵐山町の形態が変わっていったということまで、総務経済委員会で調査なさったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 現地に行きまして、非常に工事が始まる道路から高いところまで、それぞれ3路線につきまして現地で見てまいりました。

かなり、何と申しますか、広大な工事が行われているという状況でございましたけれども、委員のほうからは、特にそういった指摘はございませんでした。そして、地元の水利権の組合の皆様とか協議会の皆様の、一応そういうことでご理解いただいているということでありまして、払下げということも出ているのですけれども、取りあ

えず町としては一応財産として貸し付けるということでございましたので、全員それに賛成いたしました。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） こういうときって、町道を廃止しないことで自然環境が守れるということがあるのです。たしか鎌形のタイケン学園のときもそれはそうだったと思ったのですが、そういった形で嵐山町の保全をするということは、今考えるべきときになってきているのですけれども、その点については全く調査はされず、また協議もされず、そして水利組合がオーケーしたからという形で、協議は進んでいるからという形で皆さん賛成なさったということなのですが、では水利組合の方たちというのは、具体的にどのような形でここまでの、町道を廃止するということまで来たのかということまでは、ある程度調査なさったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 その話で課長からの説明でございましたので、実際に現場を見て、そのところには諏訪沼というかなり広大な沼がございまして、そういった沼も、いわゆる町の方々の地権者を含めた、この地域の要望があったと。そして、かなり土留めが立ちまして、そのもっと盛っていた土地なのでございます。そういった工事のところを含めて、皆さん、地元の方がご了解いただいたというふうに受けましたので、私どもとしても、その点そういうことができたということで、よかったのかなというふうには解釈しております。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

反対討論、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） この町道路線を廃止することについては、今の課題としてすぐそばにも、この近くにも太陽光発電が設置されていて、それで小川町と嵐山町の境を、これをそのままどンドン、こういった形で町道せめて守ることが、嵐山町はこ

れを守ることができるというのは、町道路線の廃止をやらないということなのですから、そういった形の審議もされずに、こういった形、ただ単純に水利組合の方もいいからと言っただけ、協議もついているという形ですけれども、具体的に水利組合の方が協議するに應じるまでには、どのような経過があったかもよくされていないと思うのです。

そういった意味で、私はこれ以上嵐山町を開発させていく、太陽光発電で開発して、あの必要な土地を自然保全もしないで、きらきら光るパネル、山林を太陽光発電でなくしていくことには賛成できかねますので、本議案に対しては反対いたします。総務経済委員会の調査には、経過に反対いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の件を採決いたします。

委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第21、議案第30号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,446万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億3,180万5,000円とするものであります。

このほか、地方債の追加が1件、変更が3件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第30号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の、まず6ページをお開きをいただきたいと思います。大変申し訳ございません、追加で1枚で配付のほうさせていただいた地方債補正の関係でございます。申し訳ございません。

まず第2表、地方債補正でございます。今回追加が1件、変更が3件でございます。追加につきましては、狭あい道路整備等促進事業ということでございまして、限度額1,270万円ということで新たに追加をさせていただくものでございます。変更の3事業でございますが、それぞれの3事業の一般財源分に対しまして起債のほうをさせていただくということで、限度額を改めさせていただくというものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願い申し上げます。今回の補正額につきましては、総額で5,446万6,000円の増額でございます。11ページには、その補正額の財源内訳をそれぞれ国庫支出金、地方債、その他ということで記載をさせていただいてございます。なお、一般財源につきましては変動はございません。

では、12ページ、13ページをお願い申し上げます。2、歳入でございます。今回の補正の中で、15款国庫支出金、2項国庫補助金中、2目民生費国庫補助金並びに5目教育費国庫補助金、それと次の第16款県支出金の民生費県補助金、いずれもコロナ関係の補助金のほうを計上させていただいているものでございます。

コロナ関係以外で申し上げますと、国庫支出金の3目衛生費国庫補助金でございますが、新規事業といたしまして、母子保健情報連携システム改修事業補助金ということで79万4,000円を計上させていただいてございます。また、4目土木費国庫補助金でございますが、狭あい道路整備等促進事業交付金でございます。補助率2分の1で交付を受けるというものでございます。

次に、第19款繰入金でございますが、4目公共公益施設建設基金繰入金といたしまして160万円を計上させていただいたものでございます。こちらにつきましては、従前、観光協会から寄附金をいただいたものを積み立てておいて、観光施設の整備に充

てるためということで基金として持っているわけですが、その一部を取り崩して事業に充てるというものでございます。

また、21款諸収入の2目雑入でございますが、子ども家庭支援センターの運営費に充てる経費といたしまして、625万2,000円を増額させていただくというものでございます。

続きまして、16ページ、17ページでございますが、3、歳出でございます。今回の補正でございますが、各事業費目にわたりまして、4月の人事異動に伴う職員配置等によって人件費の増減のほうを計上させていただいてございます。

主なものについて、ご説明を申し上げます。では、18ページ、19ページをお願い申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費中、事業10、公共施設個別施設計画策定事業でございますが、407万2,000円を増額させていただくというものでございます。こちらの事業でございますが、昨年度、債務負担行為を設定させていただいたものでございまして、令和元年度予算の中では、契約額の中の前払い金のほうを計上させていただいておったところでございますが、契約をさせていただいた後に、この前払い金、令和元年度不要となったことに伴いまして、令和2年度に契約額全額を計上させていただくという形になるものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお願い申し上げます。下段でございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、事業4、学童保育室事業でございますが、国の補助金をいただきまして、学童保育室の新型コロナウイルス感染予防対策の経費を計上させていただくものでございます。消耗品、こちらにつきまして衛生用品の購入ということで、補助は10分の10と。学童保育室の指定管理委託料、こちらにつきましては特別開所支援分といたしまして、国、県、町で3分の1ずつというような事業となっているものでございます。

次の事業10、家でも学校でもない第三の居場所事業でございますが、先ほど歳入でご説明を申し上げました子ども家庭支援センターの管理運営に要する経費ということで計上させていただくものでございます。この中で一番大きいのは、12節委託料500万円でございます。運営支援業務委託料でございますが、支援員の派遣を受ける経費ということで計上させていただいたものでございます。児童に対する支援並びにこの施設の職員に対する指導、助言等々をいただくというようなことで考えているものでございます。

次に、24ページ、25ページをお願い申し上げます。上段でございます。2項児童福祉費、3目保育所費、1、保育所保育事業でございます。18節で特別保育対策等促進事業費補助金200万円を計上させていただいております。保育施設4施設に対して、コロナウイルス感染予防対策を行っていただく経費でございます。こちらにつきましても、国10分の10の補助ということでございます。

また、中ほどでございます。4款1項3目母子衛生費、2、母子保健事業でございますが、12委託料、電算委託料といたしまして127万9,000円を計上させていただくものでございます。こちらにつきましては、母子保健データの情報連携を行うためのシステム改修に要する経費でございます、国が3分の2、町が3分の1という事業でございます。

続きまして、26ページ、27ページをお願い申し上げます。下段でございます。7款1項2目商工振興費中、2、嵐山まつり運営事業でございますが、18節負担金補助及び交付金で、嵐山まつり実行委員会補助金を215万円全額減という形でさせていただいております。こちらにつきましては、11月1日に開催を予定しておりましたが、コロナ感染予防ということで中止になることに伴いまして、補助金を落とすというものでございます。

次に、4目観光費、4、観光協会補助事業でございますが、観光協会補助金でございます。先ほど基金の繰入金のところでご説明を申し上げましたが、観光施設改修事業補助金といたしまして160万9,000円を計上させていただくものでございます。内容でございますが、嵐山溪谷パーベキュー場のトイレ修繕に要する経費ということでございまして、新しい生活様式に順応するための改修に要する経費ということで計上させていただいたものでございます。

次に、28ページ、29ページをお願い申し上げます。8款1項3目道路新設改良費中、4、生活道路整備事業でございますが、地域生活道路を整備するための経費といたしまして、川島70号線の整備に要する経費を計上させていただいております。国が2分の1でございまして、起債を入れさせていただいております。

次に、32ページ、33ページをお願い申し上げます。中段でございます。10款4項1目幼稚園管理費、2、嵐山幼稚園管理事業でございます、消耗品費、備品購入費、それぞれ国の10分の10をいただき、新型コロナウイルス感染防止対策を行うという経費でございます。備品購入費につきましては、コロナウイルス対策ということで44万

円、空気清浄機の購入費用ということで計上させていただいておりますが、当初予算で計上させていただいておりました折り畳みプールの経費につきましては、コロナの関係でプールについては行わないというようなことでございますので、そちらについて減額をし、今回の補助を受けて44万円分を計上させていただいているということでございまして、マイナスの3万8,000円というような表記になっているものでございます。

次に、34ページ、35ページをお願い申し上げます。中段でございます。10款6項1目保健体育総務費中、6、オリンピック聖火リレー事業でございます。ご案内のとおり、今年度のオリンピックは延期となりましたので、聖火リレーに要する経費につきましては全額を減額させていただいているというものでございます。

また、3目学校給食費中、2、学校給食運営管理事業でございますが、18節で110万3,000円を計上させていただいてございます。学校臨時休業給食運営事業費補助金でございまして、食材のキャンセル分に対しまして補助金を支給するというものでございます。こちらにつきましては、国が4分の3ということで財源のほうは計上させていただいているものでございます。

最後に、13款の予備費でございます。財源調整のために13万9,000円を減額させていただいてございます。

次ページ以降、給与費明細書等々につきましてはご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第30号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっと幾つか、どういうふうにつながっているのか分からないということがありますので、まず伺います。

12、13ページなのですがすけれども、県の支出金で子ども・子育て支援事業費115万6,000円が、学童保育における特別支援に対して交付されるもので、補助率3分の1となっています。それで、これが22、23ページに行きますと、これがよく分からないと思う、学童保育室事業になっていて、それで指定管理委託料で346万8,000円になっていて、ここに国庫支出金と県支出金があって、一般財源となっているのですがすけれども、説明としては、学童保育室における新型コロナウイルス感染予防対策事業に関

する経費となっていて、これは消耗品は分かるのですけれども、これがどうもよく分からない。これが新規事業としての学童保育指定管理委託料という形になるのであれば、その場所、そしてその指導員というのですか、どこに委託するのか伺いたいと思います。

まださらに分からないのは、家でも学校でもない第三の居場所事業ですけれども、これ運営支援業務委託料というものですけれども、これ運営支援業務委託をどこに委託するのか、伺いたいと思います。

さらに、工事請負費として84万7,000円、備品購入費が15万2,000円、賃借料が35万2,000円となっているわけで、これ家でも学校でもない第三の居場所事業が、どこかにまた別の場所を借りるという形になっているのかというふうに思うのですけれども、どういうことなのか、ちょっと全然この説明では全く意味が分かりません。これが1つ目です。これ全体的な問題として、歳入と歳出と一緒にして伺いました。

次に、18、19ページの公共施設個別施設計画策定委託料が407万2,000円になっていますが、これはもう既に委託してというか、また委託してということになってくと思うのですが、これ今からやって、少し時間を置いてやったほうがいいのかなと思うのですけれども、今の状況って、これからITってどんどん変わっていくわけだから、今公共施設個別計画委託料というのは、単純に施設の老朽化ということだけでなく、別のこともあると思うので、今やらないほうがいいのではないかなというふうに考えているのですが、それについて伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、13ページ、23ページについてお答えをいたします。

まず、13ページで学童保育室における特別開所支援に対する111万5,600円ですか、それが23ページのほうで、その指定管理料のということでございますが、学童保育室の運営につきましては指定管理者で行っておりまして、4月、5月につきましては学校休業になりました。その関係で、朝から学童保育室を開くということになりまして、その経費が通常の学校開校時よりも費用が発生しているということでして、その費用については、この国、県のほうでコロナ対策の費用として子ども・子育て支援補助金

のほうで見ていただけるということで、この補正を上げております。

次の家でも学校でも第三の居場所事業の625万2,000円の歳入の補正と、23ページのほうの歳出の補正でございますけれども、こちらにつきましては、B & Gの助成金の限度額が2,000万ということでございまして、当初予算では1,300、2,000万までいかない額で協議をB & Gのほうとしていたのですけれども、2,000万までその助成金が可能であるということで、再度協議をさせていただきまして、今回の補正とさせていただきます。

内容といたしましては、まず運営支援業務委託ということでございますけれども、今支援員が実は3名おります。昨年度1年間運営をしてきまして、やはりいろいろな子どもさんたちの状況等を見ていく上で、専門的なスキルが必要だということもございまして、人材の確保に当たっていたのですけれども、なかなか見つからないということもありまして、そういった専門的な業務ができるような法人もしくはNPOといったところがあれば、そういうところに指導、運営の支援をしていただくというような委託をしたいということで、この費用を上げさせていただいています。

次に、賃借料でございますけれども、賃借料につきましては、実は生徒、児童を、今小学校4校、3校ですか、小学校3校を対象にしております、七郷方面ですとか志賀小学校ですか、ちょっと距離があるところにつきましては保護者が送迎できない場合に、今町の軽自動車を使って、公用車を使って送迎をしているのですけれども、それにつきまして、軽自動車ですと乗る人数が限られておりますので、普通車でちょっと人数の多い車両に替えたい、リース契約をして替えていきたいということで、賃借料をのせさせていただきました。

また、工事請負費の補正ですけれども、こちらにつきましては今プレールームがあるのですけれども、プレールームの中に子ども用、児童用のロッカーが何もない状態でございまして、その児童用のロッカーを作りつけでちょっと大きなものを作製するということで、工事請負費を上げさせてもらっております。

また、備品購入費でございますけれども、こちらにつきましてはプレールームの下の、長尺のビニールのシートがあるのですけれども、そちらのところに、今増進センターの2階に子育て広場がありますけれども、それで使っているマット、ちょっと柔らかい抗菌のマットを敷かせていただくということで、備品の計上をさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 18ページ、19ページの公共施設個別施設計画策定業務委託料につきましてお答えを申し上げます。

今回の407万2,000円の補正額につきましては、先ほど細部説明もございましたが、令和元年度の12月に債務負担行為を取っております。こちらもご議決をいただきおりました、それに基づきまして昨年、令和元年度の補正予算において528万円の前払い金分ということで計上をさせていただきました。この前払い金が不要ということになりましたので、業務終了後、一括払いということで令和2年度の予算に前払い金の分も含めて計上をさせていただいたということでございます。

2点目の、この委託、公共施設個別施設計画を今やらなくてもいいのではないかとということでご質問をいただきました。この計画につきましては、平成26年4月、総務大臣から通知がございました。令和2年度までに個別施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定するようにということで通知を受けておりました、こういったことを受けまして、今回策定委託するものでございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。ちょっとうまく理解できていないのですけれども、学童保育室に関しましては、新規に事業、新しい学童保育室をつくるという形で歳入のほう出ていると思うのです。12、13、ちょっと待ってください。115万6,000円、県支出金で学童保育室における特別開所支援に対して交付されるものとなっています。それが今度、長期休暇だから、私が今の説明で感じたのは、コロナ対策があって、広い面積が必要であるために学校などを借りるということですか。それで、そのためにこれを、学童保育対策のために22、23ページ、指定管理委託料として新たに出てきて、県支出金、国庫支出金と一般財源でこれをやるという形になってくるのかなというふうな感じで、新規対象事業というのは、新しい施設をつくるのと夏休みとはどう関係してくるのかよく分からないのですけれども、これについて文教厚生委員会での審査委託の結果、親御さんと話し合って適当な、適正なものをやっていくという形でなっているわけなののですけれども、どうもいま一つ説明が、私がかううまく理解できないと思っておりますので、再度伺います。

それと、家でも学校でもない第三の居場所事業は、新たに法人かNPOに、専門的知識を持っているところに委託する料金が委託料として500万円ということで、そしてそれは賃借料に関しては車の代金で、備品購入費に関しては下にマットを敷くという形で、工事請負費は棚、ちょっとプレールームの内容をもっと拡大するというか、棚を含んでいる、そういうふうな形のものであるということなのですが、この新しいNPO法人、専門的知識を持ったNPO法人に任せるということは、その中で今までのプラスアルファで3名分の指導員とこれで、どういうふうな形になっていくか分からないけれども、今の指導員の中では専門性が欠けていたので、運営支援事業費委託料を出すということ、新たに法人かNPOに委託するということで考えていいのですか、ということで伺います。

それともう一つ、公共施設個別施設計画策定に関してはあれですか、今の話を聞いていると、既に事業が終わったのでお金を支払うという形になってくるのかなというふうに聞いていたのですけれども、そうではなくて、でももう終わってしまったからというふうに、令和2年度までにやらなくてはいけなくて、実際にはもうこの公共施設個別施設計画策定は終わったから委託料として全額払うという形で、その分を出すということよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 すみません、私の説明が不十分で理解ができなかったみたいで申し訳ございません。

学童保育施設については、この特別開所というのはコロナ対策のために、今ある保育施設を特別に開室しなければいけないという意味で特別開所ということでございまして、新たにつくるということではございません。なので、4月、5月が学校が休業していましたので、2か月間が特別に学童保育室を開けたわけですが、長期休みとは別に。なので、その部分として特別に開所したということで、その費用はこの子ども・子育て支援事業の補助金で、国、県が対応していただけるということでこの経費を上げさせていただいているということでございまして、その分につきましては指定管理者であります指定管理料のほうに、その開所にかかった費用については支出しているということでございます。ですので、新しく開室ということではなくて、コロナのために開室をしたと、その部分についての補助金と支出になってございます。

また、B & Gの第三の居場所のほうでございますけれども、今指導員が3人と言いましたが、なかなかそのスキルがないというわけではなくて、物理的に人が足りない。子どもさんは今12人、全部で来ています。ですので、1対1だったり2対1だったりとなりますと、やっぱり若干人数が足りないところがございます。また、その全員が、3人ともが全て同じスキルがあるというわけではございませんので、また今お母さん方、保護者の方の相談の業務もやっております。そういった意味では、そういった業務が増えてきまして、専門的な知識を持っている方がなかなか雇えないということもありまして、そういった専門的な知識を持っている方のいるそういった組織に委託をして、一応今考えているのは2名程度をお願いして、開所しているときに今いる支援員と一緒に入っていただいて、支援をしていただくというようなイメージで考えております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 当該業務につきましては、工期が令和2年3月18日から令和3年3月26日までとなっております。

こちら、今回補正計上させていただいたものにつきましては、あくまでも令和元年度中にお支払いする予定でありました前払い金が不要ということになりましたので、その分を今回補正計上させていただいているということでございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、学童保育の部分なのですが、文教厚生委員会に提言がありました高学年の子どもたちの長期休みの増というか、長期休みはもう一切全てファミリーサポート事業のようなものに任せていて、学童保育とは関係なく、町とは関係なくやっていくのだということなのです。ふれあい交流センターなどでというふうな形もあったので、それもあるのかなと思ったり、学校を使うからこういうふうになってくるのかと思ったりしたのですが、今の話ではその部分は全くなくて、今の学童保育の中で、多分学童保育も長期休みの中で新人の学校の先生とか、そういうふうな方を雇用、お願いしていた部分もあって、それもあるのかなと思うのと、夏休みには新たにそういった形でコロナ対策で使うということなのですか。どうもごめんなさい、理解力が非常に劣っていますので、丁寧に説明していただかないとさっぱり分からないのです。本当に分からないのです、今の説明だと。第三の居場所事業に関し

ては、今ある程度子どもさんの人数が、思っているよりも多くなったので、今の支援員だけではなくて、ほかのもう少し支援員が欲しいから、その支援員に関してはNPO法人みたいなのところに来て、そしてお母さんたちも一緒に入っていきような指導体制にしたいというふうなことでいいのでしょうか。よく分からないなと思って聞いているのですけれども。

あと、公共施設個別施設計画については、今まで終わった分は今回払うけれども、次の分はまた別ですよというふうな意味ですか、令和2年11月から令和3年の後半までは。そういうふうな形でよろしいのでしょうか。こんなに公共施設個別施設計画の額で1,000万近いお金になってということですか、この委託料は。それで、そのほかにまた別の費用として、令和2年の後半から令和3年にかけて支出するという予定になっているということと考えていいのですか。これさっぱり分かりませんけれども。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号の川口議員からの質疑に対しまして、萩原長寿生きがい課長より発言を求められておりますので、この際それを許可いたします。

それでは、萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 川口議員さんの質問に対して答弁漏れがありましたので、回答いたします。

議案第28号の中で、身体的拘束等を適正化するための対策を検討する委員会の構成についてでございます。まず、施設長、事務長、医師、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、介護職員でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続きまして、渋谷議員の3回目の質疑に対します答弁からです。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 学童保育室の予算についてお答えをいたします。

今回の予算につきましては、あくまでコロナウイルスの対策予算でございまして、

議会の陳情にございました高学年に対する学童保育室の予算ということではございません。陳情の報告書の提出をいたしましたけれども、まだ細部までは保護者の方と話し合いができておりませんで、予算化するところまでは至っておりません。そういった意味で、今回の予算につきましては、あくまでコロナウイルスによって開所した部分に対する費用の補正予算ということでございます。

また、第三の居場所の支援員、もしくはその専門的な組織ということでございますけれども、今実際その支援員さんが3人いらっしゃいまして、12名というお話をしましたけれども、お子さんについてはコミュニケーション教室だったり生活支援教室、教室形式で1対1もしくは1対2の手厚い対応をしています。ですので、見る人数は限られてしまいますので、そのご相談はいただくのですけれども、そういった関係でなかなか対応できないということもございまして、できたらそういった専門の知識を持っている方を、人数を増やしたいということで、そういった専門の機関にお願いできればということで今回は計上させていただきました。

以上です。

○森 一人議長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 当該計画の策定業務につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、令和2年の3月に契約をしております、契約金額が1,639万1,650円です。

こちらの今回の補正予算のほうを御覧いただきますと、補正前の額が1,232万円、補正額が407万2,000円、計が1,639万2,000円ということで、こちらの額を契約の相手方には業務完了後お支払いするというところでございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 17ページの庁舎管理事業なのですが、廃棄物収集運搬だと、改定されたわけなのですか。当初予算で当然見るわけですよ、1年間の分を。でも、それではもう足りないということで業者から言われたので、これ改定したわけなのでしょうか。ちょっと説明がなかったので、伺いたいと思います。

それから、23ページの学童の件ですけれども、人件費だと、朝から開所したので。なるほど、そういうお金だったのかということで、分かりました。

指定管理の関係は、午後からの分を契約しているということで、午前中の分をこの

人件費で払うということなのですか。ちなみに、ちょっと人数と、いつまでの分になるのか、伺いたいと思います。

それから、その下の家でも学校でもないということなのですが、専門的業務のできる人をということで、当てはあるのですか。ちょっとその辺伺いたいと思います。

それから、25ページの保育施設における新型コロナ対策の予防、これは具体的に何をするのでしょうか。

それで、家でも学校でもないの関係では、ニュースなどでは子ども食堂が新型コロナの関係でできなくて、なかなか食べることが困難だと、困難な子どもたちが出てきてしまったということで、特別な体制を取ってやっているという報道があるわけです。嵐山町の子どもたちも、当然そういう状況が考えられるのではないかなと思って聞いたところ、食べることはできているということだったのですけれども、どういうふうを確認をして食べられているのだというふうに見たのか。当然もしそこが不十分な確認であれば、その対応がまず第一ではないかなと思うのです。この軽を買うとかという問題よりも先になると思いますので、ちょっとその確認をどういうふうにしたのかを伺いたいと思います。

27ページのバーベキュー場のトイレ、12月議会でしたっけ、新年度でしたっけ、浄化槽を変更するというか、改善するという、改修するということでしたけれども、今回はトイレの改修のわけですか。どんな改修にするのかを伺いたいと思います。

それから、31ページの小中学校の新型コロナ感染予防対策に要する経費と、具体的に何をこれやるのでしょうか。幼稚園は説明あったわけですが、幼稚園はいいです、これで。説明ありましたので。

35ページの学校給食の件なのですが、食材をキャンセルした分で、当然それは業者に払う必要はあるなというふうに思うわけですが……何聞こうとしたのだったけ、書いてこなかったな。どんな業者に払うのかを、まずちょっと聞いておきます。

以上です。

○森 一人議長 合計8問になります。

では、順次答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは1点目、16ページ、17ページの庁舎管理事業廃棄物収集運搬業務委託料につきましてお答えをさせていただきます。

本来であれば通年、1年間分の予算を計上すべきところではございましたが、半年分のみの計上となっておりましたので、改めてもう半年分を計上させていただきまして32万3,000円を増額し、合計63万8,000円ということで予算のほうをお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 次に、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、まず学童保育室の委託料の費用の積算の件なのですが、こちらにつきましては指定管理者で年度契約ということで、年間の契約を一括しております。

今回の場合には、コロナウイルス対策ということで開室をした分についてということで積算をしております。この積算につきましては、国、県の積算の補助基準がございまして、その基準に当てはめて、今回はその費用を補正させていただいております。

内容といたしましては、その基準単価というのが1万1,000円、障害児を見ている場合にはプラス6,000円ということで1施設1万6,000円、それが6施設ございます。1日1万6,000円が6施設で、4月の8日から5月の31日までということで34日、その費用を今回は国の基準に照らし合わせて費用として計上させていただきました。

次に、25ページの保育所保育事業でございますが、こちらのコロナ対策で50万でございます。こちらにつきましても、国から来ますその対策費用の補助金の上限50万ということでございます。

内容につきましては、今回4園ということで、4か所の園に50万の中で様々な対応を自由にしていただいて、申請をしていただいてということで50万の枠を取らせていただいたということで、費用を計上していただいております。ですが、これは各園でマスクですとか消毒液、またその他コロナ対策に対する様々なものに使っていただくというような経費となると思っております。

それと、第三の居場所の食べられているかどうかはどう確認するのだというところなのですが、こちらにつきましては非常に難しいと思っております。家の中まで行って見ているわけにはいきませんから、そうなりますと虐待という、今もあれですが、虐待となりますと、やっぱり通報が一番、しかないのです。様々なところから今も通報がありますので、そういった意味では、まずはそういった通報を基にしてあるかないか、もしくは今ですと学校が休業の期間については、学校でそれぞれのご家庭に定期的に確認をしていただいていたので、そういったところで情報あればいた

だいてというところがございますので、特段どうやって確認をするかというところが非常に難しいことがあります。なので、そういった通報があるかないかとか、あと関係機関から情報を集めたりというような取組しかなかったということでございまして、嵐山町は特段そういった通報もなかったということで、今回食べられていないというお子さんはなかったという話になったと思います。

以上です。

○森 一人議長 前田課長、当てはありますか。

○前田宗利子育て支援課長 すみません。もう一つ、第三の居場所のその委託先の当てですけども、そういったことをやっている団体さんは何社かございますので、そういったところは、どこということはお話はできませんけれども、一応そういったところについてはありますので、そういったところを参考に考えております。

以上です。

○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、26、27ページの観光協会の補助金の関係につきましてお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、施設改修事業ということで、バーベキュー場のトイレになります。ご承知のとおり昨年の台風の影響によりまして、浄化槽のほうは国の補助金をいただきまして修理のほうは終わっておりますが、今回コロナが流行ってなかなかオープンできないような状況になりまして、オープンするに当たりまして、やはりコロナの感染対策というものを万全にしてオープンをさせるという趣旨から、トイレの本体、そちらの便器、そういったもののウォシュレット化をする、また男子のトイレの小便器の自動水栓、感知式で自動に水が流れる、プッシュして指で触ったりとかしないような、そういう形のもの、あとは手洗い、トイレ内の手洗いの水栓も自動水栓という形で、蛇口を使わずに手洗いもできる、そういう感染防止のために、そういった改修事業を予定しております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 まず、31ページの小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費の22万円でございますが、こちら国庫補助2分の1補助でございますけれども、歳入のところ、13ページにもございましたが、学校保健特別

対策事業費補助金という名称でございまして、この補助金の括弧として感染症対策のためのマスク等購入支援事業という事業でございまして、ですので、嵐山町の小中5校において、マスク、消毒液、また体温計ですとか手袋、そういった消耗品等を5校で買うものに充てるものでございます。

続きまして、35ページ、学校臨時休業給食運営事業費補助金、こちら国の4分の3の補助でございすけれども、3月に臨時休校に伴って、発注をしたけれども、その時点でストップできたもの、できなかったものについての業者にお支払いするものでございます。

業者といたしましては、大きくは一つが埼玉県学校給食会、こちらがパン、米飯、麺、牛乳、こういったものにございます。その他、あと食品加工会社が2社ございまして、合計3社でこちらの金額というふうになっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 1点だけお聞きをいたします。

27ページです。皆さんが楽しみにしている嵐山まつりが中止といたしますか、中止により予算が減額、ゼロになってしまいました。同じ時期にやっているスリーデーマーチも中止だというような話でございまして、当然そういうことになるのかなというふうに思っていたのですが、嵐山町の場合に、東松山あたりではいろんなお祭りがありますが、嵐山のお祭りと言ったら夏祭りと、この紅葉まつりって観光協会でもやっていますが、この嵐山まつり、2つなのです。場所的にまだやっているところが、あそこが使用不可になるだとか、そういうふうな要素があればまた別なのですけども、どういうふうな理由の中から、ただコロナの感染の防止のためにやめたほうがいいだろうというふうなことなのか、それとも実行委員会の中から、今年はそういうものについては実施はできない、協力はできないという、そういう要請があったのかどうか、ちょっとそこら辺のいきさつを教えてくださいたいというふうに思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、嵐山まつりの中止の関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

嵐山まつりにつきましては、嵐山まつりの実行委員会の会長さんと相談のほうをさせていただきまして、今のこのコロナの状況、そういったものを考えると、専門家の話、そういったものも報道関係でよく出てきておりますけれども、第2波、第3波、そういったものが予想されると。世界各国見ても、報道等を見ますと、なかなかやはり収まる気配もない。日本でも、国内でも、北海道が第2波みたいな形でちょっとはやり始めたり、そういったこともございまして、相談した結果、今年は中止にしたほうがいだろうという結論に至りまして、会長さんのほうから正式に、では中止でということを受けまして、予算のほうにも中止の形で予算のほうは減額させていただいたというような状況でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） まず1点目に、施設のほうから、今までやっていたヌエックさんのほうから会場の提供はできませんよという、そういうことを言われたわけではないですね。

まずそれが1点と、さくらまつりにおいても、相当前からやめたほうがいだろうというようなことで中止になりました。いろいろな含みを持って、そのときはさくらまつり等は、私も一部絡んでいますが、したほうがいだろうということですが、この後、今6月です。それで、7、8、9、10、11なのです。準備は必要だから、早めのことはしたほうがいだろうというふうなことなのでしょうけれども、もう少し待っていただいて、もうちょっと見極めたほうが、嵐山町の中でほかにはないのです。地域のコミュニティというか、地域の方が一斉に楽しむというようなものはないのです。中止するのは簡単ですが、もう少し考えていただいたほうがよかったのではないかなというふうに私思いますから、あえて質問させていただいているのです。決して中止にしたら駄目だとか、そういうことではないのですが、それだけのリスクというか、大きなものを失う可能性があるのも、もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、最初の施設のほうの、ヌエックさんのほうからの、何かそういった施設を貸し出せないかというご質問ですが、こちらはヌエックさんのほうからは、そういった話のほうはされておられません。あくまでも、その後の

質問と重複しますけれども、いろいろ検討した結果、決断するのも、いつ頃出そうかというのも、当然話をさせていただきながら相談のほうはさせていただいたのですけれども、やはりもう今6月で、そろそろ実行委員会等を開きながら、準備の段階というのも、ご承知のとおり入っていきます。準備が始まってそこそこたってから、やっぱりできそうもない、中止にするよりは、やはり早めに決断をしたほうがいいだろうというような見解から、ちょっと早いなというところは、当然会長さんも私も、そういう思いはありましたし、嵐山まつり中止にするのは本当に忍びない、そういう気持ちはあったのですが、この今のコロナの状況を考えると、早めに決断をしておいたほうがいいだろうというような結論に至った経緯で、結論のほう早めに出させていたような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私も忍び難いです。多分皆さんそうだったというふうに思うのですが、今までと同じ形でやるとかやらないかというのはまた別問題で、もうちょっと縮小するだとか、形を変えるだとか、何か方法をそのような中から、実行委員長のほうからとか、役所のほうから、スタッフのほうから、そんな意見は出なかったですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 一応この辺の決断をするに当たりまして、実行委員会という組織が主催でやっておりますので、それで、まず会長さんとお話をさせていただいたのですけれども、いろいろ部会が幾つかありまして、そういった中で、主に主となるような部会さんのほうにも、ちょっとどうなのだろうかというようなお話を聞いたときに、今年はやむを得ないだろうというようなお話もありましたので、そういった形で、やはり中止のほうが、では無難だろうという、最終的にはそういった結論を出させていただいたような状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第22、議案第34号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億302万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億3,482万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第34号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正第4号は、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において創設をされました地方創生臨時交付金事業につきまして、計上させていただくものでございます。

なお、嵐山町に割り当てられました臨時交付金の交付限度額は、総額で6,994万

6,000円でございます。感染拡大の防止策や住民生活の支援等の事業を計上してございます。

それでは、補正予算書の、まず8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正額1億302万1,000円の財源内訳について、9ページに記載をさせていただいてございます。全額、国、県支出金ということでございます。

それでは、10ページ、11ページをお願い申し上げます。地方創生臨時交付金として示されたものにつきましては、それぞれの該当する費目のほうに金額のほう計上させていただいております。

臨時交付金以外のものといたしまして、15款2項5目教育費国庫補助金に、公立学校情報機器整備費補助金3,307万5,000円を計上させていただいてございます。町内小中学校の情報機器を整備するための経費ということでございます。

それでは、12ページ、13ページをお願い申し上げます。まず、2款1項1目一般管理費、22、新型コロナウイルス対策物品購入事業でございますが、公共施設での対策に要する経費といたしまして、消耗品費50万円を計上するものでございます。内容は、マスク、消毒液等々の感染予防対策に要するものの購入費ということでございます。

同様に、3款2項3目の保育所保育事業につきましても、保育施設における消耗品費ということでマスク、消毒液等の購入費ということでございます。

6款1項3目農業振興費、2、農業者支援事業でございますが、今回のコロナの影響を受けた農業者の支援に要する経費ということで計上させていただくものでございまして、農業者フォローアップ補助金といたしまして30万円を計上させていただくものでございます。主には、観光型農業を行っている方に対して補助を行っていくというものでございます。

次に、7款1項2目商工振興費中、6、嵐山町小規模事業者等応援給付金事業でございます。小規模事業者等応援給付金といたしまして、1,160万円を計上させていただいてございます。コロナの影響で、経営上の影響を受けている町の小規模事業者等の支援ということでございます。ご案内のとおり、国では持続化給付金という制度を設けてございます。こちらについては、一定の要件を満たした方に対しての給付ということでございまして、そこまでの影響はないものの、町内の事業者で影響を受けていると、申請をすることができない方に対して支援をしていこうというものでございます。

9款1項4目防災費中、7、避難所感染防止対策事業でございますが、消耗品費で600万円を計上させていただいております。コロナの関係につきましては、そろそろ雨期に入ってくるわけでございますが、災害時の避難所についての対策に要する経費ということでございまして、マスク、消毒液、あるいはパーティション等々、必要な物資についての購入費ということで計上させていただきました。

最後に、14ページ、15ページでございます。10款1項2目事務局費中、20、G I G Aスクール構想事業でございまして、備品購入費で機械器具購入費8,453万5,000円を計上させていただいたものでございます。国において掲げておりますG I G Aスクール構想でございます。学校におけるI C T活用の環境整備を行うための経費といたしまして、1人1台の端末、こういったものを用意していくと。先ほど歳入のところで申し上げました国庫補助事業、そういったものも活用しながら、臨時交付金と組み合わせる事業を行っていくというものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 15ページのところのG I G Aスクールの構想についてお伺いいたします。

1人1台の端末ということで、8,453万5,000円が100%の金額で国のほうから入ってきたわけですが、こちらの内容をお伺いしたいと思います。

あわせて、G I G Aスクール構想、私一般質問させていただきましたけれども、急速な学校I C T化が進んでいく中で、学校の先生の取扱いの説明ができたりとか、使い慣れていないわけですから、国から今回第1次補正で、I C T関係企業O Bなど、I C T技術者の配置経費を支援というのが、国から2分の1来るということがあるのですけれども、併せてこれもお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、このG I G Aスクール構想の内容でございますけれども、1人1台のタブレットの端末を整備するというのが、まずこのG I G Aスクール構想の大本になります。国の補助なのですが、こちらがタブレットだけなのです、補助が出るのは。それだけ

なので、15ページのほうで8,453万5,000円という非常に大きな額なのですが、そのうち文科省のほうの補助、公立学校情報機器整備費補助金、こちらは3分の2の3,307万5,000円ということで、実際にタブレットを子どもたち、児童生徒に使ってもらう上での応用のパッケージ、学習ツールですとか、そういったものは全部単費で対応しなさいということでございました。非常に嵐山町、財政厳しい中で、1人1台の端末、ICT環境を整備するという中で、今回地方創生臨時交付金の中で、その単費に当たる部分、5,146万円を充てていただいて、合計8,453万5,000円というもので、この単年度で一気にまず端末を、児童生徒、小中学生全員、1,111台という台数になりますが、こちらを整備させていただくものになります。

それと、学校の先生方のICTの活用なのですが、今回国のほうでも当然、今畠山議員がおっしゃったように、先生たちの活用を図るためのということでありますが、嵐山町では、既にもう5年以上前からICT支援員を入れております。その中で、それも毎年毎年構築する中で、どういった授業ができるのか。昨年度からは、小学校にもWi-Fiと無線LANが整備された関係で、小学校のほうにもICT支援員さん行っていて、どういう授業の使い方ができるかというのをやっていたいています。

各学校ごとではなくて、今回臨時休業が3か月ありました。小中のICTに詳しい先生方が集まって、どうやったらどういった授業ができるか、この機器をこういうふうにやったらということで、臨時校長会もこれまで8回、9回、休校になってから行っているのですが、その中でも校長先生たちにも、こういった形で再開したときには授業ができるというのを、構築の仕組みを何度も何度も各学校を行き来して、子どもたちの学校再開のときにすぐ対応できるというような準備しておりますので、その辺も学校ごとのばらつきというよりも、嵐山町の中では小中併せてそれぞれ同じスキルで、こういったことができるという情報共有を持っておりますので、そういった形で活用を図っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 支援員のほうは、学校のほうに入っているということで安心しました。ですので、今回のこの活用はなしということでやるということですけども、昨日お話の中で、ズーム会議をやっているというお話がございました。あれズー

ム会議というのは、Wi-Fi環境があればどこでもできるわけなのですが、昨日10%の方が家庭にWi-Fi設備がないというお話がございました。しかしながら、せっかくズームというものを学校内で活用しているわけですから、やはり今後ズームでの、そういう授業を受けられる体制は、やはりつくっていったほうがいいと思うのですけれども、今回の内容は端末のみの金額、あとプラス単費でソフトを入れなくてはいけないということですから、それでいっぱいいっぱいかなと思うところがございますが、ぜひ第2次補正では考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答え申し上げます。

ズーム会議というのは、教師がやっている会議だけでして、今教室で使っているのは、教室で先生が授業をやっているのをズームを使って隣のクラスのモニターに映す。隣のクラスでは、またズームを使って、タブレットで撮ったのを先生がいるほうに映す。つまり、1つの場所にいて2つの教室を両方見られるようにしているもので、そこにズームを使っています。ですから、会議システムというか、こっちの像を相手に映して、相手の像をこちらでも見られるという形で、今学校ではズームを使いながら先生方が授業をやるようにしてあります。

今後、第2波、第3波が来たときには、その授業の形態でズームという形を使っていくことにもなるかなと思うのですけれども、そのときには、今回も先生方は自分でビデオに撮って、実験等やって、それをモニターでという形も取りましたので、やはりそういう活用が進んでいくのかなというふうに思いますけれども、会議自体を子どもたちが今ズームを使ってやっているということではありません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） すみません。オンライン授業ができるシステムをつくってもらいたいと思ひまして、ズーム会議と言ってしまったから、会議ではないのです、子どもは会議をするわけではないので。オンライン授業をするために、ズームとかミートといったかな、そういういろんなアプリがあるわけなので、そういうものを自宅で行える授業体制をつくるためには、やはりWi-Fiがないとできないわけですから、それが国のほうで1万円上限で出すというふうに言っているこのときに、やはりそろえておいたほうが、ルーターをそろえたほうがいいでしょうねということでお

話をしております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

一般質問のときでも答弁させていただいたのですが、やはり各家庭、まず1割弱の家庭でインターネット環境がないというお話をさせていただきましたが、さらに言えば、今畠山議員がおっしゃったようなオンラインの授業ができるような環境が、果たしてその残りの9割以上の家庭であるかという、そこもまず調査しないと、スマホはありますよというご家庭でも、ご両親がお仕事で家にいなければ当然使えないわけですし、また児童生徒だけの自宅でインターネット環境を使わせることへの危険性、問題、課題等もあることは答弁させていただきました。

当然そういうことも考えながら、また通信料も家庭の負担になるということで、そういったご理解を保護者の方にもいただいた上で、安全性を当然確保しながら、何ができるかということは検討していきたいと思っておりますし、第2波、第3波のときの双方向のオンラインを活用した学習、教育形態というのは、当然国のほうは想定して今回このGIGAスクール構想の前倒しという措置を国は取ったわけですが、その使い方、使われ方も含めて、拒否するわけではなくて、当然前向きに、できるだけそういった形はこれからの社会ですので、使っていかなければいけないと思うのですが、そういった問題もあるということを踏まえた上で、どうやればいいのか。今回のこの補正には、貸出用のルーター等が入っておりませんが、今後そういったものも想定した上で、今後の9月補正ですとか、2次補正ですとか、そういった中で当然教育委員会としては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎会議時間の延長

○森 一人議長 皆様に申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○森 一人議長 ほかに質疑がある方。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） お尋ねいたします。

13ページでございます。商工費でございますけれども、今回国からの臨時のいろいろといただいたお金が、財政の厳しい中で非常にめり張りをつけた予算の提案されているというふうに思っております。その中で、この小規模事業者の応援給付金なのですけれども、一応国の制度に漏れた人たちを対象にすることによって町のほうからも出ておりました。今日も税務関係の話でも2割減だったり、3割減だったり、いろいろな状況が生まれております。そんな中で、今具体的に、この1,960万が予算に計上されたわけですが、どのくらいの件数、そしてどのくらいの金額、そしていつ頃から始められるのか、その辺ができていたのでしたらお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、件数、これは該当する事業者数という形でお答えさせていただこうと思います。現在、すみません、少々お待ちいただけますでしょうか。

すみません。それでは、お答えさせていただきます。まず、事業者数でございますけれども、こちらのほうが大規模、小規模、中規模、そういった形で632業者ということで把握しております。そのうち小中が、大規模というのが法律上、町内は3社になっておりまして、629が中小という形のくくりになります。その中で、小規模というのが489業者で把握しております。これは、法律上手続きを踏んで、開業届ですとか、そういったものを手続きをちゃんと取っている会社の数になりますので、いわゆるフリーランス的な、そういう方で手続きを取っていない方については、この数字についてはちょっと把握できていませんので、入っておりません。一応そんな形の件数になっております。

金額につきましては、この応援給付金の金額という形のご質問かなと思うのですが、一応1社、上限で10万円を今考えております。これは、先ほどお話出ましたように、国のほうで助成しております持続化給付金、これは減少率は50%以上を対象ということで、個人100万、法人200万を限度として助成をしているわけですが、この持続化給付金に該当しない、そういった被用者さんを救おうということもありまして、50%に達していない20%以上50%未満減少した業者さんを対象に考えております。

交付要件につきましては、そのほか幾つか要点的に言いますと、町内に本社なり店舗、本店、そういったものを有するような法人や主たる事業者、そういった方を対象としたり、あとは申告、要は減少が前年同月に比べて、ちゃんとこれだけ減少しましたよという、その証拠となるものと言うとちょっと言い方悪いかもしれませんが、その辺が確認できる書類、そういったものがそろわないとちょっと対象にはならないよというような形にはしております。今こちらの給付金のほうは、要項のほうを最終調整しておりますので、細かいそういったものは、あしたじゅうに何とかこの要項のほうも整備して、先ほどいつ頃からというご質問もありましたけれども、できれば来週の月曜日から申請ができるような形で今考えているところです。ただ、明日ちょっと最終的に確認終わりましたら、そこからホームページ等でご案内をさせていただきますので、月曜日から更新してできるといっても、なかなか月曜日に申請できる人がいるかどうか分からないのですけれども、受付をする側としては、月曜日から受付ができるようにあしたじゅうに整備して、やりたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 嵐山の場合は、国の制度を使った人には使われないということになるわけですが、その辺はやっぱり大事なことだと思うのです。この50%未満の人たちって、結構意外といまして、これで1社上限10万としますと、大体100社程度の予算になってくると思うのです。100社から110社ぐらいですか、1,960万ですから。そうしますと当然、先日のこちらの答弁だと、なかなかフリーランスの方で把握ができない人も結構いると。ですけれども、実際にその人たちが50%だとかということに至らずに、それ以内だったということになると該当するのではないかと思うのですけれども、その代わりこの1,960万という予算の中で、どうなのでしょう、10万、7万、5万とかというのをランクづけしていくような形でやるのか、それともある程度そういった出された要件人には、上限10万で1回でぱっといく形になるのか、その辺はまだはっきりしていないところははっきりしていないで結構です。それで、ある程度100社、110社となったときに、恐らく申請する期限も限るのかどうか分かりませんが、オーバーしてくるというケースも考えられるのです。そのときの状況というのは、そうなったときにはどのように予備費を使っていくのかとか、その辺のところについてはどのようにお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まず、給付金のランクづけというなお話もありましたけれども、先ほど申しましたように1社10万円限度として、まず考えておりまして、前年の2月から7月、前年の2月、7月から今年の2月、7月、この間を対象に一応減少というのを見させていただいて、その各月の一番減少の大きかったところの月を一応基準としまして判断をさせていただくというふうに今考えております。これが20%以上50%未満であれば該当すると。仮に一番多いところ、たまたま50%を超えているような業者さんいましたら、既に持続化給付金の申請をしていれば、それはもうお断りするような形になりますし、まだしていないと、その持続化給付金もしていないといった場合には、持続化給付金のほうをぜひ申請してくださいと、これはもう限度額は100万円ですから、個人でも。法人だと200万円ありますので、町の給付金よりは当然有利な制度になっておりますので、そういったものを紹介していこうという形で考えております。

また、申請期限、これにつきましては、先ほど言った7月までを一応対象月と考えておりますので、7月の分が出て、その結果を見て申請するに当たりまして、やはり2週間程度必要かなというところで、申請期限は8月の中旬を今予定して考えております。

また、金額のほう業者数に応じてオーバーしてくる、そういった可能性もあるのではないかとということで、これが一律10万円となると、単純に130社とか来ると1,300万ですからオーバーしてしまうのですが、限度額は10万円ということで、前年と比べて例えば5万円減少だったら5万円、これを1,000円単位で支払おうかなというふうに考えておりますが、個人店舗によっては毎月の売上げというのですか、その辺がそんなに大きくないようなお店もあると思われますので、全て10万円というわけではなく、差額分を限度としてお支払いするという形を考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、その申請方法については、いわゆるウェブの受付、それから面接、どのような形になるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まず、ホームページのほうからは当然申請書はダウンロードできるような形を取ります。また、申請書の用紙につきましては、町企業整備課、また商工会さんのほうにもご協力をいただいて、そういったところ、場合によってはなびの2階だとか、そういうところにも置ければ置いてもいいかなというふうには思っております。

面接というか、その申請を出していただくに当たりましては、受付のほうも一応窓口的には企業支援課と商工会さんのほうにご協力をいただいて、そこで添付書類等も交付要件つけておりますので、そういったものを確認しながら、確認ができれば給付していくという形を取りたいというふうに考えております。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今畠山議員も質問したのですが、GIGAスクール中心にちょっと質問させていただきます。

これは一般質問の中でも触れたのですが、今回の臨時交付金、コロナに対して幅広い影響が出ていると、そのためのセーフティーネット、それを発動するための資金だということが国の趣旨でもあるわけなのですけれども、ただ、この嵐山町においては、その中の5,000万近くをGIGAスクールで使っていくと。この辺については、先ほどの企業支援も話の中で、これだけの会社数ありますので、1社当たりになりますと、企業さんが求めているものに対してはかなり少ないということも、こういう形で数字の上でははっきりとしてくるわけなのです。それをあえて今回のGIGAスクールに投入していくと、このような判断はどういう形であったのかということをお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の国の助成について、嵐山町の考え方というか、そんなようなものをちょっと話をさせていただきたいと思います。

今ご審議いただいていますように、各課から大変いろんな要望が出されました。そしてその中で、各課の中で現状のこの仕事をしていく中で、こういうものが必要だというものが出てきたわけなのですが、それが国が進めている今回のコロナになった、

特別の補助制度にどこまで合っているかというようなことも検討していったわけですが、そういう中で、今回のコロナの中で、昨日もお話ありましたけれども、生命、財産という話がありました。やっぱり一番最初のときには、もう生命をどうにかしなければということであったわけですが、そのうちに財産、経済対策をどうするというような話、そういう中で休みが長期化してきた中で、教育の遅れというものが大きく国民の中に位置を占めてきたように思うのです。そういう中で文科省のほうでも進めておりますし、コロナを契機として情報化というのが、もう嫌でも飛躍的に進んでいってしまうと思うのです。そういうものに、いかにこのところで財政脆弱な嵐山町が対応できるかというのを、ここの助成金を活用して取り組もうと、米百俵の精神でいこうということで庁内で決断をして、この方向を取ったということでございます。ですので、日本一の教育のまちというものでみんな進んでいるわけですが、そういう中にあって嵐山町も情報化の遅れがないように、このところでも取り組んでいこうと。その代わり、そこのところに使う分だけは、ほかのところが減ってしまう大変厳しい状況下にあるわけですが、今後の対応をどう取っていくか。それと、これも議会の中でご報告をさせていただいておりますけれども、今回の経済対策に対する特別の案内の場所をしっかりと確保して、そこのところで国の制度、あるいはいろんな制度に届かないというような方、困っているというようなところが何か救うところがないだろうかということで、この対策室をつくるわけですが、そういうものも含めて、嵐山町の実力を現状で痛切に感じながら、経済対策を含めてやっていきたい。その中で、決断をして教育に投資をしたと、皆様方のご理解をいただければ大変ありがたいというふうに思っていますけれども、今のところ皆様のご協力をいただいているようですので、大変ありがたく思っているところでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、町長の決断ということを理解いたしました。ただ、このGIGAスクールそのものは、その機器が、タブレットが1人1台あれば、もうそれでGIGAスクールかということでは実はないわけです。やっぱり本来的なGIGAスクールの理想に向けて、いろんな形でやっぱりステップアップをしていかないと。国も、たしか3か年計画でやろうということだったと思うのですが、コロナ対策と言っているわけなのですが、1つはコロナ対策、それは3密を防ぐ、要するに近距離でないということ。それは、確かにそういうタブレットとか、

遠方での距離が離れても同じ授業を受けられると、これは非常にメリットがあるわけなのですが、では具体的にそのタブレットが1人1台机にあって、要するにタブレットはタブレットであると。その状況では、感染防止としてはちょっと矛盾するわけなのです。そうすると、今やっぺらっしやる20人学級を、要するに2クラスでやっていると。これは、やっぱり小規模の、要するに基本的には小規模で、やはり一人一人を取り残さないとすれば、タブレットを持っていたにしても子ども一人一人の習得度、要するにみんな違うわけです。それをやっぱりフォローアップしていく。そうなりますと、今支援員の方がついているということはありますけれども、教員の方々に対する負担が非常に高くなると。ですから、そのコンテンツ作成も含めて、またそれをどうやっていくのかというのをやはりきっちりと、スケジューリングだけではなくて、どこに本来的な嵐山町のGIGAスクールを持っていくのかと、その辺の理想像も含めて、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

学校というのは、教員が子どもたちに教えるのですけれども、必ずしも教員が子どもたちより技能とか知識の上で勝っている必要はないと思っているのです。今タブレット等を使っていくと、子どもたちのほうが恐らく教員をどんどん、どんどん超えていくかなと思います。そういう子どもたちが、今度クラスの中で活躍できるような形になっていくと、どんどん、どんどん影響広がっていくのかなと思います。

今は、支援員の方にご協力をいただきながら先生の力量を高めていきますけれども、その中で、今度子どもたちがどんどん、どんどん力量を高めていって、クラスの子どもたちにいろんな影響を与えてくれるだろうと思いますし、20人学級というのがありますけれども、恐らく7月ぐらいから元に戻せれば戻したいなという部分もあります。その中で、個人個人が授業の中で、近隣ですと大妻嵐山はもう中学校入学からタブレットを一人一人持って授業をやっていますし、その中で美術の授業等では、自分たちでいろいろ検索しながら進めています。個に応じた教育を進める上でも、GIGAスクールというのは非常に意味があるかなと。また、今回のように臨時休業が長くなった場合には、学校と子どもとの間、担任と子どもとの間のいろんな通信、あるいは今回は全ての家庭にポストインしましたがけれども、タブレットを使っていろいろ通信で

きる。公立に比べて、私立のほうが進んでいる現状もありますけれども、それに恐らく今回のGIGAスクールで、全国の公立高校もだんだん、だんだん近づいていけるかなというふうに思います。

タブレットは、あくまでも教育のための方法の一つ、手段の一つ、道具なので、完全にそれに頼っていかうという気持ちはありませんし、先生方もそういうふうに思っていると思います。

お答えになるかどうか分かりませんが、以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、教育長の持論でございますけれども、一人一人が自分の得意手を持つと、その日本一ということでお聞きもしているわけでございます。まさにそのGIGAスクールの構想の中で、一人一人の多様性をやっぱり大いに発揮していくと、それをこの嵐山町で、いわゆる日本一の教育という方向にぜひ持って行って、その方向、今回町長の英断ということで、この予算を5,000万含めて8,000万ということで投入するということでございますので、ぜひその方向で頑張ってそのまま進んでいていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 初めに、地方創生のこのお金が全部で6,994万6,000円だと、今度の予算は1億302万1,000円ということで、地方創生だけではないので今回は来ているという、そういうことですね。そういうことなのか、この仕組みをちょっと伺いたいと思います。

それから、13ページの農業者の関係は、具体的にどのような感染対策をするのかを伺いたいと思います。

それから、先ほどの小規模事業の関係ですけれども、持続化給付金と今度のこの小規模事業は、重複をしてもらえるという理解でよろしいわけなのでしょう。

それと、持続化給付金は、たしか新規の事業者にも対象になるというふうにニュースで言っていたと思うのですが、この小規模事業のほうは、昨年の2月から7月が対象だから、昨年の8月以降にお店を開いたとか、事業を始めたとかいうところは対象にはならないということなのでしょう。何かそこは考えているのかをちょ

っと伺いたいと思います。

それから、GIGAスクールの件なのですが、今回はこのお金でタブレットを全員に購入すると。学習ツールについては、今回は入っていないというふうに見ていいのですか。そうすると、学習にはすぐには使えないということなのですか、ちょっとその辺がよく分からなくて。子どもたちは、タブレットは持ち帰りはできるという考え方は持っているのですか。それから、通信料は誰がこれを払うのか、伺いたいと思います。

それと、私も誰が教えられるのだろうかと疑問に思っていたのですけれども、そうか、支援員がそういえばいたのだなと思って、何とかなるのかなと思うのですけれども、支援員というのは、今各学校にいるわけなのですか。人数と、学校の配置をちょっと伺いたいと思います。

それと、ちょっと別な角度なのですが、ここの入り口に今地図が貼ってありますけれども、電子黒板、あれは多分10年前に購入した電子黒板だと思うのです。私あのときに、どうせ使われないよと、使わないよということで反対したのですけれども、今最近のは使われているわけなのですか。ちょっと今度のこのタブレットが実際使われるようになるのかというのを、非常に決断はいいのですけれども、実際使われるのかどうかという見通しが、きちんと皆さん持っているのかどうか、伺いたいと思います。

子どもの危険性というのもちょっと話が出たわけですが、安全面というのを何か対策は考えているのか、ガードをするようにする、システムのしていくのかどうか。いろんな質問が出て、質問してしまったのですけれども、ちょっといろいろ思いついたもので、よろしくお願いします。

○森 一人議長 大きく5点になります。

順次答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは1点目につきましてお答えさせていただきたいと存じます。

今回の補正の歳入は2つございまして、1つは地方創生臨時交付金でございます。それともう一つが公立学校情報機器整備費補助金、これは地方創生の関係ではございませんで、こうした国の補助制度、こうしたものの予算計上をさせていただいている

と、この2点でございます。ただ、この公立学校情報機器整備費補助金につきましては、GIGAスクール構想事業に充ててございます。今回歳出で組んでございますGIGAスクール構想には、今申し上げた公立学校の補助金と地方創生臨時交付金、この2つを充当させていただき事業を実施すると、このような予算立てになってございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、13ページの農業者フォローアップ事業、コロナウイルス感染症対策の内容につきましてお答えさせていただきます。

藤野議員のほうの一般質問の中でも、ちょっと農業者のほうのコロナウイルスに対しての経営状況につきましてお答えをさせていただきました。幸いにして、嵐山町の農業者で著しく所得が落ちたというふうなことは見受けられなかったわけでございますけれども、1点、当初予算の説明でもさせていただきましたけれども、観光型農業ということで、集客をして経営をなさっていらっしゃる農業者、この方につきましては人を呼ぶことができませんでしたので、かなり経営につきまして圧迫をしている状況でございます。

国等の補助事業等もご説明はさせていただいている状況ではございますけれども、農業者につきましては、今回次期作の、具体的に申し上げますと観光いちご農園でございますけれども、そういったものの苗のほうは、既に次期作の手当てをしないと間に合わないという部分がございますので、今回のコロナウイルス対策のほうの補助事業をいただきながら、フォローアップ事業といたしまして上限30万円のほうを交付を予定させていただいているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、給付金の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず1つ目、持続化給付金と重複して申請ができるのかというようなご質問だったかと思っておりますけれども、先ほど青柳議員さんの質問にもお答えしましたとおり、国の持続化給付金につきましては、減少が50%以上というのが対象となっておりますので、今回町の給付金につきましては、20%以上50%未満ということで、国の持続化給付金

を申請した方につきましては、給付金のほうの受付はしません。基本的にはそういうことになります。ですから、基本的には重複しないということになろうかと思います。国の持続化給付金を、50%以上超えていて申請できるのにしていないという方が、もし50%以上の人がいたら、そちらのほうを紹介して国の持続化給付金のほうを利用するように勧めるというのでしょうか、そういった形を取る予定ではおります。

2つ目の新規の店舗等の対象の関係につきましては、一応基本的には昨年の2月から7月の間という、今年の2月から7月ということで、それ以降に、例えば店舗のほうを開店なり事業を始めたという方につきましては、一応開業1年未満で、なかなかこの2月から7月、比較ができない場合には、その起業してから数か月たっていれば、その数か月間で年間事業収入、そういった割合を計算しまして対応しようというふうに考えております。ただし、コロナが今年に入ってはやってきましたので、一応事業開始時期というのは、3月中にもう事業を開始していた、7月以降開店した店は除きますよという形の考えでおります。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 GIGAスクール全体についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、学習ツール等は、もともとのGIGAスクールの公立学校情報機器整備費補助金、これには入っていないということなのです。この公立学校情報機器整備費補助金は、全体の3分の2を補助すると、それはあくまでもタブレット本体で、人数の3分の2を補助するというものでございます。それに対して、やはり学習ツールですとか、そういった応用パッケージが必要になりますので、それは単費で持つというものを、今回コロナのこういった状況の中で、国のほうから地方創生の臨時交付金が出るので、それを充てなさいと、そうすれば10分の10になりますということで来ていますので、それで今回嵐山町でもそれを選択していただきました。

また、タブレットについては、基本的に一人一人、1人1台という形で、それは当然家庭にも持ち帰って活用していただくということを考えております。ただし、通信環境がある家庭、ない家庭があるということを今までも何度か答弁させていただきましたが、それぞれに応じた、その学習ツールが入っていれば、Wi-Fi、イン

ターネット環境がなくてもオフラインでも十分活用ができますので、そういった様々な活用を考えております。

通信料は、誰が支払いするかということなのですがけれども、家庭で当然お使いになれば、各家庭で通信料はかかるという形になります。ですので、あとのセキュリティー等の問題、川口議員もご質問がありましたけれども、それぞれのご家庭で契約なさっている通信のセキュリティーも含めて、それも多分家庭によって情報量も違いますし、どういうセキュリティーをかけているかというのも、恐らく各家庭で異なっていると思いますので、その辺も導入に際しては、いろいろ検討しなければいけないことだと思っております。

また、支援員の配置ということで、配置というのか、常時いるわけではなくて、月に大体各校2回から3回ぐらい来ていただいていますけれども、それも来てどうこうではなくて、その途中でもこんなことはどうなっているのだろう、次はどうということ、ヘルプデスクではないですがけれども、事前にいろんな課題を伝えておいて、来たときにこうする、ああするというようなこともやっております。

また、支援員だけではなくて、学校の先生方もいろいろ研修行っていると思います。ICTに関しても、筑波大学等にも研修に行き、最先端のICT教育等も研修の中で学んでいただいて、嵐山に帰ってきてほかの学校の先生方にもこういったことを学んできたということを伝えていただいたり、そういったことで小中学校併せていろんな情報共有ができているところでございます。

それと、電子黒板、確かに川口議員のおっしゃるとおり、もう10年以上前、買ったけれども、使っていないという状況があったと思います。ここもう5、6年ですか、嵐山町では有効に活用するために、電子黒板でなくて液晶の大型画面を使って、それにいろんなものを反映させるということで、今活用を図っております。

あと、昨年、小学校にもタブレットを入れさせていただきました。小中共に大体3クラスに1クラス分ぐらいの活用で今まで使ってきたわけなのですが、そうした中で、毎年毎年、先生たちも学習、そういったICT教育というものを学習していく。先ほど教育長も答弁ありましたけれども、子どもたちはもっと早く使えるのです、次から次に。そうした中で、もう毎年のように先生方から要望されるのは、台数が足りない、充電が間に合わない、それぐらい今嵐山町では活用が、小学校でも中学校でも図られております。この中で、今回のGIGAスクール構想で1人1台という形で、

より有効な活用ができるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を 5 時 35 分といたします。

休 憩 午後 5 時 2 3 分

再 開 午後 5 時 3 5 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、分かりました。今度は使ってもらえるような、購入したものが使ってもらえるような感じがします。大体子どもたちというのは好きだからね、こういうの。もう私なんかは駄目だけれども。

それで、子どもに使ってもらうのはいいのですけれども、いろんなところにアクセスして、莫大なお金が請求されるということも心配されますので、その辺の安全面のガードというのはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 ご心配のとおり、当然やはりネットいじめを含めいろんなことがありますし、多額の請求が来るとかということもあるので、一応購入に際しては、そういったものをブロックする、家庭でもお子さんに見せないようなセキュリティの契約をしているところもございますけれども、活用に関しては、当然学校でもインターネットでの検索ももう既に行える状態になっておりますけれども、そこではきちりガードをして、安全な活用ができる上で現在も、現在は3クラスに1クラスの活用ですけれども、現在でもそういう形をしておりますので、1人1台になっても、そういったガードをして安全に子どもたちに使ってもらえるように考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第23、議案第35号 令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を1,080万円減額し、総額を5億2,393万8,000円とし、事業費用を98万円2,000円減額し、総額を4億8,541万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第35号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染予防に伴う家庭や事業所の負担を軽減するため、6月検針分の4月、5月使用分の2か月間の水道基本料を減免するこ

とにより、減収となる給水収益及び支出減となります消費税及び地方消費税を補正するものでございます。

補正予算書に関する説明書の29ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第1号）によりご説明させていただきます。収益的収入及び支出のうち、最初に収入でございます。1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございますが、前年度同時期の実績の期別水道使用水量を加味し、直近の使用件数を当てはめ算定しました結果、1,080万円の減収が見込まれることから、減額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。1款事業費用、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税98万2,000円の減額につきましては、給水収益の減収に伴いまして減少する消費税及び地方消費税額につきまして、減額の補正をお願いするものでございます。

25ページにございますキャッシュ・フロー計算書、そして26ページから28ページにございます予定貸借対照表につきましては、恐れ入りますが、後ほどご高覧をお願いできればと存じます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 水道料金を減額、本当に助かると思います。

それで、例えば家庭の場合、50立方を使っている家庭だと、どのぐらいの減額になるのですか。企業の場合、100立方を使ったらどのぐらいの減額になるか、計算がもしできていたら伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

本議案の内容に関しましては、6月検針分の約2か月間でございますけれども、水道を使用した基本料金を減免させていただくという内容でございまして、50立方というお話でございまして、超過料金分でございます。その分に関しましては、大変申し訳ないのでございますが、減額、予算額としては、今年度の事業収益が赤字になってきます。そんな関係もございまして、今回2か月分の基本料金のみを減額させていただくという内容でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 月20立方を使った基本料金、今幾らだったかな。例えばそれが1,500円だったとした場合に、2,000円でいいや、2,000円だったとした場合に、どれぐらいの減額になるのですか。

それから、この減額すると水道会計からしたら、ただ減ってしまったというだけですよね。これ一般会計からの繰入れというのはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

基本料金、例えば一般家庭を例にとりてご説明をさせていただきますと、基本料金分としましての水量が1か月当たり13ミリ、20ミリですと5立方が1か月分基本料金になります。2か月分といたしますと、10立方分が基本料金相当分になります。したがって、一般家庭では10立方分、基本料金分を減免させていただくという内容になります。

〔何事か言う人あり〕

○山下隆志上下水道課長 基本料金に関しましては、1か月当たり13ミリ、20ミリでは550円、1か月当たり550円が基本単価になっております。2か月分で1,100円の額が減免という形になります。ただし、くどくて申し訳ないのですが、超過をした超過料金分のみは料金徴収をさせていただく予定でございます。

2点目の一般会計からの繰入れというお話でございました。今回これを上げるのに当たりまして、財政部局のほうとも調整をさせていただきましたけれども、臨時交付金等はいかがでしょうかというお話も出させていただいております。当然今ご承認いただいたような結果でございますので、できれば2次補正等でその分が負担をお願いできればということで、担当課のほうは申し上げているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 基本料金の件なのですが、最低の基本料金の分を、これゼロ円になるという、こういう理解でよろしいのですか。ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

6月の検針のときにメーターを確認させていただくわけですが、その数値が2か月前の検針と比較をしまして10立方以下であれば、基本料金分のみの賦課になりますので、したがって減額分に相当しますので、ゼロ円という形になります。それを超えますと、超過料金分という形に今の料金システムではなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号 令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○森 一人議長 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第5号 検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書の提出についての件、発議第6号 種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の制定を求める意見書の提出についての件及び発議第7号 新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第25、発議第5号 検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） それでは、ただいまの件について提案理由から申し上げさせていただきます。

検察庁法改正案は検察官の定年を63歳から65歳まで延長することと合わせ、「特例」を設け内閣が認めれば、さらに3年間延長できる法案であります。内閣が恣意的人事を可能にする「特例」は、検察の独立と三権分立が損なわれる重大な改悪であります。

また、黒川弘務東京高検検事長はマージャン賭博で辞職をいたしました。被告を起訴、不起訴にできる権限を持った高等検察の最高幹部である検事長が犯罪をしていたのだから、その処分は相当重いものにならなければならないはずが「訓告」で収められております。不可解な処分と言わざるを得ず、正当な処分を求めるため本意見書を提出するわけであります。

それでは、意見書の朗読を行いたいと思います。

検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書

検察庁法改正案は、検察官の定年を63歳から65歳まで延長することと合わせ、「特例」を設け内閣が認めればさらに3年間定年が延長できる法案である。この「特例」は昨年10月の段階では法案になかったもので、これが出てきたのは本年3月である。この間政府は、黒川弘務元東京高検検事長の定年延長を閣議決定で決めている。内閣の恣意的人事で黒川氏を定年延長させたことを合法化するために「特例」を急ぎょ法案に入れたことになる。内閣が恣意的人事を可能にすることは検察の独立と三権分立が損なわれることになり、法治国家を壊す重大な改悪だと言わざるを得ない。この改悪について「#検察庁法改正案に抗議します」というツイッター投稿が1,000万件超までなったと報道されているように国民の大きな反対の声によって、安倍晋三首相は今国会での成立を断念した。しかし次回以降の国会で「特例」を含めた法案成立を狙っていることを示唆している。

また黒川検事長はマージャン賭博で辞職した。被告を起訴、不起訴にできる権限を持つ高等検察の最高幹部である検事長が賭博という犯罪をしていたのだから、その処分にあたっては相当重いものにならないければならないはずが、「訓告」という軽い処分となった。

法務省は国家公務員法に基づく「懲戒」が相当と判断していたものの、首相官邸が懲戒にはしないと結論付け、法務省の内規に基づく「訓告」になったと報じられている（共同通信5月25日）。しかし安倍首相は、国会質疑で「検事総長が処分を行った。その報告が法相からなされ、私も了解した」と正反対の答弁をしている。安倍首相は、処分も「適正」と言い張り、今年1月に黒川元検事長氏の定年を延長した閣議決定も「撤回する必要はない」としている。検察私物化の狙いを捨てない首相の姿勢は重大である。

よって嵐山町議会は、民主主義の基本である三権分立と検察の独立をまもるため下記の点を強く求めるものである。

記

1. 内閣の恣意的人事が可能になる「特例」を法案から削除すること。
2. 黒川前検事長の処分は軽すぎるものであり、改めて調査し懲戒処分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森一人。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめというか、法務大臣、人事院であ

ります。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この意見書の5行目なのですけれども、「合法化するために「特例」を急ぎよ法案に入れた」というふうに書いてあるのですけれども、この法案が成立したとして、その施行日というのがいつのことかというのは分かっていますか。

それと、検察の私物化の狙いを捨てない首相の姿勢は重大だとあるのですけれども、この検察の私物化の狙いを捨てないという首相、この辺の根拠はどこに書かれていますか。

○森 一人議長 川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 施行日が、日にちはちょっと分からないのですけれども、施行の対象は2022年、ですから2年先だというふうには聞いています。そういうことでよろしいのですか。ただ、合法化、検察庁法では63歳で定年するというのに、検事総長は別ですけれども、なっていますので、黒川氏は検事長でしたから、63歳になった時点で定年退職の対象のはずなのです。ですから、法律を違反して、閣議決定で定年延長したわけなのですから、それは通常法律で認められておりませんので、それを合法化することが、今後の第2、第3の黒川氏に当たる人物になっていくということも含めて、合法化ということが一般的に言われているというふうに私は理解しております。

それから、検察の私物化の狙い、これは要は恣意的人事というのがそういうことに値するということなのです。あまり細かいこと言うとあれなのですけれども、今河井案里衆議院議員、参議院議員かな、に絡んだ関係で、今裁判が行われたわけです。昨日おとといでしたか、判決だったかな、すみません、ちょっとそこまではよく分からない。出ましたけれども、ほかに絡むこともあるわけです。それを報道では、回避するためのことをしているのではないかということが報道されております。そういうことで、「私物化の狙いを捨てない」という表現をちょっとここでは使ってしまったのですけれども、そういうことでご理解いただければと思うのですけれども。

○森 一人議長 ほかに。

○7番（畠山美幸議員） 議長、確認です。

○森 一人議長 確認。

○7 番（畠山美幸議員） うん。

○森 一人議長 何について確認ですか。

○7 番（畠山美幸議員） 意見書のときは、職員の方々が密になるから退席……

〔「いいということでした」と言う人あり〕

○7 番（畠山美幸議員） いいということになったの。

〔「いいということになりました」と言う人あり〕

○7 番（畠山美幸議員） そうなのですね。では、質問。

○森 一人議長 いいということではないのですけれども。

○7 番（畠山美幸議員） では、大丈夫なのですね。では、質問です。

○森 一人議長 速やかにお願いたします。

第7 番、畠山美幸議員。

○7 番（畠山美幸議員） 記の1 番の中に「内閣の恣意的人事が可能になる「特例」を法案から削除する」と書いてあるのだけれども、恣意的人事とはどういうことでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 何と言ったらいいのかな、検察は政府から離れたところにある機関であるわけなのです。そうであるから、今までは総理大臣の経験者も逮捕されたということがあったわけなのですけれども、それが人事を自分たちに都合のよいものにしてしまうと、その検察の手が伸びてこないということになるわけです。都合のよい人事によって、検察の捜査がされないという、そういうことが恣意的人事の意味になってくるというふうに私は理解しているのですけれども。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第7 番、畠山美幸議員、賛成ですか、反対ですか。

○7 番（畠山美幸議員） 反対します。

○森 一人議長 それでは、反対討論を第7 番、畠山美幸議員、どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） この法改正の内容は、急に出てきた話ではございません。2年近く前の平成30年8月、人事院の意見の申出で示された方針でした。黒川氏の定年が話題に上るはるか前からの議論でした。検事総長の任命権は内閣にあり、三権分立を結びつけるのは、ちょっと無理のある議論でございます。検察は行政機関です。司法でも立法でもなく、行政組織です。よって、検事長以上の任命を内閣がそれ以外の検察官を法務大臣が行うのは、もともと法律に定められたことです。

三権分立の趣旨は、司法、行政、立法がお互いに関与して、チェックアンドバランスを利かせるところにあります。行政機関たる検察の人事に対して内閣が人事を行うのに、大きな問題があるとは思えません。検察官は、一般の行政機関と異なります。それは、総理をも逮捕できるという唯一の公訴提起機関という点であって、その職務には公正さが求められます。

検察庁法第25条に、前文3条の場合、前3条の場合、定年や体調不良を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、または俸給を減額されることはないといえます。つまり、時の権力者を公訴した、あるいは公訴しようとしても、それを理由に首にされることは決していないのです。検察の公正とは、任命のところでなく、解任されないところで保つという仕組みになっています。

まず、ここで何が問題になったかということ、公務員の共済年金と厚生年金が一元化され、その途上にある、現在では支給開始年齢は64歳です。今回の法案が成立して施行され、検察官の定年も65歳となれば問題はありません。しかし、現在の検察官の定年は63歳です。つまり、64歳までの1年間、仕事もなく、年金もないという状況が発生することになります。しかも、一般の国家公務員では認められている勤務延長制度も適用されないことになっています。今回定年を65歳に合わせるのであれば、勤務延長制度もほかの国家公務員同様適用されることにしたらよいのではないか、法務省はそう考えました。

そこで、この65歳に定年延長する法案の提出を前提に、1月17日、法務省は内閣法制局や人事院と協議を始めます。その結果、検察官にも勤務延長制度を認めるよう解釈変更がなされ、1月31日に閣議決定されました。検察官に勤務延長制度が適用されるようになったとき、その最初の事例が黒川氏になってしまいました。政権に都合のよい黒川氏を検事総長に据える、こうした推測を生むに至ってしまったのです。

検事総長の任命は内閣でできますが、解任はできません。よって、現職の検事総長

である稲田氏が辞めない限り、あるいは定年に達しない限りは、黒川氏が検事総長になることはありません。黒川氏が検事総長の最有力候補であったとしても、なれるかどうかは現職の稲田氏の決意次第であったのでございます。

今回の意見書は、年金改正と黒川前検事長の懲戒処分は別の問題であるため、またマスコミの憶測や思い込みで文書を書いてあることから、この意見書に反対します。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員、反対討論をどうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 静粛をお願いします。

○9番（青柳賢治議員） まず、この国家公務員法81条の3による措置であります、黒川さんの閣議決定につきましては。そして、この法案の施行日を見る限り、成立したとしても、この2022年の4月1日であるということなのです。そして、今の検事総長の下で、安倍総理に対して捜査などは行われていないわけでありまして、そこにそのような恣意的な考え方が起こり得るわけがないのです。そして、この役職定年制でございすけれども、かなりの方が、これは日本のこれからの効率化を含めて、かなり有力な施策ではないかということで、ただ、その細かい運用だとか基準、これが示されていないのは事実でございす。そして、今日国民に理解や、その疑義があるという中で、今政府は法案を取り下げる、ないしは次回に出すというようなところまで、今世情は動いているわけでございす。そんな中で、反対も賛成もある今の意見書については、政府にこういったことを上げていくということについては、私一国民として政府を信用する人間としては、非常に心苦しく感じます。そして、この文書をお話しして終わらせていただきます。

5月の22日の衆議院の厚生労働委員会で、辞職しました黒川東京検事長の定年延長を可能とした、その政府の解釈変更をめぐり、ある検察のOBが絶対王政を確立したフランスのルイ14世に例えて、首相を批判したと野党議員に指摘されたわけでございす。ですけれども、安倍首相は、私は民主的な選挙を経て選ばれた国会議員の多数に選出され、ここに首相として立っているというふうに訴えております。そして、6月の8日、衆議院本委員会でこのようにおっしゃっております。法解釈の変更にしましては、検察権行使に圧力をかけるものではなく、検察官の性格を害さず、三権分立にも反しない。この正当性を述べた上、そもそも検察官は行政官であって、任命は内閣が行うものであり、法相が行うものであるということでございます。

そして、黒川さんのこの事件は非常に残念なことでございます。この今の状況の中で、このような意見書を上げていくこと、果たして賢明なことかどうか、私はここはまだ国会だけがやっております。しっかりと見届けていただきたい、嵐山町の議会の議員には申し上げたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第26、発議第6号 種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の制定を求める意見書の提出についての件を議題と致します。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の改正を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

種を制するものは世界を制すと言われています。また、種は公共の遺産とも言われています。私は、この2つの種に対する捉え方をどう実現していくかで各国の自給率を守るための政策が確立していくと考えています。

日本では、1978年と1991年にUPOV条約を締結して、作物を開発した人の権利を守っています。ただし第15条に、農家に関しては開発した種を使う権利があるという条項があります。また、日本は2004年に食料と農業の資源を守るITPGR条約を締結しています。これは、食料と農業の資源を守るという条約です。小さい農家の種を取り、使う権利を守るための条約です。日本は、種苗法で、種子の開発者の、いわゆる著作権というものですけれども、著作権権利と農業者の種取りと種を次の年に使う

権利保障で、農業者の権利と新しい農作物の開発者の権利は守られてきました。新しい種を開発したときは、開発者の権利を守り、事業者が普及したいと考えるときは事業者がその種を買い、農家に売る、農家はその種や苗で作物を作るが、その次の年は自由にその種を使って、また苗木を作って農業を行うということが、開発者の権利と農業者の権利を守るというバランスの取れた法律なのです。ところが、種苗法の改正というのは、登録した種を農家が購入して農業を営むことができるのですが、次の年にもその作物の種を使って、いわゆる種取りをして作物を作ったり、苗を作って農業をすると、懲役10年以下、罰金1,000万円以下にするという条項に改正するという法律の改正です。

今は、地元の農家の人も、登録していない品種を使うから関係ないと思う方も多いようです。しかし、実際は登録した種を使っていることのほうが多いらしいです。そして、しかも開発者が少し手を加えて登録すると、在来種に登録すると、もう登録品種として毎年毎年購入しなければ刑罰に処するという改正です。作物の花粉は風で運ばれるので、登録でない品種を作っていても、風で運ばれた花粉で登録品種に変わってしまう、そのような事態になり、アメリカやブラジルでは訴訟が起きています。

種を制するものは世界を制するという考え方で、グローバル企業による種の独占を進めるのではなく、種は公共のものとして大切にしていける方法が今必要です。そのために、本意見書を提出します。

裏面に行きます。

種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の制定を求める意見書

「種苗法改正案」は、種の開発者の権利等を守るため登録品種の自家採種を禁ずるという改正である。これは、登録品種の海外流出の防止が目的とされている。しかし、これまで原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」にすることで事実上一律禁止し、農家のタネ取り（自家増殖）の権利が制限されることになる。同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の農家にとっては新たに大きな負担が発生する。農業者の高齢化・後継者不足のなかで種苗法改定は離農する農家が増え、農家も地域農業を支えていた地域の種苗も激減することが予測される。

「改正案」は、育成者権者にとっては有利である一方、農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性がある。地域の中小の種苗会社が資金的に品種登

録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進むことが懸念される。自家増殖を原則禁止する種苗法改定は、さらに食料自給率を引き下げることにもなりかねない。地域農業や農家、消費者の権利を守るため、地域に合った持続可能な農業を守り、発展させる必要がある。以下を求める。

記

1. 地域農業や農家、消費者の権利を守るため自家増殖を原則禁止する種苗法改定をとりやめること
2. 地球規模の気候変動による食料不足が懸念されるなか、食料自給率を上げるために地域の農業を守り育てる法を制定すること

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） お聞きしますが、現在の農家の現状、昔は種取りを自分のところで当然しました、誰も販売しているわけではないですから。しましたけれども、今は自分の作った種より、やはり購入したもののほうが収益、収穫が上がるといのが現状なのです。だから、優れた種を購入するという方向を取ってしまったら、農業は衰退するというふうに私はまず思います。

そういう中から、自分で食べるものを、それは幾らでも栽培してもらっても構いませんけれども、ある程度収益を上げて販売するという方は、やっぱりある方が、いろんな方が栽培して、それでいい品種を作っていくという方向を消すことになってしまいうとうまくないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、別に種を買うなということではないのです。種を買わないでくださいとか、苗を買わないでくださいというふうな意見書ではないのです。

これは、登録した種を買わなくてはいけないということで、そして今の現状のこの種苗法の改正というのは、種を買わなくてはいけないですよという法律に改定してい

こうということです。でも、種を買わなくてもよくて、実際に種取りをしている人たちというのは、有機農業の方たちはみんな種取りをしているのです。そして、東大の鈴木宣弘さんという方が研究者でいらっしゃるのですけれども、その方がおっしゃるのには、種取りをしていないと言いながら、実際にそうやって言っているけれども、調べてみたらそうではない、種取りをしている人も結構多いということで、実際の、何というか農協の方と話すと、それから事実上の話とかなり乖離しているような感じを受けます。この種を買うということは全然いいと思うのです。だけれども、種を買って、毎年毎年買わなくてはいけないという現状が出てきたときに、それは非常に厳しい状況になって、今野菜の種は、かつて米や麦は昔から比べると4倍から5倍になっているのですけれども、野菜の種は17倍になっているのだそうです。それが、さらに開発者の購入価格、開発者が使ってもいいですよと言わなければ、種とか苗を使わざるを得ないわけですから、それがどんどん高騰していくので、そうすると厳しい状況に農業者がなっていくのではないかなということで、この種苗法の改正は、種を使ってもいいし、次の年に種をまた買ってもいいと、買うということが原則になっているのですけれども、次の年に自分の種から、作物から取った種を使ったら、刑罰懲役10年、罰金1,000万円というふうな改正をやめてほしいという種苗法の改正を取りやめるという意見書なのです。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） この意見書については、大方理解します。でも、農家の現状というのは、自分で種を作って、それで苗を作るという、そういう状況になっていないのです。やはりある程度の収益、作物が多くできるものを購入して、そういう開発する人がいるからこそ、その種が買えるのです。そういう方が、逆にそういう意欲がなくなったら、農業は逆に衰退してしまいます。だって、どこに行ったら種を、家庭菜園をやる、何をやるといっても、もう皆さん種を買っているのです。苗を買うのです。でも、そういう何か農家が駄目になってしまうような言い方というのは、私はちょっと納得できませんけれども、いかがなのでしょう。もう一度お聞きます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 種を買われる方がたくさんいらっしゃるの構わないし、でも現実的に種を買わないで、種取りをしている方もたくさんいるのです。それは、

たまたま長島さんが知っていらっしゃる農家の方が、そういうふうな形で種を買っている方が多いということだと思いますけれども、私の知っている農家は種を買わないで、種の交換をしています。種の交換をして新しい種を使って、そしてまた別のところで、これで有機の種を買う方もいらっしゃいます。1か所だけあるのです、そういう種を売ってる方が埼玉県に。ですから、自分で種を買うなというふうなことではなくて、種取りの禁止をしないでほしいという意見書なのです。

今の農家の方がどういうふうな形でやっているかというのは、人によって違うと思うのです。有機農業の方は種取りをしている、それでも一応皆さん生活してますから、生活していなくてもという状況です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） もう3回目ですから終わりなのだと思いますけれども、いわゆる有機でやる方は自分で作ってる方も確かにいます。それで、その種を作ったのを他人に分けることもします。ですけれども、ほんの一部の方です。そういう方を全般的に目で見たら、本当に農業をやる人が、ではどこで種を買ったらいいのと。自分で作る技量はないし、自分で作ったものだったら、そうそう収穫も上がらないし、やっぱり農業で生きていくということになれば、買った種しかないのです。苗でしかしようがないというふうに私は思いますけれども。

〔「どうしたらいいんだろう」と言う人あり〕

○8番（長島邦夫議員） でも、それが現状なので、渋谷さん、よく現状を見てもらいたいと思うけれども。

○森 一人議長 答弁を求めますか。

○8番（長島邦夫議員） 答弁お願いします。

○森 一人議長 渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 解釈が違うのですけれども、種を買うなと言っているわけではなくて、種取りをしたり苗を作ったりしたら、1,000万円の罰金刑になったり、懲役10年の刑をする種苗法の改正をやめてほしいと。別に種を買うなということを言っているわけではないし、現状も分かっているので、そういうふうに言われてもとても困るのですけれども、現状については、大体どこに行っても種は売っていますから、種は買っているということだと思います。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 種苗法の改正の中身はどんなことだか分かっていますか、ちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 種苗法の改正というのは、あそこの部分だけなのです。開発者のためにいろいろな言っていますけれども、改定する部分というのは、ごめんなさい、ちょっと持ってきて……すぐ出てこないのですけれども、改定する部分というのは第15条だったと思うのですけれども、買ってきた種を次の年に、何といひかな、種取りをして、その種を使ってはいけない。新しい苗を買ってきて、その苗を次の、例えばサツマイモなんかですと、そこから苗を作っていくわけなのですけれども、その苗を使ったら、それを使って次の年にやったら、それは1,000万円の罰金、あるいは10年の懲役に改定するという一文です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） その種苗法は、花にも当たるのですけれども、要するに主要穀物でも、野菜でも果物でも、そこの種を取っていけないのは約10%ぐらいしかないのです。花は7割あるのですけれども、その開発した人の権利が守られないで、海外に持ち出されてしまったりすると、それを防止していこうという改正であると思っっているのですけれども、この種苗法の改正を取りやめということになっていきますので、具体的にどのような作物がこれに当たるかということはお分かりですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今資料がいっぱいあるので、持ってきますけれども、登録品種と一般の在来品種とあるのですけれども、昨日も農政課長が言われたように、登録品種は10%だというふうに言われています。ですけれども、青森県でしたら登録品種は米は100%です。埼玉県でもそうなのです。

どのようなものがあるかというふうに言われると、これたくさんあるのです。農林省の出している例ですと、今の登録品種というのは、パレイショもありますし、サツマイモもありますし、それからネギもそうですし、ミカンもありますし、リンゴもブドウもイチゴもあります。それから、キュウリも大根もトマトもナスもありますし、

メロンもあります。

今、海外登録で開発者の権利が取られたというのは、具体的に言うとシャインマスカットだけなのです。それは、なぜそういうふうになったかという、その当時は中国、あれは中国なのですけれども、中国でシャインマスカットの登録をしていたら、そここの権利は守られていた。だけれども、農水省が何らかの理由で、中国でその登録することを忘れたから、今全体で韓国や中国にシャインマスカットが広がって、逆にこちらに輸入するような形になってきている。あと、山形県の桜桃がこれになっているらしいのですけれども、山形県はそれで、でも種苗法ではない形、種苗法でも刑事訴訟もできるし、ニュージーランドでも出たのです。差止め訴訟もできるので、それで戦って開発権利を守っているという形になっています。

ですから、種苗法の改正をしなくても、今現在の状況の中で、この開発者の権利は守られているので、この問題は非常におかしいと言われていて、私も、この種苗法ではないのですけれども、種子法のことにに関して原告団になっているのですけれども、一人になっているのですけれども、TPPが非常にこの種苗法や農業競争力強化支援を、今回の種苗法に関して関わってきていて、農水省がおかしな状況になっているので、困っているというふうになっています。ですから、開発規制というふうに言われていますけれども、事実は皆さんに、農水省がそういうふうに言っている、一部の方です。農水省の方が一生懸命宣伝しているけれども、そうではないという事実が、だんだん、だんだん明らかになってきています。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） いろんなご意見等、答弁等がありましたけれども、まず意見書の一番上段ですけれども、ちょっと大野議員さんが触れたかなとも思いますが、まずこの改正案の関係は、種の開発者の権利を守るのだと、それで登録品種の自家採種は禁じますよということであると。その続きが、登録品種の海外流出の防止をするためのものが目的でありますということが、意見書の中の上段にあります。

それで、海外のほうに流出している品種というものはどのぐらいあるのか、何があるのか分かる範囲内で結構ですけれども、答弁いただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今現在種苗法の関係で分かっているのはシャインマスカット、それ以外のもの特に言われているものはないです。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を行います。

〔「反対」と言う人あり〕

○森 一人議長 反対討論、ほかにございますか。

それでは、第6番、大野敏行議員、反対討論をどうぞ。

○6番（大野敏行議員） 種苗法は、開発に10年ぐらいかかる新品種の植物の知的財産権を守るための法律であります。種苗法に基づく品種登録をすれば、苗木や種の開発者に育成者権が与えられます。誰に生産や販売を認めるか、開発者が事実上決められるようになる改正です。

現行法では、農協やホームセンターで合法的に購入した後の持ち出しを取り締まるべきがないのです。なので、法改正では開発者が登録品種の栽培地域を指定するなど、条件をつけられるようにして、無断コピーをなくすことを目指している法律であります。

2018年度末時点の有効登録品種は、8,135件であります。花が7割、主要穀物、野菜、果樹がおおよそ1割ずつを占めております。具体的には、米ですと、ゆめぴりか、つや姫、イチゴですと、あまおう、さがほのか、スカイベリー、リンゴですと、シナノゴールド、サツマイモですと、紅はるかななどがこれに当たります。そして、先ほど話が出ましたシャインマスカットは、中国に苗木が持ち出されました。陽光バラとか香印翡翠といった名前で生産されて、香港なんかでも売られております。

この種苗法の改正案を取りやめしまうと、せっかくお金と知恵を出して作った新品種を守れなくなってしまう。ただ、今回、今国会の中では先送りになったと思います。まだまだちょっとそこいらを精査する必要があるのかなというふうにも思っております。私は、この意見書を今回出すことには賛成をいたしかねます。よって、本意見書には反対をさせていただきます。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 種苗法改正をとりやめ、地域の農業を守る法律の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第27、発議第7号 新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書の提出についての件を議題と致します。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書の提出について提案理由を話します。

令和2年5月27日、令和2年度第2次補正予算30兆円余りを閣議決定されました。

今、予備費の10兆円がどのように使われるか、持続化給付金の委託先が与野党の攻防になっています。私は、それぞれの住民団体が出した要望などが、ある程度第2次補正予算で予算額を確保できそうな部分以外のものは、ぜひ予備費の10兆円のうちから実現していくことが必要だろうと、公共交通の損失の補てん、学校支援の教員の増員、DVや家庭内不和で居場所のない子どもたち、虐待の不安のある子どもたちの相談場所や居場所の確保の予算が不十分であると調査し、本意見書の提出をしたいと考えています。

嵐山町各常任委員会が、本議会以後、嵐山町のコロナ禍の影響を調査するのですが、残念ながら今国会の第2次補正予算には間に合いません。今後、リーマンショック以上の経済状況の悪化は予測されているので、さらに追加的なコロナ対策予算は必要であると考えます。ですから、その調査によって10兆円ほどの予備費の対応、あるいは次の国会のコロナ禍対策につながると考えます。今必要なことは、これ以上の経済悪化を防ぐこと、家庭生活、個人の生活の不安を和らげることです。6月議会で提出す

ることができれば、本国会に間に合うことができます。

第2次補正予算は、明日の6月12日に成立とされています。3月議会、あるいは臨時議会において意見書を提出した地方議会もあります。6月議会で提出予定の議会もあると聞いています。住民団体の要望が生かされていないものなどについて、さらなる支援を求める意見書として、本意見書を嵐山町議会から提出したいと考えています。

では、裏面に行って、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書を読み上げます。

政府は、5月27日第2次補正予算を閣議決定した。医療・介護の従事者への支援・中小企業事業者への支援、一人親家庭への支援などについての支出が決定し、緊急事態宣言による経済的損失を補償する政策が構築された。

緊急事態宣言による経済の損失は大きく、前年度GDP比ではマイナス3.1%～5%と予測されている。

この影響は大きく、緊急事態宣言解除後も、ソーシャルディスタンスを保持することが推奨されているため、新しい生活様式を続けることが課題となっている。第2次補正予算では解決できない課題がある。

記

1. 外出自粛として公共交通機関を利用しないことが推奨されたため、公共交通の崩壊が予測されている。日本モビリティ会議がアンケート調査を行ったところ、アンケートに答えた事業者の80%がこの状況が8月まで続くと事業継続できないという。中小事業者・大手事業者・航空事業者ともに事業の損失が大きく、事業収益の損失の補填が必要とされている。公共交通が崩壊すると、国民生活を守ることができない。公共交通事業者に対して、損失の補填を求める。

2. 学校の休校措置から、各自治体の状況によって児童・生徒の学校での教育が始まっている。小学校6年生、中学校3年生に対してサポート体制が予算化された。

しかし、3月から5月までで子どもの学力格差は広がっている。又、自治体によっては、ソーシャルディスタンスを維持するために、教室面積が不足し、1学級の授業を2つの教室で行う、午前・午後に分けて行う体制をとるところもある。

すべての小中学生に対し、教育格差を拡大しないために必要なサポートができる支援員を増やすこと、また、今後の休校措置が発せられることも予測し、すべ

ての小中学生、高校生にタブレット配布を求める。

3. 家庭ですぐすることが推奨されたが、家庭がすべての人にとって安全とは限らない。DV・虐待被害者や少女、妊産婦を含め「家庭外の安全な場所」を整備・拡充し、相談事業や支援団体を助成すること。

提出先ですけれども、内閣総理大臣、新型コロナウイルス対策担当大臣、総務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣特命担当大臣（男女共同参画）、そして衆議院議長、参議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員に、今回の総務経済でも、文教でももう出ている、調査研究しようと、新型コロナの感染症が嵐山町にどのような影響があるかということも、5月22日に全協があって、26日にはそれぞれ委員会を開いて、協議会を開いて決めているわけです。そういう中であって、これだけの国の規模も、損失補償だとか出ていますけれども、我々も本当に勉強しないと、どれがどうなのか分かりません。これから2波、3波がどうなのか。この議会の中でも、渋谷議員もおっしゃったけれども、これは少し早いのではないか、ちょっと時間をかけたほうがいいのではないかなというような発言もあった中で、こういったもの、国すらもこれから先は見通せないということで、こういった意見書を上げるということ、そもそもその辺のところは私は、もう委員会をつくってあるという部分で、それこそ軽視になると思いますけれども、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、ずっと臨時議会を開催するように要望しておりました。その中で、実際に委員会で閉会中の特定事件としてやって、今回の議会に間に合うようにやればいいかなと思っていたのですけれども、それは全く、皆さんによって否決というか、お断りがありました。

今、6月議会、6月第2次補正算に間に合わせるというのが一つの課題で、私が今上げているのは、住民団体が出てきている要望の中で、第2次補正予算の中では入っていないものを上げています。だから、何と言ったらいいのかな、嵐山町の議会が嵐山町のコロナ禍を考えてやるのは、嵐山町の問題としてやっていけばいいでしょう。

そして、その部分がまた次の議会、国会に提出することが、12月ですか、夏ですか、臨時国会をやらないと言っていますから、そのときに間に合うようにやればいいでしょうし、内閣のほうに出すこともできるでしょう。でも、それも早くて9月議会です。ですから、私はとにかく嵐山町というか、国は第2次補正以外はやらないというふうに言ったわけです。それに間に合わせるのにはどうするかということで、全く議員として不謹慎でもなければ、非常に議員として、また市民の状況を見て、特に電車が止まったら困りますので、既にバスなんかも止まっているところ、タクシー会社もやめているところなんかも出てきていますから、公共交通の問題というのは非常に重要であるということが分かっていますので、これを出していきたいと思いますし、嵐山町で、例えばDVの子どもや被害者、虐待の子どもたちがいて、それを嵐山町で、嵐山町が行政の中でその居場所をつくるということではできないことですから、また教員を増やすとか、支援員を増やすというふうにしても、これは嵐山町の財政ではできないことですから、これが全然、何でこれが不徳になるのか分かりません。むしろ臨時議会を開催して、これをやっていきましょうというふうに提案をしたかった私をお断りになった皆さんのほうが、おかしいと思います。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今回の嵐山町の第4次補正を見ていても、非常に教育のところに使われています。ほかにもっとたくさんあるような気がするのですが、残念ながらこの金額しか来ないわけです。それは、日本中に全て国が予算を交付するわけですから、国も選択に非常に困っていると思います。

私、今何で手を挙げたかという、国からの予算をもっといただきたいのに、それを嵐山町議会は拒否するのですかと、そういうふうに取り上げられないので、私はあえて言わせてもらいますけれども、やはりそういう状況ではないのです。予備費についてだってこれから、国の予備費ですよ、どんな状況に使われるか分からない状況です。どんな業界が駄目になってくるか分からない状況の中で、自分たちがこの部分にもっとつけてほしい、それは気持ちは分かりますけれども、もっと国のそういう状況も考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、この意見書の中にはそういうものが入っていないものですから、私は反対の身分で言ってますけれども、

いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） よく分からないのですけれども、財政、政治なので10兆円の予備費が、使い道は非常に分かっていないのでという形で攻防があります。それで、このまさに不明金の支出を予備費とするのは問題だという形で言われているわけなのですが、私も打ち出の小づちみたいな財政のお金だなと思いながらもやっているわけなのですけれども、でも少なくとも10兆円は、ある程度どういうふうに使っていいかというふうなことに對して、出してもいいのではないかなというふうに思っています。

それで、嵐山町はやっとこれだけ来たわけなのだけれども、それはそれで立派な使い方をされたと思います。いい使い方をされているのだろうな、いい使い方をされていて、それで今みんなが困っていること、特に教育の問題に使われているということは、私はいいなと思いますし、中小企業の問題、それから農業者に対しての支援というふうな形も、嵐山町でできる範囲でやっていらっしゃるから、それに関しては全然問題にもしていませんけれども、とてもよかったなと思っていますけれども、どうしてこういうふうに議会を軽視するという形ではなくて、もっと嵐山町の議会で本当はやらなくてはいけなかったのですけれども、やらなかったことに関して、こんなものを出すのはおかしいと言われるので、そういうふうにお断りしただけで、嵐山町の議会でもっと住民の皆さんが何を困っているか、そして行政は何が困っているかということのをこの間に調べて、意見書として提出することができたらよかったと思いますし、皆さんにもお話ししました。これ以外のことで上げたいことがあれば、私はこれに加えていきますから、どうぞ出してくださいというふうに言ったわけなのですが、全くなかったわけです。それって何て言ったらいいのかなと思うのですけれども、もう少し議員はこういうふうなことを考えてやるか、私は自分の関わっている住民団体もたくさんありますので、その住民団体の中で要望書を上げていった中で、それでだんだん入ったのかなというふうな感じで、第2次補正が出たのです。そのほかに出されていないのはこれかなというふうな形で、取りあえず嵐山町の議会に出しました。嵐山町の議会では、嵐山町のことだけをやるのではなくて、国全体のこともやるのです。それが意見書というものなので、だからどういうふうにお答えしたらいいか分からない

いのですけれども、今の形だと嵐山町の議会は、これから6月までやっていくわけで、何をどういうふうを考えていらっしゃるのか分からないけれども、嵐山町でやれることをこれから考えていくのか、そのために予算を下さいというふうに国に財政支援を求めるのか、それは全く分かりませんが、やらなくてはいけなかったときにやらなかったので、私が個人的に、これはこうしたほうがいいかなというふうに出しているわけですから、そのことに関してとやかく言われる筋はないと思います。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 新型コロナウイルス感染症対策のさらなる支援を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、岩澤町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月4日に開会をされ、6月11日の本日まで8日間にわたり、極めてご熱心な審議を賜り、提案をいたしました令和2年度一般補正会計予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

また、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてもご同意を賜り、重ねて御礼申し上げる次第でございます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、町として十分検討いたしまして対処する所存でございます。

また、今回の定例会は、私にとりまして最後の定例議会になりました。議員の皆様方のご指導をいただきながら、4期16年でございました。ただただ感謝の気持ちでいっぱいであります。あるときから、細川ガラシャの歌とされる「散りぬべき時知りてこそ人の世の花も花なれ人も人なれ」、この歌が胸の中に宿るようになりました。大好きな町、嵐山町の皆様のために、気心の合った安藤副町長とタッグを組んで仕事をさせていただきました私、大変な幸せ者でありました。

大好きな言葉に、五風十雨という言葉があります。5日に1回風が吹き、10日に1回雨が降る、当たり前の毎日が当たり前のように続きますよう、町の将来をひたすら願っております。

もうすぐ梅雨に入ります。日本の四季は巡ってまいります。議員の皆様には、くれぐれもお体にご留意をいただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念をさせていただきます、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、議員各位の熱心なご審議により全議案を議了し、本日ここに無事閉会の運びとなりました。これもひとえに、皆様の議会運営に対するご理解とご協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。執行の皆様には、審議にご協力をいただきましたことを改めて感謝いたします。

また、本定例会においては、新型コロナウイルス感染拡大対策として、3密を避け、ソーシャルディスタンスの確保等にもご協力をいただきました。今後におきましても、感染拡大を防ぐために新しい生活様式が求められており、議会といたしましても新しい議会スタイルを試み、実践していく必要があると思います。何とぞご協力をお願い申し上げます。

なお、岩澤町長、安藤副町長におかれましては今議会が最後の議会となりますが、

長年にわたり町政発展、町民の福祉向上にご尽力を賜りましたことに、議会を代表して厚く感謝を申し上げます。本当にご苦勞さまでした。ぜひ今後におかれましても健康に十分ご留意いただき、嵐山町の発展のためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、嵐山町の限りない発展と、一日も早い新型コロナウイルスの終息をお祈り申し上げ、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これをもちまして、令和２年第２回嵐山町議会定例会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 ６時５５分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員